

2014年4月

ディスカッション・ペーパー DP/2014/1

動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジ に対するポートフォリオ再評価アプローチ

コメント期限：2014年10月17日

動的リスク管理の会計処理：

マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ

コメント期限：2014年10月17日

Discussion Paper DP/2014/1 *Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro Hedging* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments on the Discussion Paper need to be received by **17 October 2014** and should be submitted in writing to the address below or electronically using our 'Comment on a proposal' page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for detail on this and how we use your personal data.

Disclaimer: The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2014 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-909704-39-8

All right reserved: Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to be the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in any form either in whole or in part or be any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASS', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

動的リスク管理の会計処理：

マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ

コメント期限：2014年10月17日

ディスカッション・ペーパーDP/2014/1「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。本ディスカッション・ペーパーに対するコメントは、**2014年10月17日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか又は我々の‘Comment on a proposal’のページを使用して電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者から秘密保持の要請があった場合は例外とする。そうした要請は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト © 2014 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載：本公開草案のコピーは、IASB へのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そのコピーが個人的又は内部での使用のためのもので、販売又は他の方法で配布されることがなく、IFRS 財団の著作物であることを明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することが条件である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／IFRS for SMEs ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び‘International Financial Reporting Standards’は IFRS 財団の商標である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

目 次

	項番号
はじめに	IN1
要約及びコメント募集	IN8
セクション1 背景及びポートフォリオ再評価アプローチ (PRA) への導入	
背景	1.1
現行の会計処理の要求事項の限界	1.7
検討したアプローチ	1.22
PRA	1.29
金利リスク以外のリスクに対する PRA の適用可能性	1.54
セクション2 概 要	
動的リスク管理	2.1
PRA——金利リスク	2.2
セクション3 管理対象ポートフォリオ	
はじめに	3.1
パイプライン取引	3.2
エクイティ・モデル・ブック	3.3
行動予測	3.4
期限前償還リスク	3.5
予想される顧客行動の変化による管理対象エクスポージャーの修正	3.6
管理対象エクスポージャーの底溜り階層と比例部分	3.7
リスク限度	3.8
コア要求払預金ポートフォリオ	3.9
サブベンチマーク管理対象リスク金融商品	3.10
セクション4 管理対象ポートフォリオの再評価	
管理対象エクスポージャーの再評価	4.1
移転価格設定の役割	4.2
継続的な関連付け	4.3
資金調達指標の選択	4.4
価格設定指標	4.5
セクション5 適用範囲	
はじめに	5.1
適用範囲の代替案についての諸見解	5.2
PRA の適用は強制とすべきか任意とすべきか	5.3
その他の適格要件	5.4

セクション 6 表示及び開示	
表 示	6.1
内部デリバティブについての表示	6.2
開 示	6.3
セクション 7 その他の考慮事項	
管理対象ポートフォリオに含める日	7.1
管理対象ポートフォリオからの除去	7.2
外貨金融商品のリスク管理	7.3
セクション 8 他のリスクへの PRA の適用	8.1
セクション 9 代替的アプローチ——その他の包括利益を通じての PRA	9.1
付 録	
エクイティ・モデル・ブック	A1
パイプライン取引	A2
パイプライン取引ではない予定取引	A3
エクスポージャー	A4
代替的アプローチ——その他の包括利益を通じての PRA	A5
コメント提出者への質問の要約	A6
用語集	A7

はじめに

- IN1 リスク管理は、大部分ではないとしても多くの企業が適用している一般的な活動である。状況によっては、こうした活動が非常に公式化されていて、規制上の監督の対象となっている場合がある。他方で、こうした活動が非公式あるいは場当たりのなものである場合もある。リスク管理は複雑であり、こうした活動の背景にある経済実態を反映するための、運用面で実行可能で財務諸表利用者に有用な情報を提供する会計処理アプローチの開発は、困難な課題となっている。国際会計基準審議会（IASB）は当初、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を修正して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計を組み込むことによって、リスク管理をより適切に会計処理に反映することを図った。しかし、この修正の範囲は金利リスクに限定され、銀行はそうした特定のヘッジ会計の要求事項が実務上は適用が困難であると感じてきた。これは、銀行の金利リスクについてリスク管理が、通常は動的に管理されていて、銀行が直面するリスク・エクスポージャーの絶え間ない変動に対応するためにオープン・ポートフォリオを基礎としているからである。
- IN2 本ディスカッション・ペーパー（DP）は、企業の動的リスク管理活動の会計処理についての考え得るアプローチを示している。そのアプローチとは、ポートフォリオ再評価アプローチ（PRA）であり、動的リスク管理をより適切に企業の財務諸表に反映することを目的としている。
- IN3 PRA は、時とともに変化し、関連するリスク管理プロセスが動的であるポートフォリオにおいて管理されているリスクに適用される。PRA では、企業は、動的リスク管理が行われているエクスポージャーを調整して、管理されているリスクから生じる価値の変動の影響を反映するようにする。管理対象エクスポージャーについては、管理対象リスクだけが再評価される。すなわち、管理対象エクスポージャーは、公正価値では測定されない。
- IN4 例えば、ある銀行が、金利リスクが動的に管理されている資産及び負債のポートフォリオを有している。当該資産及び負債は、PRA が適用されるとした場合には、金利変動の影響について再評価されることになる。この価値変動は純損益に認識される。金利リスクを軽減するために使用されるデリバティブは、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。したがって、金利リスクの管理の正味の影響は、純損益に反映されることになる。
- IN5 金利リスクの動的リスク管理（特に、銀行が管理しているもの）を、本 DP 全体を通じて例示目的で使用している。しかし、本 DP で検討しているアプローチは、金融商品項目と非金融商品項目の両方から生じるリスクの管理について、当該リスクが動的に管理されている場合に適用することが意図されている。IASB は、当該アプローチが他のリスクにどのように適用できるのか、及び、金利リスク以外のリスクについてどのような特別の考慮が必要なのかについて、より多くを学ぶための基礎として、本 DP を使用しようとしている。

- IN6 会計処理を動的リスク管理と合致させるアプローチは、企業が晒されているリスク及びそれがどのように管理されているのかに関して財務諸表利用者に提供される情報を改善する可能性がある。しかし、このアプローチは概念上は単純であるが、会計処理の大きな変更となる。例えば、企業はリスクを契約上のキャッシュ・フローではなく行動予測に基づいて動的に管理し、考慮するキャッシュ・フローには契約上の満期を超える期間を含めることができる。この動的リスク管理の観点を PRA の適用を通じて財務諸表に反映する場合には、行動予測の仮定が純損益に影響を与えることになる。また、PRA を企業の中でどのくらい幅広く適用すべきか及び PRA を任意とすべきか強制とすべきかの決定は、運用可能性と財務諸表で提供されることになる情報の両方に影響がある。
- IN7 動的リスク管理の会計処理における今後のステップを決定するために、IASB は本 DP を公表した。これは、IASB が PRA のコストと便益を理解するためのより多くの情報を得ることを可能にする（リスク管理の観点を財務諸表に反映すべきかどうか、及びどの程度反映すべきかを含む）。IASB が特に関心があるのは、PRA が提供する情報が財務諸表利用者に有用となるかどうか、作成者の意見では PRA が動的リスク管理の観点を忠実に表現するのかどうか、及び PRA の運用面での影響を理解することである。本 DP からのフィードバックは、IASB が動的リスク管理の会計処理における今後のステップを決定するのに役立つであろう。

要約及びコメント募集

本プロジェクトの経緯

- IN8 IASB は、マクロヘッジの会計処理のプロジェクトに関する審議を 2010 年 9 月に開始した。このプロジェクトに着手した要因は、現行のヘッジ会計の要求事項を、ヘッジされているリスク・ポジションが絶え間なく又は頻繁に変動する動的に管理されているポートフォリオに適用することに関する困難さであった¹。実質的に、オープン・ポートフォリオをヘッジ会計の目的ではクローズド・ポートフォリオにすることが強いられている。こうした制約により、動的リスク管理を財務諸表に反映することが困難になっている。さらに、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における現行のポートフォリオ・ヘッジ会計の要求事項は、金利リスクだけに限定されている。こうした理由で、IASB は、動的リスク管理についての新しい会計処理モデルを検討することを決定した。
- IN9 本 DP は、企業がどのようにリスクを動的に管理しているのかを反映した会計処理アプローチが、財務諸表利用者がリスク管理活動を理解するのを助けるために必要なかどうかを評価している。具体的には、本 DP は、PRA が有用な情報を提供するのかどうか、及び現行のヘッジ会計の要求事項の運用面の問題に対処することになるのかどうかを検討している。PRA では、会計処理の目的上、動的に管

¹ 本 DP における「ヘッジ会計の要求事項」という用語は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」及び IFRS 第 9 号「金融商品」に従ったヘッジ会計の要求事項を指している。

理されているポートフォリオの正味のオープン・リスク・ポジションが識別され、管理対象リスク（例えば、金利リスク）の変動について再評価されて、利得又は損失が純損益に認識される。このアプローチの利点は、次のとおりである。

- (a) 再評価された正味のオープン・リスク・ポジション及び関連する利得及び損失の表示が、説明的な開示との組合せにより、実際の事業リスク及びリスク管理活動に関する透明性を増進する。
- (b) 経済的なボラティリティの純損益におけるより忠実な表現
- (c) リスク管理目的ですでに使用されているデータとシステムの方が、会計処理目的で目的適合性のある情報を生み出す可能性が高い。

IASB が本 DP を公表する理由

IN10 2012年5月に、IASBは当初のデュー・プロセスのステップとしてDPを作成することを暫定的に決定した。IASBは、動的リスク管理の会計処理モデルの開発は、ヘッジ会計の要求事項の修正ではなく、リスク管理を財務報告目的でどのように考慮するのかについての基本的な変更となることに留意した。複雑性を伴うことを考慮して、本DPでは、IASBがより広範囲の代替案及び変化形に関するフィードバックを求めることを可能にしている。

IN11 IASBは、動的リスク管理の会計処理モデルの開発には時間を要するであろうことも理解した。これはIFRS第9号「金融商品」の作業予定に反するものであった。このため、2012年5月に、IASBは2つのプロジェクトを分離して、IASBがIFRS第9号を最終確定する一方で、動的リスク管理の会計処理を別個のプロジェクトとして進められるようにした。

本 DP は誰に関連性があるのか

IN12 本DPでの予備的見解は、オープン・ポートフォリオにおけるリスクを動的に管理するすべての企業に潜在的に関連性がある。本DPで提示しているPRAは、銀行や金利リスクに限定することを意図したものではない。最終的に、本DPにおける予備的見解が最終基準になるとした場合、企業がどのように影響を受けるのかを決定する主要な要素は、モデルを強制とするのか任意とするのかについての決定であろう。

IN13 さらに、本プロジェクトの結果は、IAS第39号における現行の「金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計」を置き換えるものとなる²。したがって、それらの会計処理の要求事項を使用している企業は、本DPにおける予備的見解が最終基準となったとした場合には、影響を受けることとなる。

² 「金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計」は、IAS第39号のAG114項からAG132項に記載されている。

本 DP の目的は何か

- IN14 主要な目的は、利害関係者からの意見を求めて、IASB が、新しいモデルが財務諸表が提供する情報の有用性の増進をもたらすかどうか、また、どのようにもたらすのかを評価するとともに、探求しているモデルが運用可能かどうかを評価できるようにすることである。
- IN15 本 DP を開発する際に、IASB は、IAS 第 39 号における現行の金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計に関して実務上面倒で煩雑と考えられた領域に焦点を当てた。このため、本 DP は、IASB が ED で扱う予定の論点の全部を扱っているわけではない。
- IN16 一部の領域では、本 DP は、IASB が ED 又は最終基準に記載するよりも多くの議論を記載している。IASB は、DP に回答する人々に背景を示すために、この追加的な分析を記載した。
- IN17 IASB は、本 DP で議論している論点の全部について予備的見解に達しているわけではない。さらに、IASB は本 DP に寄せられたコメントにより予備的見解を変更するかもしれない。

本プロジェクトにおける次のステップは何か

- IN18 本 DP で検討しているアプローチは、予備的なものであり変更の余地がある。IASB は、適切な次のステップを決定するために、本 DP に対して寄せられるコメントを検討する。

コメント募集

- IN19 IASB は、本 DP におけるすべての事項、特に各セクションに示した質問についてのコメントを求めている。すべての質問の写しが付録 A6 にもある。
- IN20 コメントは次のようなものであれば非常に有用である。
- (a) 記載した質問に回答している。
 - (b) コメントが関連している具体的な項を示している。
 - (c) 明確な論拠を含んでいる。
 - (d) IASB が考慮すべき代替案を記述している（該当がある場合）。
- IN21 コメント提出者は、すべての質問にコメントする必要はなく、追加的な事項についてコメントすることは推奨される。
- IN22 IASB は、**2014 年 10 月 17 日**までに書面で受け取ったすべてのコメントを検討する。IASB が評価の基礎とするのは、提供された情報の利点であり、各質問への回答の件数ではない。

コメントの方法

IN23 コメントは、以下のいずれかの方法で提出されたい。

電子的に 'Comment on a proposal' のページにアクセス (go.ifrs.org/comment)
(我々が推奨する方法)

電子メール 電子メールでのコメントを、commentletters@ifrs.org に送付することができる。

郵 送 IFRS Foundation
30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

IN24 すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。ただし、秘密保持の要請があった場合は例外とする。そうした要請は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。これに関する詳細及び我々が回答者の個人データをどのように使用するのについては、我々のウェブサイト参照のこと。

セクション 1 背景及びポートフォリオ再評価アプローチ（PRA）への導入

背景

- 1.1 大半の企業にとって、リスク管理（動的リスク管理はその部分集合である）は、リスクの識別、分析及び軽減を含んだ多面的な活動である。これらの要素のそれぞれが、複雑なプロセス、判断、市場の見方の考慮を伴う。多くの企業は、金利リスクなどのリスクを、個々の契約ベースではなく、ポートフォリオのベースで管理している。動的リスク管理は連続的なプロセスである。企業が直面するリスクは時とともに変化するからである。したがって、動的リスク管理の主要な特性の 1 つは、管理対象ポートフォリオから生じる純額オープン・リスク・ポジションの継続的な再評価である。動的リスク管理は、金融機関から、鉱業、公益事業及び製造業の企業に至るまで、広範囲の企業が行っている。同様に、動的に管理することのできるリスクの種類はさまざま、金利リスク、商品価格リスク及び為替（FX）リスクなどが含まれる。
- 1.2 金融機関は、金利リスクの管理をオープン・ポートフォリオに基づいて動的に行うことが多い。例えば、ローンのポートフォリオは、ほとんどが静的ではない。ポートフォリオは通常、新しいローンの追加や既存のローンの期限前償還や満期到来につれて時とともに変化するからである。これと整合的に、リスク管理は動的であり、純額オープン金利リスク・ポジションの監視とそれに対応するリスク管理活動の再評価が頻繁に（例えば、日次で）行われる。
- 1.3 現行のヘッジ会計の要求事項では、これらのシナリオに対応するのが困難であることが多い。現行の要求事項では、通常、ヘッジ対象とヘッジ手段との 1 対 1 の指定が要求されるからである。実質上、オープン・ポートフォリオのシナリオは、可能な場合には、ヘッジ会計の目的上はクローズド・ポートフォリオのシナリオとすることが強いられることが多い。さらに、現行のヘッジ会計の要求事項では、何を適格なヘッジ対象と考えることができるのかについて制限が課されている。これらの制限により、複雑性が増大し、動的リスク管理を財務諸表に忠実に反映することが困難になっている。
- 1.4 こうした考慮事項を踏まえて、国際会計基準審議会（IASB）は新しいアプローチを検討している。こうした活動の財務諸表での忠実な表現と運用面での複雑性の低減を達成するために、動的リスク管理の諸側面を具体的に扱うものである。
- 1.5 動的リスク管理を財務諸表に反映するために、さまざまなアプローチを考えることができる。1 つの考えられるアプローチは、動的リスク管理のすべての要素（すなわち、リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減）を反映するモデルである。このアプローチでは、企業がこれらの活動のいずれかを行っている場合に、こうした活動を財務諸表に忠実に表現することがモデルの目的となる。したがっ

て、こうしたアプローチは、企業が一時点で有しているすべてのリスク・ポジション（すなわち、識別し分析してヘッジすると決定した純額オープン・リスク・ポジションだけでなく、識別し分析してヘッジしないと決定した純額オープン・リスク・ポジションも）の影響を財務諸表に表現しようとすることになる。

- 1.6 代替的なアプローチは、動的リスク管理の 3 つの要素のすべて（すなわち、リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減）を企業が行っている場合にだけ、動的リスク管理を反映するモデルを検討することである。したがって、このアプローチでは、モデルが適用されるのは企業がヘッジを通じてのリスク軽減を行った状況に対してだけである。本ディスカッション・ペーパー（DP）は、両方のアプローチを検討しており、関係者にそれらのアプローチに対する見解を求めている（セクション 5 参照）。

現行の会計処理の要求事項の限界

- 1.7 現行の IFRS の会計処理の要求事項は、エクスポージャーの測定ないしは認識が、リスク管理の観点とは異なる方法で行われる結果を生じる場合がある。例えば、
- (a) 金利リスクに対するエクスポージャーは、ローン、預金、金利デリバティブから生じるが、現行の要求事項では、多くのローン及び預金は償却原価で会計処理されるが、金利デリバティブは純損益を通じて公正価値（FVTPL）で会計処理することが要求されている。同様に、商品在庫は取得原価と正味売却可能価額のいずれか低い方で会計処理されることが多いが、商品デリバティブ契約は FVTPL で会計処理される。したがって、デリバティブを使用したリスク管理は、たとえリスク管理の目的が企業の直面するリスクを低減することであっても、純損益におけるボラティリティを生じる場合がある。
 - (b) ローン・コミットメント（固定金利での）又は商品の売買の確定約定（固定価格での）は、通常、企業が契約を締結した時点では、会計処理の目的上は認識されない。しかし、リスク管理の観点からは、こうした契約は、企業をそれぞれ金利リスク及び価格リスクに晒すものであり、リスク管理者は、動的リスク管理の目的で純額オープン・リスク・ポジションを決定する際に、それらのリスクを含めるであろう。これと対照的に、それらのリスクを軽減するために取引されたデリバティブは、会計処理の目的上は直ちに認識されて FVTPL で測定され、それらの取引が実際にはそれらのリスクを低減する場合であっても、純損益のボラティリティが生じる。
- 1.8 現行のヘッジ会計の要求事項は、企業がこのような認識及び測定の不マッチへの対処を、リスク・エクスポージャーを生じさせている項目の測定を変更する（公正価値ヘッジ）か、又はヘッジ手段に係る利得又は損失をその後の期間まで繰り延べる（キャッシュ・フロー・ヘッジ）ことによって行うことを認めている。しかし、これらの要求事項は、主として静的なエクスポージャーのヘッジのために設計されている。これは、ヘッジ会計を適用するためには、具体的なヘッジ対象

とヘッジ手段を識別し、それらを個々のヘッジ関係の指定を通じて関連付けることが必要だからである。これは動的リスク管理の環境では困難な課題となる。

- 1.9 IFRS には、金融資産又は金融負債からの金利リスクをポートフォリオのベースで管理する企業に対する具体的な要求事項が含まれている。特に、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計についての要求事項は、ポートフォリオのレベルでのヘッジ会計を容易にすることを狙いとしている。これにより、一部のヘッジ対象を、契約キャッシュ・フローのベースではなく行動予測のベース（例えば、期限前償還が可能な固定金利の住宅ローン）で含めることができるので、動的リスク管理のいくつかの側面に対応している。しかし、それらの要求事項にはいくつかの欠点がある。特に、金利リスクに限定されていて、実質上、主として銀行が使用してきたことを意味する状況に合わせたものとなっている。しかし、多くの銀行が、こうした特定のヘッジ会計の要求事項は、実務での適用が困難で、自らのリスク管理活動に関する有用な情報を財務諸表で提供するものではないと考えている。

オープン・ポートフォリオ

- 1.10 IAS 第 39 号の中での金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ会計の要求事項は、リスク管理の「動的」な性質を反映していない。ヘッジ関係が「静的」に識別されるものと仮定しているからである。この仮定は、ポートフォリオがクローズドである場合（すなわち、新しいエクスポージャーが追加されず、ヘッジ対象ポートフォリオに含められたエクスポージャーの除去や置換えができない場合）には適切である。
- 1.11 現実には、ポートフォリオは通常は「オープン」である。こうしたポートフォリオの中に含められたエクスポージャーは、新たなエクスポージャーの追加や既存のエクスポージャーの除去により、頻繁に変動する。リスク管理者は、直近の純額オープン・リスク・ポジション（新規及び改訂後のすべてのエクスポージャーを区別なしに含む）を考慮し、当該純額オープン・リスク・ポジションを管理するのに必要な行動を決定する。
- 1.12 動的リスク管理を現行のヘッジ会計の枠組みの中で反映することは困難である。具体的なヘッジ手段を具体的なヘッジ対象と関連付けるという要求があるためである。実務上、現行のヘッジ会計の要求事項は、オープン・ポートフォリオを期間の短いクローズド・ポートフォリオのシリーズとして扱っている（すなわち、過去のクローズド・ポートフォリオについてはヘッジ会計関係の定期的な中止によって、また、改訂後のクローズド・ポートフォリオについては新しいヘッジ会計関係の指定によって）。これは運用面での複雑性を生じさせている。ヘッジ会計関係を追跡する必要があり、ヘッジ調整額を償却する必要があるからである。さらに、この要求事項は、ヘッジ対象ポートフォリオが更新される頻度を考えると、適用が煩雑となることが多い。ヘッジ会計の要求事項は、リスク管理プロセス（「旧」

と「新」のエクスポージャーとを区別していない) と整合的でないので、人工的なものとみなされる。したがって、会計処理の結果は、通常は財務諸表利用者にはリスク管理と整合的な情報を提供しない。このことは、もたらされる情報の目的適合性を限定する。

- 1.13 さらに、特定の種類のリスクに対するエクスポージャーを純額ベースで管理することが一般的である。例えば、銀行は通常、リスク管理の意思決定を金融資産と金融負債の組合せから生じる正味の金利リスクに基づいて行い、満期（デュレーション）期間帯アプローチによる感応度分析を使用することが多い³。IAS 第 39 号における金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計の要求事項は、金利リスクが純額ベースで管理されることが多いことを反映しているが、ポートフォリオ・ヘッジは、ヘッジ会計の目的上は総額ベースで指定することが要求される。したがって、企業は、ヘッジ会計を得るためには、適格な資産又は負債を識別して、それらを総額ベースでヘッジ対象として指定しなければならない。これはリスク管理が誤って表現される結果となる可能性がある。ヘッジ対象の選択を、ヘッジ活動を完全に反映するためではなく、会計上の結果を達成するために行わなければならないからである。

要求払預金

- 1.14 IFRS 第 13 号「公正価値測定」では、要求払の特徴を有する金融負債の公正価値測定は、要求払金額の現在価値よりも低くなり得ないと述べている⁴。したがって、会計処理の目的上は、要求により償還請求可能な負債は、名目金額又は要求払金額で測定され、金利変動に関しては公正価値リスクがないと仮定される。直ちに引き出される可能性があるからである。
- 1.15 銀行業の環境では、顧客が要求払預金口座を延長された期間にわたり維持することが一般的である。この顧客行動があるため、リスク管理者は、要求払預金ポートフォリオのうち安定的と考えられる部分を識別して、その部分をリスク管理の目的上は固定金利負債（「粘着性の」経済的性質を反映して）として扱うことが多い。これらは一般にコア要求払預金と呼ばれる。リスク管理者は、コア要求払預金のみなし金利リスクの管理を預金者の予想される行動に基づいて行う。しかし、項目が公正価値ヘッジにおける適格なヘッジ対象となるためには、ヘッジ対象の公正価値が、ヘッジされるリスクに応じて変動しなければならない。要求払預金の公正価値は会計処理の目的上は一定とみなされるので、公正価値ヘッジ会計が

³ 満期（デュレーション）期間帯アプローチによる感応度分析は、通常、グリッド・ポイント・センシティブティ（GPS）分析と呼ばれており、銀行が金利リスクを管理する可能性のある方法の 1 つであるが、他の有効な技法がいくつかある。例えば、一部の銀行は、「ギャップ分析」と呼ばれるもっとも単純な技法を使用する場合がある。この技法では、企業は金利感応度の高い資産、負債及びデリバティブ取引を、満期日（固定金利の場合）又は次回の金利改定日までの残り期間（変動金利の場合）に応じて「期間帯」に分配する。

⁴ IFRS 第 13 号におけるこの要求は、IASB の公正価値測定プロジェクトの結果として、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号から変更なしに移されたものである。

禁止されている。

- 1.16 現行のヘッジ会計の要求事項は、銀行の管理対象リスク・エクスポージャーの重要な構成部分（コア要求払預金）をヘッジ関係において指定することを妨げているので、こうしたエクスポージャーをヘッジするために使用されるデリバティブをFVTPLで会計処理すると、純損益のボラティリティが生じる。
- 1.17 この純損益のボラティリティ（リスク管理の推進力となる経済実態と不整合である）に対処するために、銀行がヘッジ対象として指定することのできる代替的な項目を識別することが一般的である。例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用することのできる適当な変動金利資産などである。このようにコア要求払預金のヘッジ会計を直接的には達成できないことにより、企業の財務諸表におけるリスク管理の忠実な表現が低下している。

みなしエクスポージャー

- 1.18 企業が具体的なリスクに対するエクスポージャーを完全に把握するためには、通常、会計上の認識及び測定 of 要求事項とは関係なしに、すべてのエクスポージャーをリスク管理プロセスに含める。これは、動的リスク管理の目的で含まれているエクスポージャーの中に、資産又は負債の会計上の定義を満たさないものがある場合があることを意味する。
- 1.19 一例は、銀行におけるパイプライン取引である。状況によっては、銀行はまだ契約していない固定金利エクスポージャーからの金利リスク（例えば、固定金利で融資するという宣伝した提案から生じる金利リスク）に晒されていると考える場合がある。銀行は、こうした取引から生じる金利リスクに対する予想されるエクスポージャーを金利リスク・ポジションに含めて、他の固定金利エクスポージャーに係る金利リスクと同じ方法で監視して管理する場合がある。しかし、取引（すなわち、エクスポージャー）の契約前は、通常は会計目的では認識されず、通常、企業を特定のリスクから生じる公正価値変動に晒すものとはみなされない。したがって、パイプライン取引をヘッジ会計関係において指定することは可能でない。

帰 結

- 1.20 現行のヘッジ会計の要求事項の限界により、多くの企業（特に銀行）が動的リスク管理活動の結果を財務諸表に忠実に表現することを困難と考えるに至っている。その結果、ヘッジ会計の適用をすべて止めた企業もあれば、ヘッジ会計を選択的に適用したり、動的リスク管理プロセスを完全に反映する会計処理を適用せずに、代用となるヘッジ技法を使用したりする企業もある。
- 1.21 多くの企業が、会計上の代替案（例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計、公正価値ヘッジ会計、公正価値オプション）の組合せを、そうしないとヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動を純損益に認識することにより生じることになる純損益のボラティリティを最小限にする目的で使用している。したがって、動

的リスク管理活動が通常は包括的な方法で実施されているにもかかわらず、現行の会計処理の要求事項は、企業の財務諸表においてリスク管理の効果を描写しない可能性のある「継ぎはぎ」の表示を生じている。また、ヘッジ会計が多大な運用面での労力を伴う方法でしか適用できず、純損益のボラティリティの低減を動的リスク管理の経済実態を十分には描写しない可能性のあるやり方で行うことに重点を置いたものとなっている。その結果、場合によっては、一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）によらない情報が、企業がリスク管理目的の達成にどのくらい成功しているのかを理解しようとする財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報の源泉となっている。

検討したアプローチ

- 1.22 IASB は、動的に管理されている資産及び負債を、IFRS 第 9 号「金融商品」における分類及び測定のための目的上、別の事業モデルとして扱うべきかどうかを検討した。しかし、IFRS 第 9 号はすべての企業に適用されることを踏まえて、IASB は、リスク管理目的で動的に管理されている資産及び負債を具体的に対象としてアプローチを検討する方が、金融商品についての分類及び測定の手組み全体の幅広い変更を行うよりも、適切だと考えた。
- 1.23 さらに、動的リスク管理活動は、銀行が金利リスクについて行っているだけではない。他の業種の企業も、他のリスクを動的に管理している。このため、そうした動的リスク管理についての会計処理アプローチも必要となる可能性がある。したがって、IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項を、動的リスク管理活動を反映するように修正するだけでは、十分ではないであろう。
- 1.24 IASB は、動的リスク管理に使用されているデリバティブに発生主義会計⁵を認める例外を設けることを検討した。しかし、こうした例外は、たとえ達成されていない場合でも「完全なリスク管理」を描写することになる。当該デリバティブの公正価値の変動と管理されているリスクの影響との間のミスマッチが、財務諸表に反映されないからである。したがって、IASB の予備的見解としては、動的リスク管理の目的で取引されたデリバティブの発生主義会計は、こうした活動のより忠実な表現を財務諸表において提供しない。例えば、銀行での金利リスク管理の文脈では、将来の正味金利収益を安定させるために行われる動的リスク管理の成功又は失敗に関する情報が、財務諸表利用者の目に見えないことになる。
- 1.25 IASB は、動的リスク管理対象エクスポージャーをすべて FVTPL で測定することを企業に要求する（すなわち、管理されているリスクについてのエクスポージャーを再評価するだけでなく、公正価値の全部を反映する）ことも検討した。これは、混合測定アプローチにおいて認識されている不整合を低減するという目的を達成し、こうしたリスク管理の経済実態を財務諸表におそらく反映するであろう。

⁵ この文脈において、発生主義会計とは、償却原価会計又はデリバティブ金融商品に係るすべての公正価値変動の完全な繰延べのいずれかとして解釈することができる。

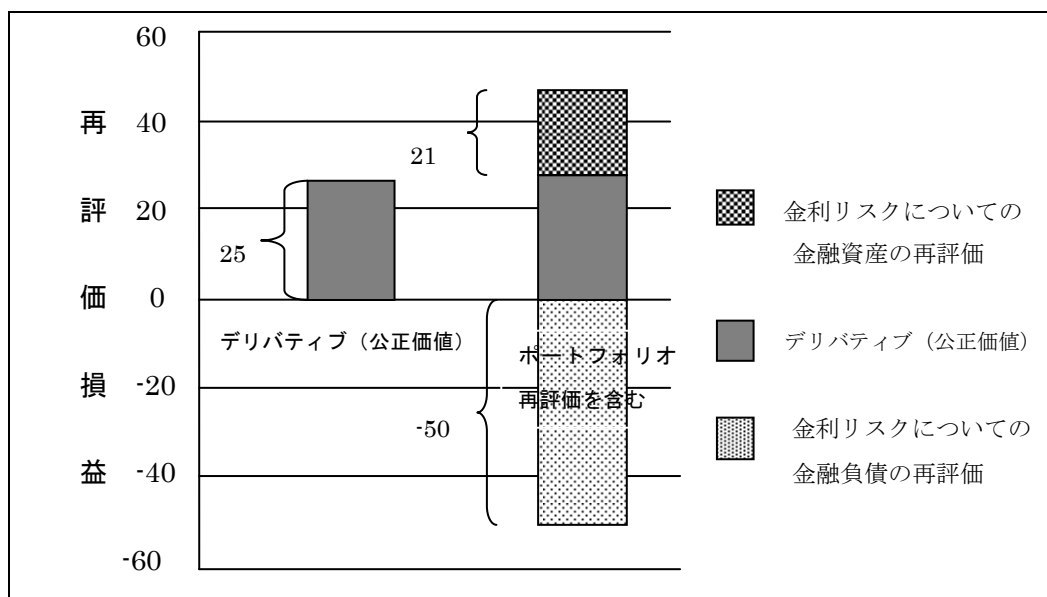
- 1.26 しかし、多くの場合、全面公正価値アプローチは、動的リスク管理の目的で識別されていないリスクについての企業の基礎となる管理を反映しない。動的リスク管理活動の目的は、通常、管理対象エクスポージャーの公正価値の全部の変動のリスクをヘッジすることではない。むしろ、企業は通常、特定のリスクを管理しようとする。例えば、銀行の場合、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されている金融資産及び金融負債について、典型的なリスク管理は、金利リスクだけを管理するためにデリバティブを締結することである（1つの考えられる目的は、企業の正味金利収益の安定化である）。こうしたポートフォリオの中の他のリスク（流動性リスクや信用リスクなど）は、通常は別個に管理される。したがって、管理対象エクスポージャーの中のすべてのエクスポージャーの全面公正価値測定を要求とした場合、当該エクスポージャーの流動性リスク又は信用リスクの変動が、実際に金利リスク管理の影響を覆い隠してしまう可能性があり、企業の事業についての中心的な情報が覆い隠される結果となる。IASBは、2009年7月に公表した公開草案「金融商品：分類及び測定」に対するコメント提出者の過半数が、全面公正価値測定モデルではなく混合測定モデルを支持していたことにも留意した。
- 1.27 IASBの予備的見解としては、動的リスク管理の中に含まれるすべてのエクスポージャー（金融資産、金融負債及びデリバティブ）について単一の測定を達成するこれらのアプローチは、両方とも重大な欠点がある。発生主義会計も公正価値会計も、実際のリスク管理を財務諸表において忠実に表現するものではない。
- 1.28 これらの議論を通じて、「PRA（リスク別）」が登場した。会計処理の目的上、企業のリスク・ポジションを識別して管理対象リスクの変動について再評価し、これが、関連するリスク管理金融商品の公正価値測定との組合せにより、リスク管理活動から生じた正味の利得又は損失を純損益に認識する結果となるものである。IASBは、会計基準がリスク管理をどの程度反映できるか、また、反映すべきかを考慮に入れて、動的リスク管理についてのこの会計処理アプローチを開発した。

PRA

- 1.29 PRAの目的は、企業の動的リスク管理活動の忠実な表現を財務諸表において提供することである。これは、財務諸表利用者が企業の業績を利益の発生源及び対応するリスクごとに理解できるようにすることによって行う。
- 1.30 PRAは、管理対象である純額オープン・リスク・ポジションの再評価を、管理されているリスクの変動についてだけ行う。管理対象エクスポージャーの他の種類のリスクに係る収益及び費用の認識は、適用可能な基準を基礎とすることになる。
- 1.31 例えば、ローンと負債のミスマッチのあるポートフォリオを有していて、それにより生じる純額オープン金利リスク・ポジションを金利スワップ（IRS）でヘッジしている銀行を考えてみる。PRAは、ローンと預金のポートフォリオを管理対象金利リスクの変動について再評価する結果となる。IFRS第9号及びIAS第39号

に従って、金利リスクのヘッジに使用されているデリバティブは FVTPL で会計処理することになる（キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定されていないと仮定した場合）。

- 1.32 1.31 項の例示に続けて、ローンに係る金利リスクの再評価で CU21 の利得が生じ、負債に係る金利リスクの再評価で CU50 の損失が生じ、デリバティブのポジションの再測定で CU25 の利得が生じると仮定する。CU4 の損失（=CU25+CU21-CU50）は純損益に認識される^{6, 7}。



- 1.33 PRA は全面公正価値モデルではない。管理対象エクスポージャーを、管理されているリスクについてだけ再評価するものだからである。管理対象エクスポージャーは、公正価値で再測定されていない。これは、例えば、リスクが管理されているローンが、企業のオープン・ポートフォリオの一部として、ベンチマーク金利（例えば、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）イールドカーブ）の変動に関して管理されている場合には、当該ベンチマーク金利の変動の影響についてだけ再評価されることになる。当該ローンの他の側面（顧客マージン（例えば、信用マージン又は預金マージン）など）は、金利収益・費用として発生ベースで認識される。企業の狙いが正味金利収益の安定化である場合、本 DP で検討している範囲の代替案の 1 つ（5.2.1 項から 5.2.8 項参照）では、財務諸表利用者は、利益が顧客マージンから稼得されているのかどうかや、純額オープン・リスク・ポジションをベンチマーク金利リスクに関してヘッジせずに置いていることから利得又は損失が生じているのかどうかに関する情報を得ることになる、

⁶ 本 DP では、貨幣金額は「通貨単位」(CU) で表示している。

⁷ この CU4 の損失は、本 DP で検討している範囲の代替案の 1 つ（セクション 5 参照）では、ヘッジされていない純額オープン・リスク・ポジションの増減、ヘッジ戦略の非有効部分、あるいはその両方の組合せから生じている可能性がある。

- 1.34 本 DP で議論している PRA は、オープン・ポートフォリオについての IFRS での現行の会計処理の要求事項について識別されている困難にも対処する。PRA は、具体的なヘッジ指定を要求しないことにより、リスク管理の動的な性質に部分的に対応している（本 DP で検討している範囲の代替案の 1 つ（5.2.1 項から 5.2.8 項参照）において）。本 DP は、リスク管理者が考慮しているすべてのエクスポージャーを財務報告の目的上は含めることの含意も検討している（例えば、コア要求払預金及びパイプライン取引の再評価）。
- 1.35 さらに、本 DP は、表示及び開示の代替案を検討して、金利リスクを動的に管理している企業の動的リスク管理活動を忠実に表現するのかどうかを考慮している。運用面での実行可能性も、本 DP で検討したさまざまなアプローチを評価する際の考慮事項の 1 つであった。

現行のヘッジ会計の要求事項と PRA との比較

- 1.36 以下の例は、PRA の適用を例示し、現行のヘッジ会計の要求事項と比較している。同一の事実関係を、このセクションの残りの部分で示すすべての設例に適用する。
- 1.37 ある企業が、下記の表に示したエクスポージャーを 20X0 年 1 月 1 日及び 20X1 年 1 月 1 日現在で保有していると仮定する。設例を単純にするため、固定金利エクスポージャーは同一の満期期間帯の中で生じるものと仮定する。

20X0 年 1 月 1 日

資 産		負 債	
CU		CU	
固定金利ローン	150	固定金利負債	100
変動金利ローン	150	変動金利負債	200
純額オープン・リスク・ポジション			
固定受（変動払）	50		
IRS（金利スワップ）			
		固定払（変動受）	50

20X1 年 1 月 1 日

資 産		負 債	
CU		CU	
固定金利ローン	150	固定金利負債	90
新規の固定金利ローン	20		
変動金利ローン	130	変動金利負債	210

純額オープン・リスク・ポジション		
固定受（変動払）	80	
IRS（金利スワップ）		
既存の IRS	固定払（変動受）	50
必要とされる新規の IRS	固定払（変動受）	30

IFRS 第 9 号の適用——公正価値ヘッジ指定

- 1.38 20X0 年 1 月 1 日に、IRS が合計 CU150 の固定金利ローンのポートフォリオの 33.3%の公正価値ヘッジにおいて指定されるとする。

20X0 年 1 月 1 日現在の公正価値ヘッジ指定	
ヘッジ対象	CU150 の固定金利ローン・ポートフォリオの 33.3%
ヘッジ手段	CU50 の IRS

- 1.39 20X0 年 12 月 31 日に、追加の固定金利エクスポージャー CU20 が実勢市場金利でポートフォリオに追加され、CU10 の固定金利負債が期限前返済されて、正味の受取固定ポジションが CU80 に増加する。企業は純額リスク・ポジションの全額をヘッジし、その結果として CU30 の新規の IRS を行う。
- 1.40 会計処理の目的上、既存の公正価値ヘッジ会計関係はそのままとすることができるが、新たなヘッジ会計関係が新たな CU30 の IRS について必要となる。企業は、次のような考え得る指定を考慮することができる。
- (a) 当初の固定金利ローン CU150 のうち追加の 20%部分。しかし、新規の IRS の固定金利（例えば 4.5%）は、（過去の）ローンに係る市場金利（例えば 5%）と同じにはならない。市場金利がその間に変動しているからである。したがって、指定は次のいずれかとなる。
- (i) 当初の公正価値ヘッジ会計関係と整合的に指定することのできる過去のローン（すなわち、同じ 5%の表面金利の部分）。これは、同一のローンを異なる構成部分について再評価する必要を避けるためである。しかし、これは、ヘッジ会計関係に非有効部分又は「ノイズ」の要素を持ち込む可能性がある。
- (ii) 過去のローンのうち市場金利の IRS レグ（例えば、4.5%）に対応する部分。しかし、これは、同じ時期に取引されて同じポートフォリオの中

で管理されているローンを、異なる表面金利の構成部分に関して再評価することが必要となる（33.3%を表面金利5%の部分、同じポートフォリオの20%を表面金利4.5%の部分と）。

- (b) 市場金利との相違の論点を軽減するために、新規の IRS のうち CU20 を固定金利ローンの新規の CU20 の 100%をヘッジするものとして指定し（それらは同一の市場金利（すなわち、4.5%）に基づくものであるため）、当初の固定金利ローン CU150 のうちの 6.7%（ $=10 \div 150$ ）だけを、新規の IRS のうちの残りの CU10 のヘッジ対象として指定する。これは経済実態を最も密接に表現する。新規の IRS が部分的には新たな固定金利資産によるものであることとともに、予想外の固定金利負債の期限前返済により、既存の資産ポジションが自動的なヘッジがない状態に置かれているという事実を反映しているからである。

- 1.41 1.40 項の設例は、考え得る指定の代替案を表すものであり、その状況におけるすべての可能性の網羅的なリストと考えるべきではない。この設例は、現行のヘッジ会計の要求事項を満たすために要求される指定によって持ちこまれる複雑性を例示している。その結果、ヘッジ会計は、償却ないしは、オープン・ポートフォリオの中の同一のエクスポージャーの異なる部分についての異なる会計処理・測定を要求する。さらに、報告される非有効部分が常に経済実態を表すとは限らない。これは、指定がリスク管理と完全には一致していないので、有効部分・非有効部分の測定値が、実施されている経済的戦略がどの程度成功しているのかを反映しないからである。

IAS 第 39 号の適用——金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計⁸

- 1.42 設例を続けて、期限前返済が予想されておらず、リスク管理が行動ベースではなく契約ベースを基礎としている場合には、IAS 第 39 号に従ったポートフォリオ公正価値ヘッジ会計アプローチと、IFRS 第 9 号に従った公正価値ヘッジ会計の結果は、上記の結果と同様となる。

IFRS 第 9 号の適用——「マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ」指定⁹

- 1.43 同じ設例を続けて、もう 1 つの考え得る代替案は、IFRS 第 9 号におけるマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計において考え得る指定を検討することである。

⁸ 「金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計」は、IAS 第 39 号の AG114 項から AG132 項に記載されている。

⁹ IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項の導入により、「マクロヘッジ会計」の現状はおおむね維持されている。すべてのキャッシュ・フロー・ヘッジ（IAS 第 39 号で「マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ」と通称されているものを含む）は、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項の範囲に含まれ（IFRS 第 9 号の BC6.84 項から BC6.104 項参照）、IAS 第 39 号における金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計は引き続き利用可能である。

20X0年1月1日現在のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ指定	
ヘッジ対象	CU50の変動金利負債 ^(a)
ヘッジ手段	CU50のIRS
(a) キャッシュ・フロー・ヘッジ指定の要件を満たすためには、変動金利負債は、少なくともIRSの満期に対応する期間について可能性が非常に高くなければならない。	

- 1.44 20X0年1月1日に、CU50の変動金利負債をマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の目的上のヘッジ対象として指定することが必要となる。IRSの変動レグの基礎と対応する適切な変動金利負債の存在は保証されていない。
- 1.45 20X1年1月1日において、当初のヘッジ会計関係はそのままである。正味の固定金利ポジションの変動はキャッシュ・フロー・ヘッジ指定に直接には影響を与えないからである（変動金利負債の所要の水準を超えていないという前提で）。
- 1.46 しかし、将来に向かっては、IRSのCU50からCU80への増加を相殺するために、追加のCU30の変動金利負債をヘッジ対象として指定することが必要となる¹⁰。
- 1.47 上記は「完全な」ヘッジのシナリオを示している（適切な負債が利用可能であると仮定）が、CU10の固定金利負債の予想外の期限前返済は、結果論で見れば、固定金利資産のうちCU10は、負債が期限前返済された後はヘッジされていなかったことを示している。

PRAの適用

- 1.48 同じ事実関係を仮定して、以下の例は、同じシナリオへのPRAの適用を検討している。
- 1.49 単純化のため、この分析では、変動金利のローン及び負債から再評価調整は生じないものと仮定している。

20X0年1月1日

資 産		負 債	
	CU		CU
固定金利ローン	150	固定金利負債	100
変動金利ローン	150	変動金利負債	200
純額オープン・リスク・ポジション			
固定受（変動払）	50		

¹⁰ 本DPにおける「相殺」という用語は、この用語のIAS第32号「金融商品：表示」における意味を有するものではない。

IRS (金利スワップ)		
	固定払 (変動受)	50

- 1.50 20X0年1月1日に、このローンと負債は管理対象エクスポージャーの中に入れられ、金利リスク・ポジションの対応を反映して、CU50の固定払IRSがリスク管理金融商品とされる。したがって、固定金利のローン及び負債から生じる純額オープン・リスク・ポジションの、管理対象リスクの変動についての再評価は、IRSの公正価値の変動に対する相殺を提供する。
- 1.51 20X0年12月31日に、CU150の既存の固定金利ローンと残りの固定金利負債のうちのCU90で構成される純額オープン・リスク・ポジションが、金利変動の影響について再評価され、当初のCU50の固定払IRSは公正価値で測定されることになる。CU10の固定金利負債について過去に認識した再評価調整は、純損益に戻入れされる。これは、結果論で見れば、銀行がアンダーヘッジのポジションを有していたことを反映している（銀行はCU10の固定金利負債からの金利リスクが継続するものと予想していた）。
- 1.52 その後、CU20の固定金利ローンとCU30の固定払IRSも、金利リスク・ポジションの対応を反映するPRAに含まれることになる。前と同じように、固定金利のローン及び負債から生じる純額オープン・リスク・ポジションの、管理対象リスクの変動についての再評価は、IRSの公正価値の変動に対する相殺を提供することになる。すべての再評価されたエクスポージャー及びIRSの価格付けが同じ日に行われるわけではない（この例では、20X0年1月1日のものも20X1年1月1日のものもある）ことに留意のこと。しかし、こうした市場金利の相違は、リスク特性の変化を反映している。

資 産		負 債	
CU		CU	
固定金利ローン	150	固定金利負債	90
新規の固定金利ローン	20		
変動金利ローン	130	変動金利負債	210
純額オープン・リスク・ポジション			
固定受 (変動払)	80		
IRS (金利スワップ)			
既存のIRS		固定払 (変動受)	50
必要となる新規のIRS		固定払 (変動受)	30

- 1.53 この例に見られるように、PRA の適用は、現行のヘッジ会計の要求事項に関する複雑性をなしに、動的リスク管理の包括的な描像を表示することになる。

金利リスク以外のリスクへの PRA の適用可能性

- 1.54 IASB は、本 DP の出発点として、銀行が金利リスクを管理している方法に焦点を当てることを決定した。その方法が、動的リスク管理が行われているリスクの一般的な例を提供しているからである。しかし、IASB の目的は、さまざまな種類のリスクにわたって適用される動的リスク管理の会計処理のアプローチの開発を検討することであり、金利リスクの動的管理に適用を限定することはない。
- 1.55 IASB は、動的リスク管理が金利リスク以外のリスクについて行われていることに留意した。例えば、リスク管理活動は、為替リスク又は商品価格リスクがオープン・ポートフォリオに基づいて動的に管理されている場合に存在する。したがって、IASB は、すべての企業の金利リスクと他のリスクの両方についての動的リスク管理活動を理解することに関心がある。IASB は、金利リスク以外のリスクについての動的リスク管理の忠実な表現を改善する会計処理アプローチの必要性があるのかどうかを理解することにも関心がある。

質問 1—動的リスク管理についての会計処理アプローチの必要性

動的リスク管理を企業の財務諸表に表現するための会計処理アプローチの必要性はあると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 2—動的リスク管理を企業の財務諸表に表現する際の現状での困難

- (a) 現行のヘッジ会計の要求事項を動的リスク管理に適用する際に企業が現在直面している主要な論点を、本 DP が正確に識別していると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。識別していないと考える場合には、IASB が動的リスク管理に対する会計処理アプローチを開発する際に、どのような追加の論点を検討することが必要となるか。
- (b) PRA は識別された論点に対処するものとなると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

セクション 2 概要

2.1 動的リスク管理

2.1.1 PRA の主要な側面の 1 つは、動的ベースで管理されているリスクに適用されることである。動的リスク管理は通常、次のような特徴を有する。

- (a) リスク管理がオープン・ポートフォリオについて行われる。これには新たなエクスポージャーが頻繁に追加され、既存のエクスポージャーが満期となる。
- (b) オープン・ポートフォリオのリスク特性が変化するにつれて、リスク管理が、純額リスク・ポジションの変動に対応して適時に更新される。

2.1.2 さらに、動的リスク管理は、以下の特徴のいくつかを示す場合がある。

- (a) 金利リスク管理の文脈では、その目的が、オープン・ポートフォリオからの正味の金利収益を市場金利に対する目標とする感応度の範囲内に保つことである場合がある。
- (b) リスク管理が、キャッシュ・フローの量ないしは時期についての見積りに基づくエクスポージャー（例えば、行動化エクスポージャー）を含んだオープン・ポートフォリオを基礎としている場合がある。
- (c) 外部エクスポージャーから生じるリスクだけを、管理対象ポートフォリオに含めている。

質問 3—動的リスク管理

2.1.1 項から 2.1.2 項における動的リスク管理の記述は、正確かつ完全だと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。そう考えない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。

2.2 PRA—金利リスク

2.2.1 PRA を適用する際には、動的リスク管理が行われているオープン・ポートフォリオの中のエクスポージャーは、管理対象リスクに関して再評価されることになる。本 DP では、こうしたポートフォリオを管理対象ポートフォリオと呼んでいる。この再評価は、それらのリスクを管理するために使用されているリスク管理金融商品（本 DP の目的上はデリバティブ金融商品）を公正価値で測定することの影響を相殺する。

2.2.2 PRA の適用は、IFRS 第 9 号の分類及び測定及びその他の基準の要求事項もリスク管理金融商品の会計処理も変更しない。しかし、PRA は管理対象ポートフォリオの中の管理対象エクスポージャーを、管理対象リスクについて再評価することを要求する。累積的な影響は、金融商品について、IFRS 第 9 号の測定が、動的に

管理されているリスクについてだけ修正されて財務諸表に反映されることである。

- 2.2.3 企業が、年間の固定表面金利が 4.5% の 5 年の小口のローンを有していて、償却原価の総額が CU1,000 であると仮定する¹¹。管理対象ポートフォリオの市場金利が 4.25% に下落したとした場合には、再評価調整は、当初の表面金利を実勢市場金利で割り引いた価値を表す¹²。金利リスクが動的に管理されている場合の再評価調整は、割引キャッシュ・フロー法を適用して次のように計算される。

$$CU45 \times (1.0425)^{-1} + CU45 \times (1.0425)^{-2} + CU45 \times (1.0425)^{-3} + CU45 \times (1.0425)^{-4} + CU1,045 \times (1.0425)^{-5} - CU1,000 = CU11$$

- 2.2.4 この例は、PRA で要求される計算の簡略化版であるが、管理対象エクスポージャーが公正価値で測定されないことを示している。管理対象エクスポージャーは管理対象リスクに関してだけ再評価されるが、これは動的リスク管理の観点と整合的である。多くの銀行について、PRA は財務諸表における動的リスク管理活動のより適切な表現を可能にし、現行のヘッジ会計の要求事項よりも煩雑でない。
- 2.2.5 本 DP では、企業の動的リスク管理の実務を財務諸表においてより適切に表現するための種々のアプローチを検討している。これらのうちの 1 つは、管理対象ポートフォリオの中のエクスポージャーのうち、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項ではヘッジ対象として適格とならないもの（例えば、エクイティ・モデル・ブック (EMB) とパイプライン取引）を含める可能性であり、もう 1 つは、予想される行動に基づくキャッシュ・フローを含めるものである（セクション 3 参照）。
- 2.2.6 本 DP では、管理対象ポートフォリオの再評価の影響を、純損益及びその他の包括利益の計算書（包括利益計算書）において、リスク管理金融商品の公正価値変動とともに、純額で単一の表示科目に表示する 2 つの表示の代替案も考慮している。さらに、正味の金利収益は、それが企業の動的リスク管理活動によってどのように変更されたのかを反映することになる（セクション 6 参照）。本 DP では、企業の動的リスク管理活動が管理対象エクスポージャーに与えた影響を反映するための、財政状態計算書についての 3 つの表示の代替案も記載している。

¹¹ プレミアム、ディスカウントや、表面金利以外に関連した実効金利法 (EIM) の他の要素は存在しないと仮定する。したがって、CU1,000 は当該ローンの名目金額又は額面金額でもある。

¹² フラットなイールドカーブであると仮定する。

セクション3 管理対象ポートフォリオ

3.1 はじめに

- 3.1.1 このセクションでは、PRA を適用する目的上、管理対象ポートフォリオに含められる可能性のある以下のエクスポージャーを検討する。
- (a) パイプライン取引（セクション 3.2 参照）、及び
 - (b) エクイティ・モデル・ブック（EMB、セクション 3.3 参照）
- 3.1.2 管理対象ポートフォリオに含めるための要件を満たすポートフォリオの種類を検討とともに、このセクションでは、管理対象ポートフォリオの中のエクスポージャーを再評価するために使用されるキャッシュ・フローを決定するための基礎を検討する。

3.2 パイプライン取引

- 3.2.1 パイプライン取引とは、広告した金利での固定金利商品の予想引出し量を記述するために使用される口語的な用語である。こうした取引は、IFRS 第9号で使用されている意味で、「非常に可能性が高い」と考えられる場合もあれば、そうでない場合もある（「パイプライン取引ではない予定取引」に関する議論については、セクション A3 参照）。
- 3.2.2 典型的なパイプライン取引では、銀行にも顧客にもまだ契約上のコミットメントはないが、銀行が評判その他の理由でこのような申し出を拘束的と考える場合がある。これは、現在及び将来の両方の顧客への広告した申し出を基礎とする場合がある（例えば、固定金利の住宅ローン又は預金商品）。経済的には、銀行はパイプライン取引からの金利リスク特性を、事前に決定された金利で固定金利商品の取引を行う無償のオプションを顧客に売り建てているのと同じと考える場合がある。動的リスク管理の目的上、当該銀行は、無償のオプションを使用して引き出される可能性の高い顧客残高の量を、行動予測に基づいて見積り、結果として生じるそれに付随する固定金利リスクを管理する場合がある。
- 3.2.3 一部の銀行は、現在、パイプライン取引から生じる金利リスクを動的リスク管理の一部として管理しているが、会計上の観点からは、パイプライン取引を金利リスクについて再評価することには、たとえこうした取引が非常に可能性が高いと考えられる場合であっても、概念上の困難がある。特に、企業が取引の当事者となる前に、財政状態計算書において資産又は負債の認識を生じることになる。また、会計処理の目的上は認識されていないエクスポージャーについて、公正価値リスクの存在を仮定することにもなる¹³。

¹³ これは、契約上の権利から生じる固定金利リスクに基づく確定約定の公正価値ヘッジとは異なる。ま

3.2.4 パイプライン取引についてのさらに詳細な検討をセクション A2 に示している。

3.3 エクイティ・モデル・ブック

3.3.1 一部の企業（特に銀行）は、自己の資本に対する利息と類似した基準リターンを名目的に決定している（すなわち、持分保有者の資金提供に対しての目標となる対価を決定している）。自己資本に対するリターンをこのように管理している場合には、目標とする基準リターンの達成を容易にするために動的な金利リスク管理を使用するのが一般的である。これは、目標とする基準リターンを、自己資本に対するリターンについての目標金利特性を使用して、これが金利エクスポージャーであるかのように、設定することによって行われる。これは複製ポートフォリオと呼ばれる場合がある。この複製ポートフォリオは、動的リスク管理の目的上は追加の金利エクスポージャーとして含められ、管理対象ポートフォリオの中の他の金利エクスポージャーとともに管理される。

3.3.2 銀行が EMB を動的な金利リスク管理活動の一部と考えている場合には、管理対象ポートフォリオの中に金利リスク・エクスポージャーとして含めることが適切かもしれない。その結果、EMB 複製ポートフォリオは、金利の変動について再評価されることになる。リスク管理の見方を反映することに加えて、これにより、銀行が自己資本に対して目標とする基準リターンを達成する能力について、財務諸表利用者に提供される透明性が高まる可能性がある。

3.3.3 反対に、自己資本に対して目標とする基準リターンを金利リスクに関して再評価することの有用性に反対する人々もいるかもしれない。このアプローチは恣意的か人工的かのいずれかであるとの理由によるものである。議論の中で、IASB は、パイプライン取引と EMB を PRA に含めると、会計処理が動的リスク管理に近づくが、これは概念上の問題を生じること留意した。IASB は、EMB とパイプライン取引についての議論で、会計処理とリスク管理との完全な一致が達成可能なのかどうか、また、そもそも望ましいのかどうかという疑問が明らかにされていることに留意した。

3.3.4 EMB についてのさらに詳細な検討をセクション A1 に示している。

3.4 行動予測 (Behaviouralisation)

3.4.1 企業は、期待キャッシュ・フロー（例えば、期限前償還可能な固定金利の住宅ローンの中の予想される期限前償還の特性及び量）を作成することが多い。動的リスク管理は、通常、エクスポージャーの契約上の存続期間ではなく、期待キャッシュ・フローの特性を基礎とする。この行動予測が基礎とするのは、ポートフォリオ全体の予想であり、個々のエクスポージャーではない。本 DP では、こうした

た、非常に可能性の高い将来キャッシュ・フローのキャッシュ・フロー・ヘッジとも異なる。この場合、ヘッジされているのは、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーであり、公正価値の変動ではないからである。

エクスポージャーを行動予測ベースで PRA に含めるべきかどうかを検討する。

- 3.4.2 契約条件ではなく行動予測を使用した動的リスク管理の別の一例は、要求払預金である。銀行は通常、要求払預金のポートフォリオからの金利リスクを契約ベースでは管理していない。むしろ、動的リスク管理の目的上、銀行は、要求払預金ポートフォリオのコア要素を識別して、当該要素を、行動予測及び他の要因を考慮に入れて、より長期の金利特性として扱うことが多い。この行動予測が基礎とするのは、要求払預金ポートフォリオ全体の予想であり、個々のエクスポージャーではない。動的リスク管理がこの方法で行われている場合には、ポートフォリオ再評価は、行動予測によるキャッシュ・フローに基づく。本 DP では、行動予測によるキャッシュ・フローの使用を、PRA 適用の目的のためにだけ考慮している。PRA に行動予測アプローチを使用しても、適用可能な IFRS に従った要求払預金負債そのものの測定は変化しない。

質問 4—パイプライン取引、EMB 及び行動予測

パイプライン取引

- (a) パイプライン取引を企業が動的リスク管理の一部と考えている場合には、PRA に含めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）との整合性を考慮に入れて）。

EMB

- (b) EMB を企業が動的リスク管理の一部と考えている場合には、PRA に含めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「概念フレームワーク」との整合性を考慮に入れて）。

行動予測

- (c) PRA を適用する目的上、リスクが行動予測ベースで管理されている場合には、キャッシュ・フローは契約ベースではなく行動予測ベース（例えば、期限前償還の予想を考慮後）を基礎とすべきか。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「概念フレームワーク」との整合性を考慮に入れて）。

3.5 期限前償還リスク

- 3.5.1 金利リスクには、金利改定リスクと期限前償還リスクの両方が含まれる。期限前償還リスクは金利リスクの現れと見ることができる。期限前返済の行動は、金利の動向に大きく影響を受ける（全部が決定されるのではないが）からである。例

えば、多くの住宅ローンの借手は、金利が低下している場合、より低利で借換えができるように、既存の固定金利の住宅ローンの期限前返済を望む可能性がある。

- 3.5.2 期限前償還が可能な金融商品の管理対象ポートフォリオからの金利リスクについて、リスク管理を、期限前償還に関する行動予測を適用した後で適用し、エクスポージャーの契約上の存続期間は基礎としないのが一般的である。固有の期限前償還オプションの経済的価値の変動は、再評価調整に影響を与える。この影響は、期限前償還リスクがどのように管理されているのかに応じて、異なる形で決定される可能性がある。例えば、影響の決定は、期限前償還リスクが行動予測によるキャッシュ・フローに基づいて管理されている場合には、行動予測を織り込んだキャッシュ・フローへの修正を通じて、オプションを使用して管理されている場合には、固有の期限前償還オプションの再評価を通じて、行うことができる。
- 3.5.3 例えば、ある銀行が CU500 百万の 2 年の固定金利住宅ローンを有しており、多数の個々の顧客ローンで構成されている。この銀行は、12 か月後に、このポートフォリオのうち CU50 が期限前返済され、その後は満期まで期限前返済はないと予想するかもしれない。銀行は、どの顧客ローンが期限前返済されるのかを予測することはできず、すべての顧客ローンの 10% が期限前返済されると予想するわけでもなく、単に CU50 百万の金額が当該ポートフォリオから期限前返済されると予想するだけである。動的リスク管理目的での金利リスクは、CU50 百万の 1 年及び CU450 百万の 2 年の固定金利融資からの金利リスクと同様と考えられる。
- 3.5.4 期限前償還可能なポートフォリオが行動予測ベースで管理されている場合には、PRA を適用するために行動予測によるキャッシュ・フローを管理対象ポートフォリオに含めることは、リスク管理を反映する（この例では、CU50 百万の 1 年及び CU450 百万の 2 年の固定金利融資）。このような行動予測は、ある程度、期限前償還オプションの価値を見積る。金利リスクに対するエクスポージャーを、期限前償還オプションの直接的な評価を通じてではなく、行動予測によるキャッシュ・フロー特性を通じて捕捉することによってである。期限前償還の予想が変化する場合には、これは再評価調整に影響を与える。管理対象エクスポージャーが現時点の予想を反映するように更新されることになるからである¹⁴。
- 3.5.5 銀行は、期限前償還から生じる金利リスクを金利オプション（例えば、スワップション）を使用して管理することを選択する場合があるが、銀行がこの金利リスク・エクスポージャーの全体をオプションだけを使用して管理することは稀である。オプションとスワップの組合せを使用する場合もあれば、金利関連ではない要因からの期限前償還リスクを作成して、それらのリスクをオプション性なしに管理し、残りの特性についてオプションを使用する場合もある。また、管理対象ポートフォリオのうち期限前償還の不確実性が最も高いと考える部分をヘッジするためにオプションを使用する銀行もある。

¹⁴ 分子において、キャッシュ・フローが更新後の期限前償還の予想を反映するように修正される。

- 3.5.6 リスク管理者が、下方リスクの変動からの純額オープン・リスク・ポジションだけを保護するためのリスク管理金融商品としてオプションを使用する場合がある。リスク管理者が有利な変動（すなわち、上方リスク）に参加できるようにしたいと考えるためである。これは「片側リスク」のヘッジと呼ばれることが多い。
- 3.5.7 PRA の目的が動的リスク管理を反映することであるならば、片側リスクをヘッジする際に、管理対象リスクについての再評価調整は、動的リスク管理が片側リスクについてのものであることを反映すべきだという主張も考えられる。例えば、あるリスク管理者が、正味金利収益をベンチマーク指標の 5%未満への下落に対してヘッジすることを決定する。会計処理目的での管理対象リスクが、片側リスク（すなわち、ベンチマーク指標が 5%未満となるリスク）であると識別された場合には、管理対象エクスポージャーの再評価は、ベンチマーク指標が 5%未満に下落した場合にだけ計算されることになる¹⁵。
- 3.5.8 しかし、管理対象ポートフォリオ全体が、一定した水準で決定された片側リスクについて管理されている可能性は非常に低い。動的リスク管理は連続的に行われているからである。このため、どの水準に管理対象リスクを制限すべきなのかを知ることは困難であろう。例えば、一定期間にわたり動的に管理されている管理対象ポートフォリオについて、5%は正確な水準であろうか。リスク管理オプションは、行使金利の相違も含めて、さまざまな条件で締結されることになる。したがって、管理対象リスクを片側リスクについて適切に制限することは、運用面での難題となる可能性がある。
- 3.5.9 この問題がさらに複雑となるのは、オプション性を含まない管理対象ポートフォリオが、リスク管理金融商品（オプション性のあるものとないもの）の混合物を使用してリスク管理されている場合である。動的リスク管理の性質を考えると、管理対象エクスポージャーのうち、片側リスクが管理されているポートフォリオの中のもの、リスクのすべての変動が管理されているものとを、それぞれに応じて再評価するために識別することは、非常に困難であろう。

質問 5—期限前償還リスク

オプション性のあるリスク管理金融商品が、動的リスク管理の一部として期限前償還リスクの管理に使用されている場合、PRA はこのリスク管理活動を考慮すべきだと考えるか。理由を説明されたい。

3.6 予想される顧客行動の変化による管理対象エクスポージャーの修正

- 3.6.1 PRA は、管理対象ポートフォリオの中に含まれているキャッシュ・フローの行動予測の変化を、当該ポートフォリオから生じる再評価調整を決定する際に、反映することを要求する。再評価調整の変動は、再評価の他の変動と整合的に、純

¹⁵ これは、「片側」リスクについてオプションを使用してヘッジする場合の、IFRS 第 9 号の 6.3.7 項(a) に従った指定されたエクスポージャーについての公正価値ヘッジ調整の計算と同様である。

損益に認識されることになる。

- 3.6.2 動的リスク管理活動は、新たなリスクが識別された時点で新たなリスク特性を軽減するために行われる場合があるが、新たなリスク特性を捕捉するためにリスク管理金融商品に行われる調整は、是正行動を将来に向かって反映するだけである。PRA は、過去の仮定からの変更の影響を、発生時に、発生した範囲で純損益を通じて認識することになる。
- 3.6.3 例えば、ある企業が当初に、あるエクスポージャーを期限前償還の仮定に基づいて 4 年の固定金利エクスポージャーとして行動予測した。この企業は、この 4 年の金利リスクを除去するために 4 年のデリバティブを締結した。6 か月後に、このエクスポージャーが 5 年後（すなわち、当初の考えよりも 1 年 6 か月後）に期限前償還されると予想されたとした場合、管理対象ポートフォリオについての再評価調整は、残りの 5 年の期間を仮定して、管理対象リスクに関するエクスポージャーの現在価額を反映することになるが、デリバティブの公正価値は、3 年 6 か月の残り期間に基づいている。それにより生じる当該 2 つの再測定が純損益に与える影響は、現時点で予想されている結果を反映し、銀行の当初の期限前償還の仮定とは異なる。

質問 6——顧客行動の変化の認識

行動予測したポートフォリオのキャッシュ・フロー特性で捕捉される顧客行動の過去の仮定の変更の影響は、PRA の適用を通じて、変更が生じた時点で、かつ、その範囲で、純損益に認識すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

3.7 管理対象エクスポージャーの底溜り階層と比例部分

- 3.7.1 多くの銀行は、期限前償還エクスポージャーを有するポートフォリオの動的リスク管理を、いわゆる「底溜り」アプローチを適用することによって行っている。例えば、ある銀行が、契約上の満期が 5 年の期限前償還可能な固定金利ローンの CU100 百万のポートフォリオを有していると仮定する。この銀行は、元本金額が合計 CU35 百万のローンが契約上の期間の終了前に期限前返済されると予想している。したがって、CU65 百万が 5 年間の全体にわたって残高に残ると予想される。銀行は、固定金利払・変動金利受、想定元本 CU60 百万の 5 年スワップ取引を行うことを決定する場合がある。すなわち、行動予測の誤謬のマーヅンがあると認識して、予想される CU65 百万のうち CU60 百万に係る金利を実質的にスワップする。動的リスク管理の目的上、CU60 百万のローンが契約上の期間全体にわたり残存している限りは、この動的リスク管理活動を銀行は成功と考える。この動的リスク管理活動については、いかなる会計処理アプローチも、この底溜りアプローチを反映すべきだと提案されてきた。
- 3.7.2 管理対象リスクの再評価が、PRA が適用されるポートフォリオ全体について行われる場合を除いては、このアプローチの便益の一部が実現しないことになる。管

理対象ポートフォリオの特徴のすべてが表されるわけではないからである。さらに、底溜りアプローチを管理対象ポートフォリオの中に含めることは、追跡と償却をしないと可能とはならないであろう。底溜り階層を考慮する際に、銀行は、ポートフォリオの中のどのエクスポージャーが底溜り階層を構成し、どのエクスポージャーが構成しないのかを決定することはできない。したがって、ポートフォリオを構成するすべてのエクスポージャーが同質でない限り、底溜り階層についての再評価調整を算定する際に、困難が生じることになる¹⁶。

- 3.7.3** PRA は、管理対象ポートフォリオの中のすべてのエクスポージャーが、エクスポージャーが再評価される期間を追跡する必要がなく償却が必要ないように再評価される場合には、最も適用が単純である。底溜り階層又は比例部分アプローチを導入した場合、底溜り階層又は比例部分の水準の変化の発生時に、償却と追跡調査の要求事項が必要となる。
- 3.7.4** 底溜りアプローチを PRA に含めると、ポートフォリオの中の期限前償還リスクを無視することになる（期限前償還が非常に高水準で底溜り階層を突破する場合を除く）。同質のポートフォリオであっても、管理されている底溜り階層の水準が変化する場合がある（3.7.1 項の例で、銀行は、軽減するリスクを、当初の CU60 百万の水準から CU64 百万に増加させたいと考える場合がある）。
- 3.7.5** 底溜り階層アプローチは、動的な金利リスク管理の会計処理において期限前償還リスクを無視する。これは、底溜り階層アプローチが期限前償還リスクを考慮に入れて適用されているという事実と矛盾するように見える。3.7.1 項の例で、銀行が住宅ローンのポートフォリオを上澄み階層と底溜り階層に区分した理由は、銀行が期限前償還を CU35 百万と予想しているということである。正反対の仮定は、銀行が底溜り階層 (CU65 百万) の期限前償還を予想していないというものである。底溜り階層アプローチは、底溜り階層の金利改定リスクだけを測定することになる。存在していて、上澄み階層に集中しているとみなされる期限前償還リスクは、PRA 適用の目的上は無視される。上澄み階層の期限前償還リスクの価値の変動が、期限前償還オプション自体の評価又は行動予測によるキャッシュ・フローの更新及び再評価のいずれかによって捕捉されていない場合には、金利リスクに関しての期限前償還可能なポートフォリオの主要な特徴が、再評価において捕捉されないことになる。
- 3.7.6** 同様の問題が、管理対象ポートフォリオの再評価が当該ポートフォリオの中のエクスポージャーの比例部分に基づいていて、ヘッジ対象となる比例部分が、80% から 90% に増加した場合に、発生することになる。この場合、初めて再評価される追加の 10% は追跡と償却が必要となり、運用面での複雑性を増すことになる。

¹⁶ オープン・ポートフォリオが同質である可能性は低い。新たなエクスポージャーが、さまざまな市場の状況に基づく条件で追加されることになるからである。

質問 7——管理対象エクスポージャーの底溜り階層と比例部分

底溜り階層又は比例部分アプローチがリスク管理目的で採用されている場合に、それを PRA の中で許容又は要求すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、識別された概念上及び運用面での困難をどのように克服することを提案するか。理由を説明されたい。

3.8 リスク限度

- 3.8.1 リスク管理者は、純額オープン・リスク・ポジションを管理する方法とリスクをどの程度ヘッジを通じて軽減したいのかの両方を決定する。後者の場合、リスク管理者の活動は、通常、委任されたリスク限度によって統制されている。リスク限度は、企業（例えば、銀行）が進んで負っているか、あるいは負う資格を与えられているリスク水準について設定された閾値である。すなわち、受け入れることのできるリスク水準である。したがって、リスク限度は、企業がヘッジを通じてのリスク軽減を行う必要があるかどうかの契機となる企業固有の閾値である。
- 3.8.2 純額オープン・リスク・ポジションが銀行のリスク限度の範囲内にとどまっている限りは、銀行は、純額オープン・リスク・ポジションを軽減するステップを行う必要はないと結論を下すであろう。そのレベルのリスクは当該銀行にとって許容可能だからである。これは、純額オープン・リスク・ポジションが、設定されたリスク限度の範囲内である限りは、動的リスク管理は「成功」していると銀行は認識することを意味する。逆に、銀行の純額オープン・リスク・ポジションがリスク限度の範囲を超えた場合には、銀行は、進んで許容するリスクよりも高いリスクに晒される状況を避けるために、反応して純額オープン・リスク・ポジションを調整する。
- 3.8.3 会計の観点では、リスク限度の概念は、純額オープン・リスク・ポジションは経営者の設定したリスク限度の範囲内である限りは、純損益におけるボラティリティが存在すべきでないということを示唆する可能性がある。この見解の支持者は、これは会計処理を動的リスク管理の観点と合致させることになると考えている。問題は、ある程度の運用面での実行可能性を維持しつつ、有用な情報を生み出すという目的上、PRA にリスク限度の概念を組み込むことが適切かどうかである。
- 3.8.4 IASB は、PRA におけるリスク限度の考慮が動的リスク管理のある側面を反映するという事実にかかわらず、それを組み込むことは重大な概念上の難題となると考えた。IASB は、銀行自身のリスク限度に準拠することで PRA の中で純損益のボラティリティが生じないことになるとすると、これは直感に反する結果を生じる可能性があることに留意した。特に、リスク限度が広い（企業のリスク許容度が大きいことを反映している）ほど、純損益が示すボラティリティが少なくなることとなる。したがって、IASB の予備的見解では、リスク限度アプローチを PRA に組み込むことをほとんど支持していない。

質問 8——リスク限度

リスク限度を PRA の適用に反映すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

3.9 コア要求払預金ポートフォリオ

- 3.9.1 このセクションでは、銀行が正味金利収益及び特にコア要求払預金から生じる金利リスクに対するみなしエクスポージャーをどのように管理しているのかの主要な側面を議論する。PRA が動的リスク管理活動を忠実に表現するためには、コア要求払預金の契約ベースではなく行動予測ベースでの管理を反映することが必要となる。このセクションでは、この論点を議論する。
- 3.9.2 銀行は、コア要求払預金を金利リスクを生じさせるものと見ることが多い。コア要求払預金には、当座預金残高、普通預金及び同様の振舞いをする他の口座などの要求払預金が含まれる場合がある。これらの顧客の預金又は口座は、通常、ゼロ又は低い安定的な金利を支払う。これらの預金に対して支払われる金利は、一般的に市場金利の変動に鈍感である。これらの預金は、ほとんど通知なしに又は短期間の通知で引き出すことができるが、通常、支払われる金利が低いにもかかわらず、長期の一般的に予見可能な期間にわたり預金として残される。
- 3.9.3 こうした顧客預金のすべてからの合計残高は変動する可能性があるが、銀行は通常、次のようなコア要求払預金の水準を決定する。それは、特定の期間にわたり維持され、したがって当該期間について金利リスクの観点からは定期の固定金利エクスポージャーのように振る舞うと銀行が考える預金である。銀行は、どの顧客預金コア要求払預金を構成するのかが決定できない。既存及び新規の預金は、動的な金利リスク管理の目的上は代替可能である。新規の預金は、通常、入替えとなる引き出された預金と条件が同じだからである。要求払預金の合計のうちコア要求払預金として識別される部分は、銀行ごと、法域ごと、また時間の経過により、異なるものとなる。
- 3.9.4 要求払預金は、金利が理論的には毎日改定され得るので、技術的には変動金利ポートフォリオを構成するが、改定金利は通常は市場金利の変動に鈍感である。結果として、これらの預金は固定金利ポートフォリオの方に似た振舞いをする。資産負債総合管理 (ALM) は、こうした預金から生じる金利リスクに対するみなしエクスポージャーがあると仮定することにより、振舞いのこの側面を捕捉する。
- 3.9.5 金利リスクを管理する際に、銀行はコア要求払預金を残りの要求払預金残高とは異なる方法で扱う。コア要求払預金の想定される安定的な性質を考えて、銀行は、動的リスク管理の目的上、それらを固定金利の資金調達として扱い、固定金利及び期間を帰属させる。銀行が帰属させる満期は、さまざまな要因によって決定されるが、これには通常、既存及び新規の顧客の予想される行動とマクロ経済要因の両方が含まれる。要求払預金の残余水準（すなわち、コア要求払預金の一部と

考えられていない部分)は、通常、動的リスク管理分析の中に、契約条件と整合的に、翌日払(オーバーナイト)の預金として含まれる。

- 3.9.6 例えば、ある銀行が、要求払預金で全額を調達しているオーバーナイトの資産ポートフォリオを有していると仮定する。エクスポージャーの契約上の観点だけから見た場合には、このポートフォリオは追加的なリスク管理金融商品の必要なしに自然にヘッジされている。しかし、このポートフォリオは、動的リスク管理の観点からは、そのようにはみなされない。これは、市場金利が下落したとした場合には、資産ポートフォリオについて受け取るオーバーナイト金利も同様に下落するが、要求払預金ポートフォリオについて支払われる金利の変動は、皆無又は僅少であろう。銀行は一般的に、要求払預金の金利を市場金利に沿って改定することはしないからである。したがって、正味金利収益が減少することになる。
- 3.9.7 しかし、要求払預金ポートフォリオのコア要素について、より長期に固定された性質が想定される場合には、それらの預金について支払われる関連した金利の振舞いとより適切に対応することになる。これは次のように説明することができる。コア要求払預金に係る金利リスクが5年の固定金利負債の金利リスクとみなされたとすれば、リスク管理者は、固定金利を受け取ってオーバーナイト金利を支払う5年のIRSを行うであろう。これは、発生すると予想される金利のミスマッチを解消することになる。コア要求払預金が5年間に金利リスクの変動にずっと鈍感であるという仮定に基づくと、正味の金利収益はその期間にわたり安定することになる。これについて、下記の表でさらに例示する¹⁷。

金融商品	金利ベース	例
コア要求払預金ポートフォリオ	支払：固定的な金利	支払：0.1%
オーバーナイト資産ポートフォリオ	受取：オーバーナイト金利＋顧客マージン	受取：OIS ^(a) ＋2%（顧客マージン）
IRS	支払：オーバーナイト金利 受取：5年の固定金利	支払：OIS 受取：3%
正味金利収益	受取：5年の固定金利＋顧客マージン－コア要求払預金に対する金利（固定的）	受取：4.9%＝3%＋2%－0.1%

(a) オーバーナイト指標スワップ (OIS)

- 3.9.8 5年の期間の終了時に、IRSとみなし固定金利のコア要求払預金ポートフォリオは、「満期」となり、変動金利の資産ポートフォリオ（企業が実勢オーバーナイト金

¹⁷ この例は、純額オープン・リスク・ポジションに対する正味金利収益を完全に固定するリスク管理戦略に基づいているが、これは常にそうであるわけではない。しかし、要求払預金ポートフォリオのコア要素の行動予測の論拠は、リスク管理目的が、金利リスクを完全に解消することではなく、特性を変更することである場合には、同じである。

利を受け取る)と、コア要求払預金ポートフォリオ(5年前と同じ又は同様の金利を支払う)だけが残る。実勢金利が変動した場合には、それ以後の正味金利収益に影響を与えることになり、5年の終了時に断崖効果が生じる¹⁸。ALMは、ここでも、要求払預金のコア要素を5年の固定金利とみなして、この金利リスク・ポジションを将来に向かって解消するための新規の5年のIRSを行うことが考えられる。しかし、これはその時点での正味金利収益を固定するだけであり、断崖効果に対する保護は提供しない。したがって、多くの銀行は、コア要求払預金は、さまざまな時期に満期となる固定金利預金の一連の重複するトランシェのように振る舞うものと仮定する。これは断崖効果を回避し、彼らの意見では、経済状態をより適切に表現する。みなし固定定期預金の1つのトランシェが満期となるごとに、別の期間のものにロールオーバーされる。これらのトランシェは複製ポートフォリオを形成する。動的风险管理の観点からは、いったんコア要求払預金の複製ポートフォリオからのリスク・ポジションが決定された後は、外部の固定金利エクスポージャーと同じ方法で扱われ、全体的な管理対象ポートフォリオに完全に統合される。

- 3.9.9 トランシェのみなし期間と量は、金利リスクの主要な決定要因であり、いくつかの要因(例えば、要求払預金の水準の過去のパターン)に基づいて決定される。さらに、複製ポートフォリオの期間を決定する際に、銀行は、実際の預金に対して支払われる金利が変化しないままであると予想する期間も考慮する場合がある。
- 3.9.10 IASBの予備的見解としては、PRAは動的风险管理のこの要素を会計処理に織り込むべきである。PRAでは、コア要求払預金ポートフォリオのみなし金利特性は、管理対象ポートフォリオの一部と考えられる。このアプローチは、要求払預金の行動予測を考慮に入れた場合に生じる金利リスクに対するエクスポージャーを、銀行による動的金利リスク管理と整合的に捕捉する。
- 3.9.11 こうしたアプローチは、このようなコア要求払預金に組み込まれているとみなされる金利リスク特性を把握して表現する。実際の正味金利収益の表示の代替案¹⁹を適用すると、正味金利収益は依然として、みなし金利ではなく、要求払預金について支払われる実際の(オーバーナイト)金利(もしあれば)を反映する。
- 3.9.12 コア要求払預金が管理対象リスクについて再評価される場合には、正味金利収益を安定化させるために行うデリバティブによって相殺される可能性のあるみなし金利特性に対する影響を測定する。PRAを要求払預金の契約条件に基づいて適用し、動的风险管理が使用している行動予測の仮定を無視するものとした場合には、再評価のボラティリティが存在することになり、動的风险管理では存在し

¹⁸ 同じ例を使用して、IRSが満期となる5年の期間の終了時に、実勢金利が2%に下落していたと仮定した場合には、正味金利収益が過去5年間にわたり達成していた4.9%から、3.9%(=2%+2%-0.1%)への減少が生じる(要求払預金金利又は顧客マージンに変化が生じなかったと仮定)。

¹⁹ セクション3.10におけるサブベンチマーク取引に関する議論は、コア要求払預金の収益の表示に当てはまる。契約上の預金金利は、通常、複製ポートフォリオに係る推定市場金利を下回るからである。

ないものと考えている純額オープン・リスク・ポジションを示唆することになる。

- 3.9.13 コア要求払預金の適切な期間及び量の選択は、いくつかの要因に左右され、そのうちのいくつかは重要な判断を伴う。これが特に当てはまるのは、PRA の適用時に管理対象ポートフォリオに含めることのできる複製ポートフォリオの期間を決定するための要件が設定されていない場合である。コア要求払預金の期間が変化する（すなわち、動的リスク管理に使用されている既存の仮定が修正される）とした場合には、再評価調整ひいては純損益に影響を与えることになる。
- 3.9.14 より広い要求払預金ポートフォリオの中でのコア要求払預金階層の識別は、底溜り階層として記述することができる。しかし、PRA を要求払預金のコア要素に適用することは、上澄み階層が期限前償還リスクのすべてを有していることを仮定するものではない。予想よりも早期に行われる引出しは、再評価に影響を与えずに入れ替わる。ポートフォリオの中の預金は、固定金利ローンのポートフォリオのように、新規のローンが異なる特徴を有する場合のあるポートフォリオとは異なり、同質である傾向がある。
- 3.9.15 コア要求払預金についての適切な期間及び量の選択には判断を要するので、これらの預金からのみ金利特性を反映する情報は、財務諸表利用者に有用である可能性がある。主要な仮定（例えば、予想される満期又は行動予測による満期）の追加的な開示は、財務諸表利用者がこうしたエクスポージャーの考慮の影響と動的リスク管理における目的適合性を理解するのに役立つ可能性がある。さらに、PRA に含める目的上、コア要求払預金の行動予測特性を決定するためにガイダンスが必要となるかどうかを検討することが適切である可能性がある。
- 3.9.16 議論の中で、IASB は、コア要求払預金の行動予測を PRA に含めることは動的リスク管理のより適切な表現に寄与するであろうが、PRA の適用から生じる再評価損益の財務諸表への認識に関して、いくつかの重大な問題を生じることに留意した。例えば、場合によっては、コア要求払預金の変動が、顧客の行動の変化の結果なのか、金利リスクの評価に対応した銀行の行動の反映なのか、それとも流動性リスクなどの他の要因の影響なのかを評価することが困難である。

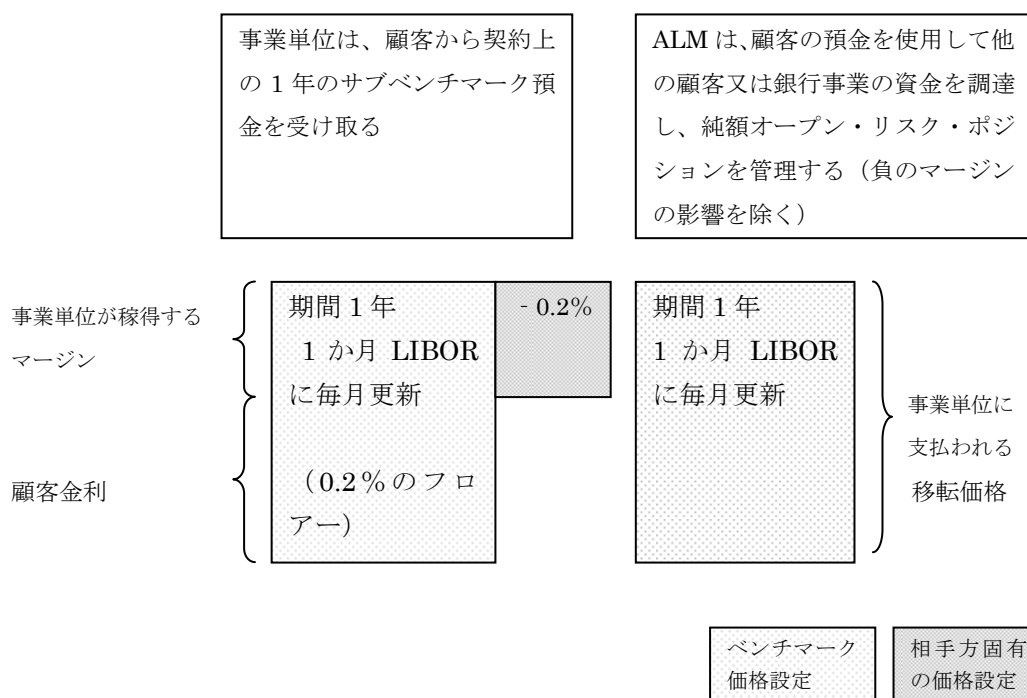
質問 9—コア要求払預金

- (a) PRA を適用する際に、コア要求払預金を、予想される行動に基づいて管理対象ポートフォリオに含めるべきだと考えるか（企業が動的リスク管理の目的上、コア要求払預金をそのように考えている場合）。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業がコア要求払預金の行動予測特性を決定するためにガイダンスが必要となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

3.10 サブベンチマーク管理対象リスク金融商品

- 3.10.1 一部の金融商品は、ベンチマーク指標からマージンを控除した金利で価格が設定されている。これらは、「サブベンチマーク金融商品」（例えば、サブ LIBOR 金融商品）と呼ばれることが多い。こうした金融商品からのベンチマーク金利リスクだけを動的リスク管理に含めることが一般的である。このセクションでは、こうしたエクスポージャーに対する PRA の適用が反映すべきなのは、動的に管理されているベンチマーク金利なのか、それともエクスポージャーの実際のサブベンチマーク・リスクなのかを議論する。
- 3.10.2 サブベンチマーク金融商品がベンチマークに連動した変動金利を支払う場合には、一般的にはフロアーを組み込んで、表面金利が負になり得ないようにしている。通常、リスク管理者は、この組み込まれたフロアーからの金利リスクを管理対象ポートフォリオに含めていない。
- 3.10.3 移転価格設定は、事業単位における利益と責任（すなわち、貸付マージンや預金マージンなどの顧客マージンの管理）と ALM における利益と責任（すなわち、資金調達指標の変動に関しての純額オープン・リスク・ポジションの管理）とを区別する際に決定的な役割を果たしている。ALM は、通常、エクスポージャー（サブベンチマーク金融商品を含む）に係る金利の管理を、ベンチマーク資金調達イールドカーブに基づく移転価格を使用して、顧客又は商品マージンを含めずに行う（セクション 4.2 参照）。一般的に、これは顧客又は商品マージンのリスクが取引を行う事業単位の責任であるためである。サブベンチマーク・マージンに特有のこととして、ベンチマークが下落した場合に具体化する可能性のあるマージンの縮小のリスクが通常は事業単位に残り、ALM による動的リスク管理の範囲外となるからでもある。
- 3.10.4 しかし、組み込まれたフロアーは、銀行の金利リスク特性に対して経済的影響を有する。例えば、ある銀行が固定金利資産ポートフォリオの資金をサブ LIBOR 預金のポートフォリオで調達していて、安定的な正味金利収益を達成したいと望んでいるとした場合には、固定金利を支払って LIBOR を受け取る IRS の取引を行うかもしれない。このような戦略は、LIBOR が（負の）マージンの水準を下回らない限り、安定的な正味金利収益を固定することになる。その場合、ポートフォリオにフロアーがある場合には、安定的な正味金利収益はもはや達成されないことになる。したがって、管理対象ポートフォリオの一部として認識された変動金利のサブベンチマーク金融商品を会計処理する際に、組み込まれたフロアーの影響を考慮する必要がある。
- 3.10.5 下記の図は、ベンチマークからマージンを控除した金利に価格設定されているエクスポージャーについての、金利リスクの ALM への移転（移転価格取引を通じて）に対する典型的なアプローチを例示している。サブベンチマーク金融商品について移転価格取引を通じて ALM に移転されたリスクが、負のマージンとそれに関連

した組み込まれたフローアを含む可能性は低いことを示している。



- 3.10.6 移転価格取引は、契約上のサブベンチマーク・エクスポージャーに組み込まれたフローアを反映しないことに加えて、他の複雑性も生じさせる。困難な点は、移転価格取引から生じるみなしキャッシュ・フロー（例えば、1か月 LIBOR）が、管理対象ポートフォリオの一部である外部エクスポージャーについて生じる実際のキャッシュ・フロー（例えば、1か月 LIBOR-0.2%）よりも大きいことである。
- 3.10.7 それでも、外部エクスポージャーに係る金利が負のマーゲンを含んでいる場合（すなわち、金利がベンチマーク指標からマーゲンを控除したものである場合）には、負のマーゲンを包括利益計算書に正のマーゲン（すなわち、金利がベンチマーク指標にマーゲンを加えたものである場合）と同じ方法で表示すべきであり、したがって、動的リスク管理活動とは区分して正味金利収益に発生計上すべきだという期待がある。これは、マーゲン（負であれ正であれ）は銀行の基礎となる事業モデルの特性であり、金利リスクの動的リスク管理で作り出されるものではないからである。しかし、動的リスク管理は正味金利収益に影響を与える。企業の正味金利収益を、固定金利と変動金利のエクスポージャーの間のミスマッチを管理することによって安定化させようとするものだからである。
- 3.10.8 本 DP ではこの論点を金利リスクの文脈で検討しているが、同じ検討は他のリスクの場合にもあてはまる。例えば、一部の法域では、非金融商品項目がそうした項目について設定されているベンチマークよりも低い価格に設定される場合がある。したがって、同じ論点が、企業がこのような非金融エクスポージャーのポートフォリオを動的に管理していて、管理対象リスクがベンチマーク指標である場合に

生じることになる。

- 3.10.9 一部の人は、サブベンチマーク金融商品の動的リスク管理に関する会計処理アプローチが、組み込まれたフロアーが正味金利収益を安定化するための戦略に与える影響を無視することは適切でないと考えている。しかし、会計処理アプローチの目的が動的リスク管理を表現することであるならば、組み込まれたフロアーは、動的リスク管理に含まれない場合には関連性がないと考える人々もいる。
- 3.10.10 サブ LIBOR の論点は、IASB が IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項の審議の一部として詳細に議論した。しかし、その議論が焦点を当てていたのは、LIBOR をヘッジ対象のリスク構成要素であると決定することができるかどうかや、構成要素がエクスポージャー自体よりも大きくなり得るのかどうかであった。動的リスク管理が正味金利収益の特性を変更するために行われている場合には、管理対象リスクが管理対象エクスポージャーの構成要素であることが、すべての状況において必要であるわけではないことがあり得る。
- 3.10.11 IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項は、LIBOR からスプレッドを控除した利回りを生じる金融商品の LIBOR 構成要素の全体を指定することを企業に認めていない²⁰。IFRS 第 9 号「金融商品」（ヘッジ会計並びに IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正）に関する結論の根拠では、これについての理由を次のように説明している。

BC6.27 審議において、焦点は主としてサブ LIBOR のシナリオに置かれたが、この論点はその状況に特有のものではない（BC6.217 項から BC6.229 項参照）。その文脈において、IASB は、リスク管理目的では、企業が通常ヘッジしようとするのは、金融商品の金利全体ではなく、LIBOR に起因するキャッシュ・フローの変動可能性の変動であることに留意した。こうした戦略は、ベンチマーク金利リスクに対する企業のエクスポージャーを保護し、重要なこととして、ヘッジ対象の利益マージン（すなわち、ベンチマークに対するスプレッド）が LIBOR の変動に対して保護される。もちろん、これが実行可能なのは LIBOR が負のスプレッドの絶対値よりも低くならない場合だけである。しかし、LIBOR が負のスプレッドの絶対値よりも低くなる場合には「負の」金利、又は市場金利の動きと整合しない金利が生じることになる。したがって、完全 LIBOR 構成要素の変動可能性のエクスポージャーとは対照的に、サブ LIBOR のヘッジは、企業が依然として一部の状況でキャッシュ・フローの変動可能性に晒されることを意味する。IASB は、この事実を無視した指定を認めることは経済現象の忠実な表現とならないことに留意した。

BC6.28 したがって、本基準において IASB は、指定されたリスク構成要素がへ

²⁰ IFRS 第 9 号は、非金融商品項目の構成要素のヘッジ会計という概念を導入しているため、この原則は非金融商品項目の構成要素にも適用される。

ッジ対象の合計キャッシュ・フローを超える場合のリスク構成要素の指定についての IAS 第 39 号での制限を維持した。しかし、特定のリスクについてヘッジするすべてのキャッシュ・フローをヘッジ対象として指定すれば、こうした状況でヘッジ会計が依然として利用可能となる。

- 3.10.12 それらの考慮事項が PRA に適用される場合には、PRA ではベンチマーク金利リスクをサブベンチマーク金融商品の再評価に含めるべきだと主張することは困難かもしれない。同じ議論は、サブベンチマーク金利に基づくすべてのエクスポージャー（金利であれ、商品価格であれ）に当てはまる。
- 3.10.13 しかし、PRA はヘッジ会計の修正ではない。むしろ、動的リスク管理との合致を高めるための新しいアプローチである。PRA と IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項との目的の相違を考慮して、IASB は、サブベンチマーク金利の動的リスク管理をどのように本 DP における PRA に反映できるのかに関する議論を含めることが適切と考えた。利害関係者からフィードバックを受けるためである。しかし、IFRS 第 9 号に関する議論で指摘された懸念が PRA を適用する際に関連性があるのかどうかを判断するためには、一層の検討が必要かもしれない。
- 3.10.14 要約すると、管理対象リスクがベンチマーク指標である移転価格取引が、管理対象ポートフォリオにおけるサブベンチマーク金融商品からの金利リスクを代表することを認めるとした場合には、次のような問題に対処することが必要となるであろう。

変動金利の金融商品	固定金利の金融商品
移転価格取引におけるみなしキャッシュ・フロー（例えば、1 か月 LIBOR）が、実際の顧客のキャッシュ・フロー（例えば、1 か月 LIBOR - 0.2%）を超過する。	移転価格取引におけるみなしキャッシュ・フロー（例えば、2.6%）が、実際の顧客のキャッシュ・フロー（例えば、2.4%）を超過する。
多くの金融商品には組み込まれたフロアーがある。	

- 3.10.15 PRA の中での上記で識別した論点を扱うための考え得るアプローチは、次のようなものである²¹。

²¹ この表の全体を通じて、LIBOR は、変動金利金融商品についての更新金利又は固定金利金融商品についての LIBOR カーブから導き出された適切な固定金利として解釈することができる。

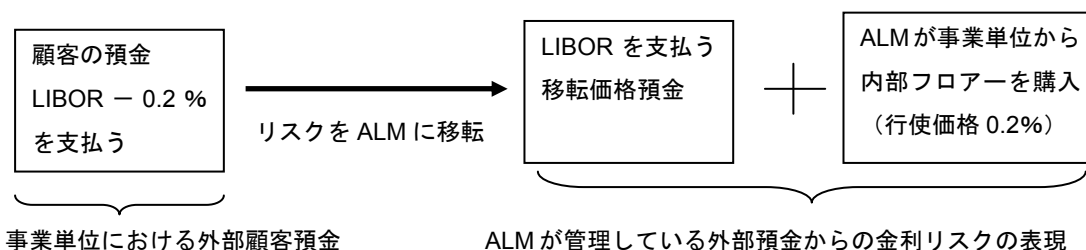
	アプローチ 1	アプローチ 2	アプローチ 3
	顧客預金の全額をベンチマーク指標で割引	顧客預金の全額を固定マージン付のベンチマーク指標で割引	リスクを ALM に含める (移転価格設定)
キャッシュ・フロー (分子)	顧客との契約上のキャッシュ・フロー (例えば、LIBOR-0.2%)	顧客との契約上のキャッシュ・フロー (例えば、LIBOR-0.2%)	ベンチマーク価格設定キャッシュ・フロー (例えば、LIBOR)
当初の割引率 (分母)	当初のベンチマーク指標 (例えば、LIBOR)	当初の顧客預金金利 (例えば、LIBOR-0.2%)	当初のベンチマーク指標 (例えば、LIBOR)
事後の割引率 (分母)	現在のベンチマーク指標 (例えば、LIBOR)	ベンチマークの変動について調整するがマージンは固定 (例えば、LIBOR-0.2%)	現在のベンチマーク指標 (例えば、LIBOR)
初日の評価差額	現在価値と計算上の額面との差額	なし	なし
利息の認識 (実際の正味金利収益の表示に基づく——セクション 6.1 参照)	顧客預金に係る実際の利息を発生計上し、負のマージン (及び組込フロアー) の影響を含める (例えば、LIBOR-0.2%)	顧客預金に係る実際の利息を発生計上し、負のマージン (及び組込フロアー) の影響を含める (例えば、LIBOR-0.2%)	顧客預金に係る実際の利息を発生計上し、負のマージン (及び組込フロアー) の影響を含める (例えば、LIBOR-0.2%)
動的リスク管理による再評価の影響	契約上のキャッシュ・フローのクリーン再評価を、ベンチマーク指標の変動に初日の評価差額の償却を加算したものに関して行う	契約上のキャッシュ・フローのクリーン再評価を、ベンチマーク指標の変動に関して行う (割引率には固定の負のマージンを含める)	契約上のキャッシュ・フローのクリーン再評価を、ベンチマーク指標の変動に関して行う

3.10.16 3つのアプローチはすべて、同じ金利特性を純損益に表示する (すなわち、顧客預金に対して支払われる実際の利息)。相違は、再評価調整を算定する時に生じる。アプローチ 1 及び 2 を使用すると、再評価に含まれるキャッシュ・フローは、実際の預金金利を基礎とすることになるが、アプローチ 3 では、動的リスク管理のアプローチと整合的に、ベンチマークのキャッシュ・フローだけを再評価することになる。したがって、アプローチ 1 及び 2 による再評価調整には、ベンチマーク・キャッシュ・フローと負のマージンの両方に対する割引の影響の変動が含ま

まれることになる。さらに、アプローチ 1 による再評価の影響には、初日の再評価の影響の巻戻しを含むことになる。しかし、これは初日の再評価差額の一定期間にわたる償却で相殺される。

組み込まれたフロー

3.10.17 3.10.15 項のどのアプローチも、組み込まれたフローが変動金利金融商品に係る将来の金利キャッシュ・フローに与える影響を認識しない。組み込まれたフローからのリスクを動的リスク管理の会計処理に反映するためには、サブベンチマーク変動金利金融商品に組み込まれたフローの価値を再評価調整に含めるべきである。これは、内部フロー取引を、移転価格設定を通じての通常の内部ベンチマーク預金とともに導入することによって達成することができる。下記の図は、このアプローチを説明している。



3.10.18 この例では、LIBOR 預金と 0.2% のフローが、ALM が管理している外部預金からの金利リスクを表すことになる。再評価調整には、フローと LIBOR 移転価格設定預金の現在価額が含まれることになる。

3.10.19 このようなアプローチは、このセクションで前に識別した困難のいくつかを克服し、既存の移転価格取引を基礎としている。しかし、事業単位と ALM との間でのフローの導入は、運用上及び動的リスク管理の実務の変更となる可能性がある。

質問 10—サブベンチマーク管理対象リスク金融商品

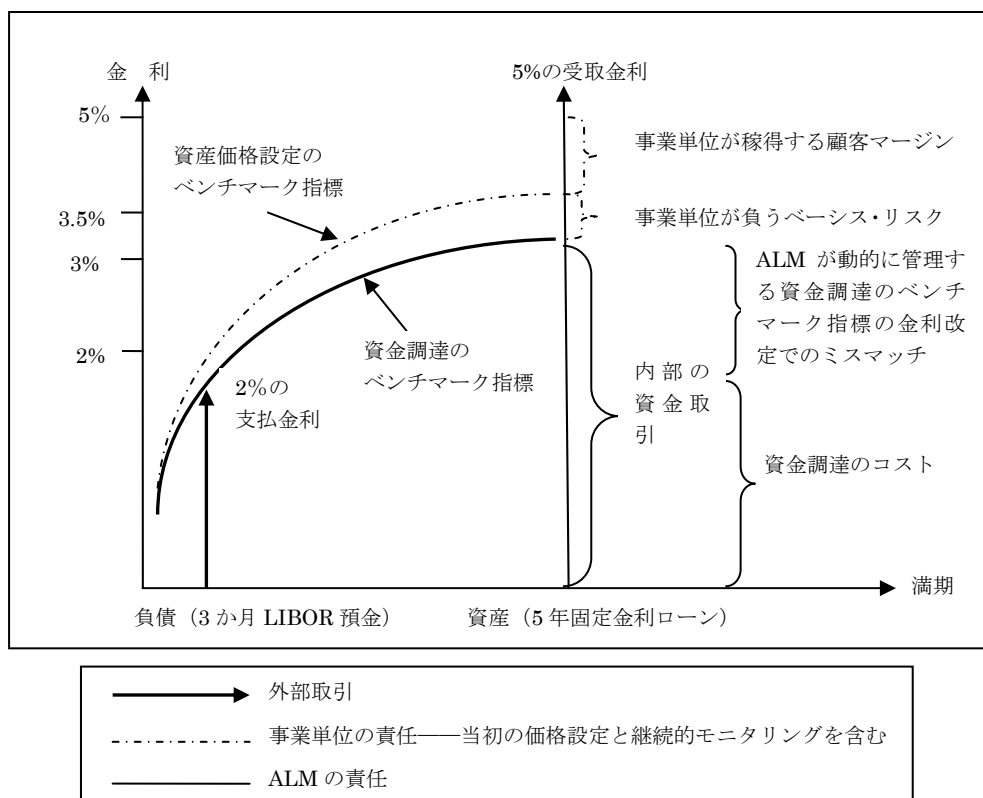
- (a) 企業の動的リスク管理アプローチと整合的である場合には、サブベンチマーク金融商品をベンチマーク金融商品として管理対象ポートフォリオに含めるべきだと考えるか（すなわち、セクション 3.10 におけるアプローチ 3）。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、サブベンチマーク金融商品に係る再評価調整の計算について DP で示している代替案（すなわち、セクション 3.10 におけるアプローチ 1 及び 2）の方が、サブベンチマーク金融商品に付随するリスクのより適切な反映を提供すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) サブベンチマーク変動金利金融商品に、事業単位に残されているために動的リスク管理に含められていない組み込まれたフローがある場合、このフローを管理対象ポートフォリオの中に反映しないことが適切と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

セクション 4 管理対象ポートフォリオの再評価

4.1 管理対象エクスポージャーの再評価

- 4.1.1 PRA では、純額オープン・リスク・ポジションは、管理対象ポートフォリオに含まれている管理対象エクスポージャーに基づいて決定される。純額オープン・リスク・ポジションの再評価は、現在価値技法を用いて算定される。割り引くべきキャッシュ・フロー及び割引率は、管理対象リスクを参照して識別されることになる。これは管理対象エクスポージャーの全面的な公正価値再測定ではない。「リスク別」に行われるのが通常である動的リスク管理と整合的に、この再評価は管理対象リスクごとに算定されることになる。管理対象ポートフォリオを構成する管理対象エクスポージャーの識別と、会計処理目的での再評価は、動的リスク管理目的を反映することが必要となる。
- 4.1.2 PRA の対象とされる管理対象エクスポージャーの金利リスクについての再評価は、次のように計算されることになる。
- (a) 管理されている金利リスクに対するエクスポージャーを表すキャッシュ・フロー（分子）を、当該リスクについての現在の金利（分母）で割り引く。
 - (b) 分子は、関連する金利エクスポージャーが固定なのか変動なのかにより算定が左右される 1 組のキャッシュ・フローである。
 - (i) 固定金利エクスポージャーについては、キャッシュ・フローは、金融商品が最初に金利リスクに対するエクスポージャーを生じさせた時点での、企業が管理しているリスクに対応する金利水準を基礎とし、当初の水準から変化しない。
 - (ii) 変動金利エクスポージャーについては、キャッシュ・フローは、現在価値を算定する時点で企業が管理しているリスクに対応する関連性のある金利を基礎とする。これらのキャッシュ・フローは、将来の変動する契約上の金利キャッシュ・フローを、フォワード・カーブと現在の金利期間についての直近の改定（もしあれば）を用いて予測することによって更新される。
 - (c) 上記(a)における分母となる割引率は、固定と変動の両方の金利エクスポージャーについて常に更新される。これは現在価値を計算する時点での金利である。金利の構成要素の変動のうち管理対象リスクの一部を構成していないもの（信用リスクや金融商品の流動性に関する変動など）は、再評価調整の一部とはならない。したがって、管理対象リスクの識別は、PRA を適用する目的上、決定的に重要である。

- 4.1.3 下記の図は、資産及び負債の金利リスクを集中化された包括的な方法で管理する ALM の焦点を例示している。これは単純化した例であるが、銀行が顧客ローン及びそれらの外部顧客と取引している事業単位のための関連する資金調達価格設定をする際に通常は考慮する主要な金利を例示している。また、銀行が正味金利収益をどのように稼得するのか及びその源泉も説明している。



- 4.1.4 外部顧客貸付の価格設定は、特定のベンチマーク指標を基礎とする場合があり、それは顧客固有の貸付マージンを含めるように調整される。顧客貸付は通常、移転価格取引を通じて、ALM により内部で資金調達される²²。この移転価格取引は、ALM からの資金調達を表すだけでなく、金利リスク・ポジションを動的リスク管理に含めるために ALM に集約する方法論も表している。4.1.3 項の図で示しているように、ALM は事業単位から5年の資金調達に基づく金利支払を受ける。他方、事業単位は、これを顧客貸付の価格設定の基礎として使用する場合も使用しない場合もある。
- 4.1.5 ALM は、こうした移転価格取引を通じて引き受けた純額オープン・リスク・ポジションから生じる金利リスクを動的に管理する。これは、銀行が行った実際の資金調達を反映し、この場合には3か月の LIBOR 資金調達と仮定している。上記の例では、融資を行う事業単位に提供される内部資金の価格設定は、銀行にとって

²² この文脈における「移転価格取引」は、事業単位と ALM との間の実際の又は現実の取引を必ずしも意味しない。この用語は、このケースでは「事業単位と ALM との間で利益とリスクを配分するための仕組み」を意味するように使用されている。

の資金調達ベンチマーク・コストに基づいて行われる（資金調達指標——図の太線のカーブ）。これは、稼得される正味金利収益を、顧客貸付の基礎となる価格設定指標ではなく、銀行のベンチマーク資金調達指標（すなわち、銀行の資金調達のコスト）の変動について変更するという動的リスク管理目的を表している。資金調達ベンチマーク金利指標カーブの金利改定におけるミスマッチは、ALMにより動的に管理される（設例におけるALMが受取る5年の資金調達金利と支払側の3か月LIBOR資金調達金利などのミスマッチ）。したがって、この例では、純額オープン・リスク・ポジションは、動的リスク管理を表現するためには、資金調達に使用されるベンチマーク指標に関して決定すべきである。

4.1.6 この例での動的リスク管理目的を前提とすると、PRAを適用する目的上、管理対象リスクの識別を、顧客ローンの基礎となる価格設定指標（破線のカーブ）に関して行うことは整合的ではない。これは動的に管理されているリスクではないからである。したがって、顧客ローンについての価格設定指標はローンのポートフォリオが契約された際の主要な決定要因であるが、当該金利のその後の変動の影響は、銀行の動的リスク管理の範囲外であり、したがって、PRAを適用する目的上は考慮されない。こうした状況でPRAの目的のために使用される関連性のある金利は、銀行の資金調達ベンチマーク金利指標カーブ（太線のカーブ）で表される資金調達指標である。

4.1.7 例えば、額面金額がCU100で満期が2年の固定金利の顧客ローンの価格設定が、価格設定指標から行われ、信用スプレッドが加算されていると仮定する。下記の例では、取引日（20X0年12月31日）現在の契約貸付金利は、価格設定指標（4.1%）に相手方の信用スプレッド（3%）を加算したものを基礎としており、これは7.1%の金利に等しくなる。しかし、貸手が調達する資金は、別のベンチマーク指標（資金調達指標）を基礎としており、これは顧客ローンが行われる日現在では4.5%である。

	相手方の信用 スプレッド	価格設定 指標	資金調達 指標
取引日（20X0年12月31日） ^(a)	3%	4.1%	4.5%
第1回の再評価日（20X1年12月31日）	3.5%	4.5%	5%
第2回の再評価日（20X2年12月31日）	4%	5%	5.4%

(a) エクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めると仮定する日でもある。

以下として識別された管理対象リスク	価格設定指標	資金調達指標
契約上のキャッシュ・フロー	7.1% ^(a)	7.1% ^(b)
再評価に使用するキャッシュ・フロー(分子)	4.1%	4.5%
第1回の再評価時の割引率(分母)	4.5%	5%
第2回の再評価時の割引率(分母)	5%	5.4%
(a) =4.1%+3%		
(b) =4.1%+3%		

- 4.1.8 この例は、指標の選択が、再評価に含める管理対象リスクを表すキャッシュ・フローを、割引カーブとともに、決定することを例示している。
- 4.1.9 管理対象リスクが資金調達指標である場合には、相手方の信用リスクの変動や、顧客ローンの価格設定に使用される価格設定指標と資金調達指標との間の差異は、動的リスク管理の一部ではないので、再評価調整には反映されない。資金調達指標の変動（4.5%から5.4%）とそれが管理対象エクスポージャー（分子で使用されるキャッシュ・フロー）の価値にどのように影響するかは、PRAの適用を通じて捕捉される。
- 4.1.10 取引日及び第1回の再評価日時時点の再評価調整は、資金調達指標から算出される分子と分母を使用して、次のように算定される。

	再評価 CU	再評価調整 CU
取引日（20X0年12月31日）及び管理対象ポートフォリオに含めた日	$4.5 \times (1.045)^{-1} + 104.5 \times (1.045)^{-2} = 100$	—
第1回の再評価日 （20X1年12月31日）	$104.5 \times (1.05)^{-1} = 99.52$	$99.52 - 100 = (0.48)$

- 4.1.11 管理対象ポートフォリオに係るキャッシュ・フローが予想される行動に基づいて作成され管理されている場合（期限前償還可能な住宅ローン又はコア要求払預金のポートフォリオなど）、分子に使用するキャッシュ・フローには、動的リスク管理を反映するために行動予測の影響を含めることが必要となる。例えば、期限前償還可能な住宅ローンのポートフォリオの管理対象リスクを表すキャッシュ・フローはモデル化され、期限前償還の予想を考慮した後で管理される。そのため、契約上の期間が5年の住宅ローンのポートフォリオは、期限前償還が全く予想されない場合を除けば、契約期間5年の管理対象ポートフォリオに表される可能性は低い。

- 4.1.12 IFRS 第9号の6.3.7項(a)は、ヘッジ対象となるリスク構成要素がすべて「別個に識別可能で信頼性をもって測定できる」ことを要求している。本DPでは、これをPRAを適用する文脈における要求とは考えていないが、PRAを進めるためには、再評価される管理対象リスクの識別のための何らかの適格要件を検討することが必要となるであろう。

質問 11—エクスポージャーの再評価

- (a) このセクションで示した再評価の計算は、動的リスク管理の忠実な表現を提供するものとするか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) リスク管理目的が、正味金利収益を銀行の資金調達カーブに関して管理することである場合、管理対象リスクを資金調達金利とすることは適切と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。理由は何か。

4.2 移転価格設定の役割

- 4.2.1 動的リスク管理を忠実に表現するためには、純額オープン・リスク・ポジションの再評価は、当該ポジションが管理されている方法と整合的に算定すべきである。動的リスク管理目的が、正味金利収益を資金調達金利に関して管理することである場合には、管理対象リスクの最善の表現が、銀行が使用している資金調達指標である可能性がある。
- 4.2.2 運用上の便法の1つは、管理対象ポートフォリオの中の管理対象リスクを捕捉するために銀行で実施している移転価格設定プロセスを、PRAを適用する目的に使用することである。
- 4.2.3 内部資金調達又は移転価格設定の仕組みは、通常、実際の外部向けの事業単位における金利リスクが最小化され、当該リスクが主に又は完全にALMに移転されるような方法で運営される。ALMは、動的リスク管理に含める企業の金利リスク・ポジションを、移転価格取引を通じて識別したリスクに基づいて決定する。
- 4.2.4 エクスポージャーの中には、契約上のキャッシュ・アウトフローではなく、期待キャッシュ・フローに基づいて内部で資金調達されるものがある（例えば、期限前償還可能な住宅ローンのポートフォリオ）。したがって、こうした移転価格取引の再評価は、期限前償還可能な住宅ローンなどの外部エクスポージャーに組み込まれた行動予測リスク特性を織り込む。これはコア要求払預金ポートフォリオにも当てはまる。要求払預金ポートフォリオの行動予測要素は、みなし金利特性に基づく移転価格取引に織り込まれるからである。
- 4.2.5 管理対象ポートフォリオの動的な性質は、ポートフォリオの中の管理対象エクスポージャーが、一定期間にわたり、さまざまな金利環境で取引されることを意味する。固定金利エクスポージャーについては、企業が最初に金利リスクに晒され

た時点での管理対象リスクの水準（再評価の計算における分子）を捕捉する必要がある²³。移転価格取引に係る金利も、管理すべき金利リスクをエクスポージャーが最初に生じさせた時点での管理対象リスクのレベルを基礎とする。これは、移転価格取引を、管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクを捕捉して再評価することの代用として考慮する理由の1つである。

- 4.2.6 変動金利エクスポージャーについての移転価格取引は、通常、変動金利（ベンチマーク資金調達金利）を伴うが、顧客マージンは含まれない。このため、移転価格取引は、PRAの目的上、変動キャッシュ・フローを管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクについて予測して割り引くための良い方法でもある。
- 4.2.7 例えば、ある銀行が変動金利証券のプログラムを通じて資金を調達すると仮定する。これは契約により3か月LIBORにスプレッドを加減したものに更新される。これらの資金は、移転価格取引を使用してALMに託され、3か月LIBORを稼得する。管理対象となる金利リスクの変動金利証券からの分離と、その再評価は、移転価格取引で表されるキャッシュ・フローを予測して割り引くことにより捕捉することができる²⁴。
- 4.2.8 しかし、移転価格設定のような仕組みがどの程度使用できるのかは、PRAを適用する目的上、既存の移転価格取引が管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクを適切に表現しているのかどうかによって左右される。以下の各項では、再評価調整を算定する際の分子と分母を識別する目的上、移転価格設定の仕組みを実務上の便法として使用することが適切かどうかを検討する。
- 4.2.9 多くの銀行は、移転価格の基礎をベンチマーク金利に置いているが、事業単位との資金の授受のための資金調達金利を計算するために、ベンチマーク金利をマージンの分だけ調整することは珍しくない。追加のマージンは、内部又は外部の価格設定の側面を反映する可能性がある。
- 4.2.10 多くの銀行は、ベンチマーク金利への調整を、銀行が外部的に達成している資金のコストを反映するために適用する²⁵。例えば、ある銀行が、平均で外部の資金調達についてLIBORプラス0.2%を課されたとした場合には、当該銀行は、この0.2%のマージンを事業単位に課される資金調達のコストに織り込むかもしれない。そうしないと、事業単位が、銀行に対する経済的影響を十分に知らずに、十分な情報に基づかない融資の意思決定を行うおそれがある。さらに、ベンチマーク指標に適用される内部で計算されたマージンは、銀行の流動性又は他の規制上の要求

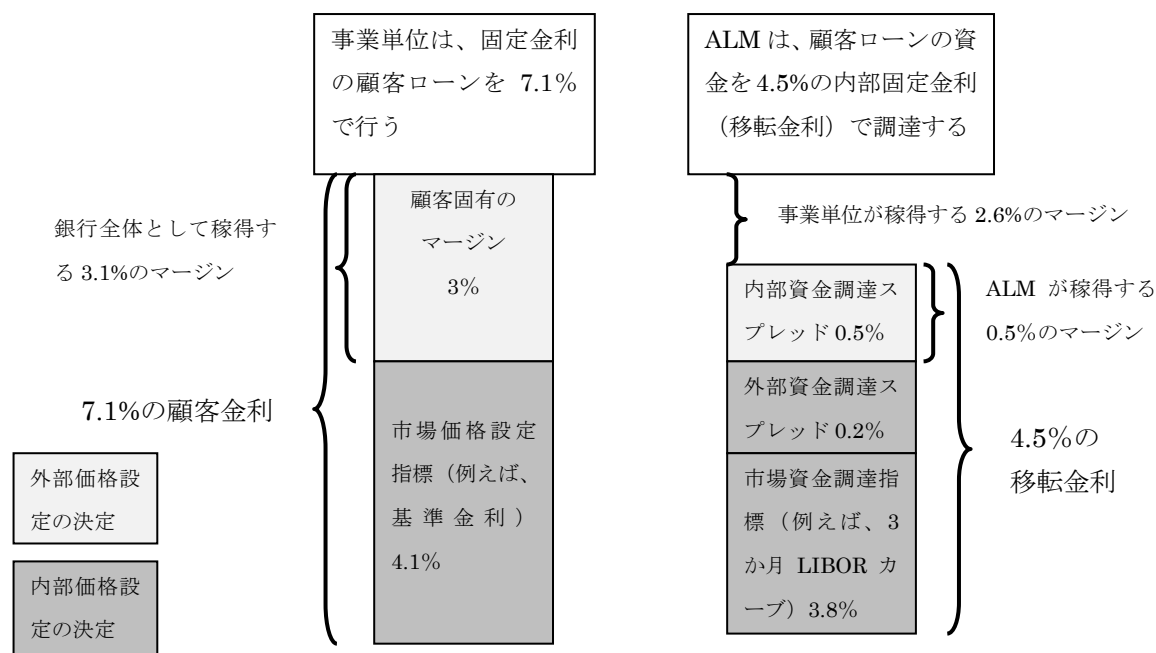
²³ 管理対象リスクは、通常はベンチマーク資金調達金利である。

²⁴ 外部エクスポージャーの価格設定が、ベンチマーク指標からスプレッドを控除した率で行われる場合、セクション3.10で議論したサブベンチマークの論点を考慮することが必要となる。変動キャッシュ・フロー・エクスポージャーの再評価は、通常は、重大な再評価調整を生じない。

²⁵ ベンチマーク指標は、銀行のグループの信用リスクを仮定することが多いので、貸手はこれらの指標を、資金を借りたいと考えている具体的な銀行の信用リスクを反映するように調整する。

に左右される。移転価格に対するマージンを含めることは、これらのコストを事業間で分担する手段である。移転価格設定金利は、事業単位の特定の行動を促進するために調整される場合もある。例えば、ある銀行が、追加の資金調達を得ることが困難であろうと懸念した場合、既存の移転価格に追加的な正のマージンを適用して、事業単位が顧客預金を獲得することを促進するかもしれない。銀行がさまざまな市場からさまざまな資産及び負債を異なる方法で調達していて、その結果、単一の管理対象ポートフォリオについて複数の資金調達指標が使用される可能性がある結果となることも、一般的である。

- 4.2.11 さらに、移転価格設定に反映されるリスクは、銀行ごとに異なる可能性がある（特に、金利価格設定の見積り及び期限前償還リスクについて）。これは、移転価格取引が管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクの代用と考えられる場合には、PRA に影響を与えることになる。本質的に同じ商品について、リスクが ALM に移転されて、移転価格取引についての取決めの相違により、銀行ごとに異なる形で管理されている状況があり得る。
- 4.2.12 主要な問題は、移転価格設定の仕組み（記述した特徴の全部又は一部を含む）を、再評価調整を算定する目的で、管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクを表現するために使用することが適切かどうかである。これは、以下の例で示している。



- 4.2.13 この例は、正味金利収益を資金調達指標に関して管理することに焦点を当てた動的リスク管理に基づいている。この動的リスク管理アプローチでは、事業単位は2.6%のマージンを達成し、ALMは内部資金に対して0.5%のマージンを稼得している（銀行が実際に3か月LIBORに0.2%のマージンを加えた率で資金調達をし

ていると仮定した場合)²⁶。

- 4.2.14 内部取引に係る移転価格を代用として使用するとした場合には、再評価は次のように計算される。管理対象ポートフォリオにおける純額オープン・リスク・ポジションは、利率 4.5% の内部ローンで表され、管理対象リスクを表す移転金利の変動について再評価されることになる。再評価調整の当初の計算は、推定額面となる（すなわち、利率 4.5% のローンを 4.5% で割り引く）。その後は、再評価時点の移転金利を使用することになる。
- 4.2.15 移転金利が 5% に増加した場合には、以前に設定した 4.5% の利息の残り（現在価値計算の分子）を、現在の金利 5%（現在価値計算の分母）で割り引くことになる。これは、現在の金利が高くなっていることにより、再評価が額面を下回る結果を生じる。ローンが CU100 百万で、残り期間が 5 年であったとした場合、再評価は CU98 百万となり、再評価の結果として、CU2 百万の損失が生じ、純損益に認識されることになる²⁷。
- 4.2.16 移転金利の増加が市場資金調達指標の上昇によるものであった場合は、これは有用な情報を表示する。PRA の適用を通じて、ローンを異なる金利で固定したこととの相対的価値の影響と、それが銀行のリスク・ポジションにどのように影響を与えているのか（将来の外部資金調達のコストが変化していることによる）を定量化するからである。しかし、移転金利の増加が、銀行自身の信用リスクについての市場の認知が原因となった銀行の外部資金調達スプレッドの変動によるものである場合には、この金利を使用して PRA を適用することが、動的リスク管理を反映しているかどうかは疑問である。銀行自身の信用リスクの変動は、通常は、PRA で会計処理されている金利リスクの動的リスク管理の一部ではないからである²⁸。
- 4.2.17 さらに、移転金利の増加が、内部資金スプレッドを増加させるという経営者の決定だけによるものである場合には、この側面を反映するように再評価することが、動的リスク管理活動に関する目的適合性のある情報を提供する可能性は低い。外部資金調達のコストは同じで、銀行全体の経済的ポジションに変化はない。
- 4.2.18 移転価格を、PRA における再評価の基礎を計算する目的での実務上の便法として受け入れると仮定した場合、1 つの考えられるアプローチは、市場資金調達指標（4.2.12 項の例では、3 か月 LIBOR カーブ）だけを反映した移転価格設定金利の使用を認め、内部の又は自己の信用に関連したスプレッドは除外することである。
- 4.2.19 もう 1 つのアプローチは、移転価格を使用して再評価の目的で使用されるキャッシュ・フローを識別することを無制限に（すなわち、スプレッドを含めて）認め

²⁶ $2.6\% = 7.1\% - 4.5\%$

²⁷ $CU98m = 4.5 \times (1.05)^{-1} + 4.5 \times (1.05)^{-2} + 4.5 \times (1.05)^{-3} + 4.5 \times (1.05)^{-4} + 104.5 \times (1.05)^{-5}$

²⁸ 銀行自身の信用リスクの変動は、IFRS 第 13 号で要求しているように、リスク管理金融商品の公正価値を測定する際に考慮される。

るが、割引率は（調整前の）関連するベンチマーク資金調達指標だけから算出することを要求することであろう。しかし、このような取扱いは、初日の再評価の影響を生じることになる（すなわち、推定額面による当初の再評価はないことになる）。この差額は、直ちに純損益に認識するか又は何らかの方法で償却するかのいずれかが必要となり、運用面での複雑性を増大させる。

4.2.20 第 3 のアプローチは、移転価格を全面的に（制限なしに）使用して、再評価調整を算定する目的で使用されるキャッシュ・フローを識別するが、割引率の目的上は、移転価格の中の市場資金調達指標以外のすべてのスプレッドを、移転価格取引の価格設定に使用された当初のスプレッドで「固定」することであろう。

4.2.21 下記の表は、4.2.12 項の例を用いて、考え得る各アプローチの間の相違点を明らかにしている。

	キャッシュ・フロー（分子）	当初の割引率（分母）	事後の割引率（分母）
市場資金調達指標（他の移転価格スプレッドを除外）	3.8%	3.8%	現在の市場資金調達指標
キャッシュ・フローは全面的な移転価格金利に基づき、割引率は市場資金調達価格設定に限定 ^(a)	4.5%	3.8%	現在の市場資金調達指標
キャッシュ・フローは全面的な移転価格金利に基づき、割引率は現在の市場資金調達価格設定に固定的な他の移転価格スプレッドを加算した率に限定	4.5%	4.5%	現在の市場資金調達指標 + 0.7%

(a) 初日の再評価差額を生じることになる。

4.2.22 これらのアプローチのそれぞれには、利点と欠点がある。最も適切なアプローチを選択する際に、関連性のある考慮事項は、結果の主観性の程度、経済事象がどのくらい忠実に反映されるのか、動的リスク管理が適切に反映されるのかどうか、及び企業間の比較可能性である。

4.2.23 追加的な問題は、移転価格設定を通じて ALM に移転されたリスクが、どの程度、管理対象ポートフォリオに存在しているリスクを表しているのかである。例えば、管理対象ポートフォリオがサブ LIBOR 金融商品で構成されているが、移転価格設定の仕組みを通じて ALM に移転された管理対象リスクは LIBOR であるという場合がある。一部の人々は、金利リスクなどの特定のリスクの動的リスク管理に対

する銀行のアプローチとは無関係に、財務諸表は金融商品に固有の金利リスクを反映すべきだと考えるかもしれない。この見解によれば、PRA を適用する際に、移転価格取引は、当該移転価格取引が実際のリスクの十分に近い表現となる場合にだけ、管理対象エクスポージャーからのリスクの代用として認めるべきである。これに該当しない場合には、再評価調整を移転価格取引に基づいて算定することは、企業の動的リスク管理活動に関する目的適合性のある情報を提供しない。この見解の帰結としては、リスクがどのように管理されているのかには関係なく、管理対象エクスポージャーから実際に生じる金利リスクを動的リスク管理活動の会計処理の出発点としなければならない。

- 4.2.24 考えられる実務上の便法は、移転価格設定に表されているリスクを管理対象エクスポージャーから生じるリスクの代用として使用することを、それらが管理対象エクスポージャーのリスクに十分に近いとみなされた場合には認めることであろう。しかし、「十分に近い」とは何を意味するのかを決定する必要があり、「明確な境界線」を生じさせ運用面での複雑性を増大させる可能性がある。

4.3 継続的な関連付け

- 4.3.1 セクション 4.2 での議論は、移転価格取引が管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクを捕捉するのかどうかに関心を当てている。しかし、PRA 適用の際に使用するためには、移転価格取引が一定期間にわたり管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクの良好な代用であり続けるのかどうかという問題もある。

- 4.3.2 例えば、ある事業単位が小口顧客のポートフォリオに対して CU500 百万を 5 年の固定金利で融資すると仮定する。事業単位は、ローンのうち CU200 百万が 2 年後に返済されると予想する。したがって、事業単位は CU300 百万の 5 年間の資金と CU200 百万の 2 年間の資金を固定金利の移転価格取引を通じて受け取る。この 2 年と 5 年の内部固定金利ローンは、ALM の管理対象ポートフォリオに含まれ、それにより生じる純額オープン・リスク・ポジションはそれに従って管理される。第 2 年度末にローンのうち CU250 百万が期限前返済された（すなわち、予想よりも CU50 百万多い）。したがって、当初の 5 年の資金調達のうち CU50 百万は、事業単位には必要ないものとなり、返済すべきである。この事業単位に認められるその後の行動は、PRA を適用する際に移転価格取引を使用して管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクを表現する場合には、リスク管理活動の会計処理に重大な影響を生じる可能性がある。この事実関係に対して考えられる結果のいくつかは、次のとおりである。

- (a) 事業単位が、内部資金を新規の事業のための増分資金ニーズに充当する場合には、事業単位（及び銀行）は、新規の事業の資金を過去の金利で調達したことによる正味マージンに対する影響により、損害又は便益のいずれかを受けることになる。ALM が外部エクスポージャーのうちの CU50 百万の期限前返済から生じるキャッシュ・フローの変動に気付かず、期限前返済の結果と

して管理対象ポートフォリオへの変更を直ちには行わないことがあり得る。したがって、移転価格設定を PRA を適用する際に代用として考える場合には、こうした状況では、期限前返済の結果として再評価調整の変動が発生しないので、動的リスク管理を表現できないことになる。

- (b) 事業単位が、追加的な相殺となる移転価格取引を上乗せとして実勢市場金利で行って、ALM からの正味の資金調達を減少させる場合には、ALM の管理対象となる純額オープン・リスク・ポジションに影響を与えるが、当初の金利と相殺取引に係る金利との差異が一定期間にわたり正味マージンに影響を与え、純損益において再評価調整に対する影響は直ちには生じない。
- (c) 事業単位が、当初の内部資金を返済する場合には、管理対象ポートフォリオの変動を生じさせ、したがって PRA の適用時に再評価調整への影響がある。これは、CU50 百万の残存している 3 年の金利リスク・エクスポージャーの減少を反映し、それにより動的リスク管理を捕捉する。ALM は、純額オープン・リスク・ポジションを更新し、必要ならば行動を取る可能性がある。

4.3.3 したがって、移転価格取引を適切な運用上の便法と考える場合には、事業単位が取る行動の相違が、動的リスク管理が PRA の適用時にどのように表現されるのかに影響を与えることになる。

4.3.4 移転価格取引の使用を、PRA を適用する際に管理対象ポートフォリオにおける管理対象リスクを表現する目的で行うことは、大きな運用面での利点がある可能性が高い。しかし、移転価格取引の一部又は全部が、管理対象エクスポージャーにおける管理対象リスクを適切に表現し、PRA の適用の目的で使用することが可能になるのかどうかを検討することが重要である。

質問 12——移転価格取引

- (a) 移転価格設定プロセスは、PRA を適用する目的上、管理対象リスクの適切な表現を提供すると考えるか。移転価格設定を通じて ALM に移転されたリスクは、どの程度まで、管理対象ポートフォリオに存在しているリスクを表していると考えるか（4.2.23 項から 4.2.24 項参照）。
- (b) 管理対象リスクが資金調達金利であり、移転価格取引を通じて表現されている場合、4.2.21 項で議論している代替案のどれが、動的リスク管理の最も忠実な表現を提供すると考えるか。代替案がどれも適切でないと考えられる場合には、どのような代替案を提案するか。回答では、表現の忠実性と運用面での実行可能性の両方を考慮されたい。
- (c) 移転価格設定に使用される可能性のあるスプレッド及び指標の、PRA 適用の基礎としての適格性について、制限が必要と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。必要と考えない場合、どのような変更を提案するか、理由は何か。

(d) 移転価格設定を実務上の便法として使用するとした場合、継続的な関連付けに関して 4.3.1 項から 4.3.4 項で識別した問題をどのように解決するのか。

4.4 資金調達指標の選択

- 4.4.1 特定のエクスポージャーについて、移転価格又は資金調達金利の決定の基礎を提供する「既知」の資金調達源を識別することが、常に可能なわけではない²⁹。銀行は、さまざまな資金源から資金を調達し、それにより資産及び負債から生じる金利リスクをポートフォリオ・ベースで管理しており、必ずしも特定の資産を特定の負債で資金提供されるものとして対応させていない。したがって、ALM が銀行全体のために管理しているすべてのエクスポージャーについて、ALM が金利リスクを管理する際に考慮すべき最も適切な資金調達指標は、通常は事実の問題ではない。例えば、住宅ローンのポートフォリオについて、銀行は、当該ポートフォリオの資金を提供する預金が、1 か月なのか、3 か月なのか、他の市場金利なのか、あるいは 3 つすべての組合せ（混合金利）なのかを知らない場合がある。
- 4.4.2 こうした状況では、ALM がポートフォリオ又は銀行の通常の資金調達指標の評価を行うことは珍しくない。例えば、銀行が、資金調達の大半が 3 か月 LIBOR に連動する負債からのものであると予想する場合があります、それにより、すべてのエクスポージャー（例えば、住宅ローンのポートフォリオを含む）についての資金調達指標が 3 か月 LIBOR カーブに関して決定される。
- 4.4.3 もう 1 つのアプローチとして、移転価格取引を通じて特定のポートフォリオに資金調達指標を割り当てることが考えられる。ALM は、商業的な固定金利事業のすべてについての資金調達金利を 1 か月 LIBOR カーブから価格設定すべきであるとす一方、固定金利の小口融資のすべてについての資金調達指標は 3 か月 LIBOR カーブから価格設定すべきだと決定する場合があります。
- 4.4.4 仕組みとして、PRA は複数の資金調達指標に対応することができる。再評価調整を、管理対象ポートフォリオの相違に応じて、異なるベンチマーク指標カーブから算出できると仮定した場合である。正確な資金調達源は通常は識別できないが、銀行に生じて銀行が動的に管理している実際の資金調達金利を忠実に反映しない資金調達金利を PRA の中に組み込むことは、銀行のリスク管理プロセスについての有用な情報を提供しない。このため、本 DP では、PRA 適用の目的上の資金調達金利の選択についての制限が、必要あるいは適切となるかどうかに関する質問を含めている。
- 4.4.5 銀行による資金調達指標の使用に関するここまでの議論は、一般的に、管理対象資産についてのものであった。本 DP では、管理対象負債の場合には、適切な資金調達指標は、銀行が当該負債の価格設定に使用したベンチマーク金利となると仮

²⁹ 例えば、この仮定は、外部貸付金（資産）ポートフォリオのそれぞれについて、銀行が、そうした具体的な融資活動に資金を提供する具体的な外部負債とそれに関連する市場金利を特定できることを意味することになる。

定している。

質問 13——資金調達指標の選択

- (a) 資金調達が複数の資金調達指標に基づいている場合に、すべての管理対象ポートフォリオについて単一の資金調達指標を識別することは容認可能と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、これが適切となる状況を説明されたい。
- (b) 適切な資金調達指標を選択するための要件は必要と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、そうした要件はどのようなものか、理由は何か。

4.5 価格設定指標

- 4.5.1 銀行の動的リスク管理目的が、正味金利収益を、資金調達指標ではなく価格設定指標（すなわち、顧客に融資する際の価格設定の決定のための基礎）に基づいて管理することである状況があり得る。エクスポージャーが価格設定指標に基づいて管理されている場合には、選択する価格設定指標は、PRA 適用の目的上、関連性のあるものとなる。
- 4.5.2 価格設定指標を管理対象リスクとして識別する場合には、動的リスク管理を反映するために、ポートフォリオの再評価調整の計算における分子と分母の決定は、価格設定指標に関して行うことが必要となる。価格設定指標以外のリスク（例えば、信用リスク）は、管理対象リスクが資金調達指標である場合のアプローチと整合的に、PRA から除外される。
- 4.5.3 一部の動的リスク管理戦略については、資金調達指標と価格設定指標（又はそれらの同等物）が同一となる。例えば、一部のエネルギー会社は、ガスの購入と販売からの正味マージンの変動に対するエクスポージャーを同一市場の価格設定で管理している。同様に、固定金利金融市場についての銀行の動的リスク管理が同一の価格指標を基礎としている場合がある。

質問 14——価格設定指標

- (a) ポートフォリオに関して価格設定指標について行われている動的リスク管理の例を示していただきたい。
- (b) これらのポートフォリオについて価格設定指標はどのように決定されているか。この価格設定指標は、動的リスク管理に使用した場合に PRA の適用のための適切な基礎となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような要件を要求すべきか。理由を説明されたい。
- (c) 価格設定指標が動的リスク管理に使用されている場合に、PRA の適用は、これらの動的リスク管理活動に関する有用な情報を提供すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい。

セクション 5 適用範囲

5.1 はじめに

- 5.1.1 このセクションでは、PRA の適用の考え得る範囲を議論する。適用範囲は、財務諸表利用者に提供される情報や、PRA の適用が企業にとってどのくらい運用面で実行可能となるのかに重大な影響がある。
- 5.1.2 動的リスク管理を財務諸表に忠実に反映するために、さまざまな代替案を考えることができる。1つのアプローチは、動的リスク管理活動のすべての要素（すなわち、リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減）を捉えるモデルを考慮することである。このアプローチでは、これらの要素のいずれか 1 つの存在により、こうした活動を財務諸表に忠実に表現することを目的に、企業が PRA を適用する結果となる。例えば、銀行では、リスク管理者は感応度分析を使用して金利の変動に対するエクスポージャーの感応度を把握し、それにより経営者が企業の正味の金利エクスポージャーを判断できるようにしている。これは、ヘッジ又はリスク軽減活動の必要性、時期及び範囲についての動的リスク管理の決定の基礎となる。本項で議論しているアプローチは、企業が一定時点で有しているすべての純額オープン・リスク・ポジションの影響を財務諸表に表現することを目的としている。純額オープン・リスク・ポジションのうち、識別と分析を行ってヘッジしなかったものと、識別と分析を行ってリスク管理金融商品を使用してヘッジしたものの両方である。こうした適用の範囲の利点と欠点は、セクション 5.2 で議論している。
- 5.1.3 考慮すべき他方の代替案は、再び動的な金利リスク管理の例を使用すると、動的リスク管理の 3 つの要素のすべて（すなわち、リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減）を企業が行っている場合にだけ、動的リスク管理を捕捉するアプローチである。したがって、リスクの識別と分析が行われていると仮定すると、この適用範囲の代替案は、企業がヘッジを通じてのリスク軽減活動を行った状況だけに適用されることになる。こうした適用の範囲の利点と欠点は、セクション 5.2 で議論している。
- 5.1.4 これらの適用範囲の代替案で示している論点と課題は、相互に関連していることが多い。さらに、適用範囲の両方の代替案において PRA の適用を強制とすべきか任意とすべきかの問題と、PRA と IFRS における一般ヘッジ会計の要求事項との相互関係について、対処することが必要となる。
- 5.1.5 本 DP では、これらの適用範囲の代替案のそれぞれが、動的リスク管理と会計処理を合致させ、それにより運用面での複雑性の低減をもたらすことによって、動的リスク管理をより忠実に表現するという目的を満たすのかどうか、また、どのように満たすのかも検討している。

5.2 適用範囲の代替案についての諸見解

動的リスク管理への焦点

- 5.2.1 動的リスク管理は、管理対象ポートフォリオに焦点を当て、管理対象リスクへの対処をいくつかのツール（ヘッジを通じてのリスク軽減を含むが、それには限定されない）の使用によって行う。したがって、PRA をすべての管理対象ポートフォリオに適用すべきだという意見の人々がいる。銀行の例を考えると、銀行がバンキング勘定全体から生じる金利リスクを動的に管理している場合には、PRA の適用の範囲をバンキング勘定全体とすることが考えられる。この適用範囲の代替案を支持する人々の主張では、これにより、銀行の財務諸表の利用者が、銀行の利益とそれに対応するリスクを利益の源泉別に理解し、ヘッジすることと純額オープン・リスク・ポジションをヘッジしないで維持することの両方についての含意を理解することが可能となる。この見方は、銀行はすべての純額オープン・リスク・ポジションを包括的な統合化された方法で管理する傾向があるという一般的な理解と整合的である。
- 5.2.2 PRA をすべての管理対象ポートフォリオに適用すると、リスク管理金融商品とともに純額オープン・リスク・ポジションの完全な描像を提供することになる。例えば、ある銀行が 2 つの事業部門（小口と企業向けのバンキング）を有しているが、小口バンキング事業の金利エクスポージャーを動的に管理しているだけであるとする。この場合、適用の範囲を動的リスク管理に焦点を当てたものとするのであれば、小口バンキング事業のすべての金利エクスポージャー（多数のポートフォリオ及びサブポートフォリオで構成されている可能性がある）を、純額オープン・リスク・ポジションがヘッジされている程度に関係なく、PRA の範囲に含めることになる。しかし、企業向けバンキングから生じる金利エクスポージャーは、銀行が動的に管理していないため、含めないことになる。
- 5.2.3 この財務諸表は、企業の管理対象とする純額オープン・リスク・ポジションとリスク管理金融商品の完全な描像を提供することになる。すべての管理対象ポートフォリオが、ヘッジされているものもされていないものも含めて、再評価されることになるからである。ヘッジされていないエクスポージャーが再評価され、リスク管理金融商品による相殺効果がないため、経済的ポジションと整合的に、純損益にボラティリティが生じる可能性がある。

動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲の利点と欠点

利点

- 5.2.4 銀行は、資産（例えば、貸付金）に対する利回りと資金調達（例えば、預金）のコストとの差額である正味金利収益を稼得する。PRA の利点は、財務諸表利用者が利益とそれに対応するリスクを利益の源泉ごとに理解できるようになることである。PRA は管理対象リスクとすべてのリスク管理活動に関する情報を提供する。

この情報が企業がリスクを管理する際に有用であるならば、投資者の意思決定プロセスにも同様に有用となるはずであるという主張がある。目的が動的リスク管理を会計処理する新しいモデルを開発することである場合には、おそらく、会計処理の範囲と動的リスク管理の間の整合性が不可欠である。

5.2.5 この適用範囲の代替案は、現時点では財務諸表はリスク管理活動についての重要な情報を提供できていないという考えを持つ一部の人々の懸念にも対応している。挙げられている理由の 1 つは、ヘッジ会計の要求事項の現行での継ぎはぎの適用により、財務諸表利用者が報告された結果（例えば、純損益におけるボラティリティ）を理解することが困難になっていることである。これは、部分的には、現行のヘッジ会計の要求事項が、純額オープン・リスク・ポジションを反映する要求がないため、特定の管理対象リスク（金利リスクなど）に対する企業のエクスポージャーの完全な描像を提供していないからである。また、ヘッジ会計が、現在、動的リスク管理そのものを表現するためではなく、純損益のボラティリティに対処するために使用されることが多いため、反映するのが動的リスク管理の一部だけで全部ではない場合がある。

5.2.6 この適用範囲の代替案には運用面での利点もある。既存のリスク管理データを会計処理目的で使用する機会が拡大するからである。

欠点

5.2.7 実際のヘッジ活動に焦点を当てる人々にとっては、ヘッジされていない純額オープン・リスク・ポジションについての情報は、動的リスク管理に関する有用な情報を提供しないおそれがある。特に、この見解を有する人々は、ヘッジしないままにされている純額オープン・リスク・ポジションの再評価から生じるボラティリティは、目的適合性がないと主張する。したがって、一部の人は、すべての純額オープン・リスク・ポジションを考慮することは、意思決定目的に有用な情報をもたらさない場合があると考えられるかもしれない。さらに、金利リスクを動的に管理している企業としていない企業との間の比較可能性が問題となる。例えば、動的リスク管理を行っていない償却原価のポートフォリオを有する企業にとっての純損益は、オープン・ポジションからのボラティリティを反映しない。これと対照的に、動的リスク管理を行っているがヘッジを通じてのリスク軽減をしていない企業の方が、報告する純損益のボラティリティが大きくなる。

5.2.8 もう 1 つの欠点は、コストが便益を上回る状況があり得ることである（すなわち、PRA の財務諸表での適用の影響が小さくて、要求されるシステム変更のコストが正当化されない場合がある）。一例は、主として変動金利エクスポージャーで構成されていて、固定金利エクスポージャーが最小限であるポートフォリオからの金利リスクを動的に管理している銀行の場合であろう。PRA を管理対象ポートフォリオ全体に適用するとした場合、変動金利エクスポージャーの再評価の影響が小さすぎて、PRA を適用するためのシステムへの投資を正当化できないことがあり

得る。動的リスク管理には、ポートフォリオについて目標とする利回り特性を達成するために、市場金利の変動に対するポートフォリオの感応度を低下、維持、あるいは増大させる戦略が含まれる可能性がある。一部の人は、PRA などの単一のアプローチは、たとえ動的リスク管理に焦点を当てて適用する場合であっても、すべての形態の動的リスク管理のさまざまな目的を描写できないと主張するかもしれない。

リスク軽減への焦点

- 5.2.9 このアプローチは、動的リスク管理の 3 つの要素のすべて（すなわち、リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減）を企業がやっている場合にだけ、動的リスク管理を捕捉するものである。したがって、この適用範囲の代替案は、企業がヘッジを通じてのリスク軽減活動を行っている状況だけに適用されることになる。
- 5.2.10 この適用範囲の代替案の支持者は、ヘッジされていない純額オープン・リスク・ポジションに PRA を適用することは、動的リスク管理活動に関する有用な情報を提供しないと考えている。彼らの考えでは、正味オープン・リスク・ポジションをヘッジしないという決定が純損益のボラティリティを生じさせるべきではない。
- 5.2.11 IFRS 第 9 号に従って、金融資産及び金融負債は、関連する分類要件を満たす場合には、償却原価で会計処理される。金融商品が償却原価で会計処理されている場合には、資産と負債との間での金利改定日の相違は、直ちには純損益のボラティリティを生じさせない³⁰。しかし、PRA をすべて（ヘッジされているもの及びヘッジされていないもの）の純額オープン・リスク・ポジションに適用するとした場合、純損益に直ちにボラティリティが生じる。PRA の適用の範囲はリスク軽減に焦点を当てるべきだとする見解の支持者は、ポートフォリオを動的に管理しているがヘッジはしていない企業と、ポートフォリオを動的に管理しておらずヘッジをしていない企業とで、基礎となる経済実態は同様であるはずだと指摘する。彼らは、ヘッジの行為だけが各企業の金利に対するエクスポージャーの経済的相違を生じさせると指摘する。したがって、こうした見解を有する人々は、適用範囲はリスク軽減に焦点を当てたものに限定すべきだと考えている。
- 5.2.12 IASB は、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の中での 2 つのアプローチを検討した。サブポートフォリオ・アプローチと比例的アプローチである。

サブポートフォリオ・アプローチ

- 5.2.13 このアプローチでは、PRA の適用の範囲は、動的に管理されているサブポートフォリオのうちリスク軽減又はヘッジの活動が行われているものに限定されることになる。例えば、固定金利エクスポージャーの 3 つのサブポートフォリオを有す

³⁰ ヘッジ取引が行われていない場合には、純額オープン金利リスク・ポジションによる正味金利収益の変動は、その純額オープン・リスク・ポジションの影響が巻き戻されるにつれて一定期間にわたり正味金利収益を通じて純損益に示されることになる。一部の人は、これは自分たちのリスク管理活動から生じた結果の忠実な表現であると主張してきた。

る銀行が、動的リスク管理の一部として固定払・変動受のスワップを行うとする。ヘッジされているサブポートフォリオを銀行が明確に識別できる場合には、PRAは当該サブポートフォリオだけに適用されることになる。

- 5.2.14 しかし、IASBは、この例は銀行が金利リスクをどのように管理しているのかを代表していないおそれがあることに留意した。前に議論したように、動的リスク管理では、ヘッジの決定がすべての管理対象ポートフォリオに基づいて行われ、個別のサブポートフォリオには配分されない可能性の方が高い。したがって、個別のサブポートフォリオへのPRAの適用が、動的リスク管理の人工的な表現を提供するものとなり、したがって財務諸表利用者に有用でない情報を生じることになるのかどうかについての疑問が生じる。

比例的アプローチ

- 5.2.15 ヘッジ対象ポジションが、動的に管理されているポートフォリオの比例部分として決定される。例えば、ある銀行が、管理対象ポートフォリオにおける名目での金利リスク・エクスポージャーの80%をヘッジしていると識別している場合には、PRAは、動的リスク管理からのヘッジ活動を反映するために、当該比例部分にだけ適用されることになる。

- 5.2.16 しかし、IASBはここでも、この例は銀行が金利リスクをどのように管理しているのかを代表していないおそれがあることに留意した。銀行が管理対象ポートフォリオの固定比率部分をヘッジすることは稀であり、その比率は期間ごとに変化する可能性が高い。したがって、管理対象ポートフォリオの比例部分へのPRAの適用が、動的リスク管理の人工的な表現を提供するものとなり、財務諸表利用者に有用な情報をもたらさないことになるのかどうかについて疑問が生じる

リスク軽減に焦点を当てることの利点と欠点

利点

- 5.2.17 この適用範囲の代替案は、会計処理は、企業が動的リスク管理目的を満たすことにどれだけ成功しているのかを反映する場合には、より有用な情報を提供すると考えている人々にとっては魅力がある。
- 5.2.18 さらに、適用範囲の代替案がPRAとIFRS第9号及びIAS第39号におけるヘッジ会計について同様となるため、2つのアプローチの間の相互関係の理解と説明が容易となる。
- 5.2.19 また、一部の人々は、この適用範囲の代替案により、PRAの適用によって提供される追加的な情報が限定的である管理対象ポートフォリオ（主として変動金利エクスポージャーで構成されているポートフォリオなど）の実務的な除外が可能になると考えている。

欠点

- 5.2.20 このアプローチでは、ヘッジをしないという決定の影響に関する情報が描写されないことになる。
- 5.2.21 一部の人は、この適用範囲の代替案では動的リスク管理の理解をさらに混乱させることになる懸念している。これは、PRA の断片的な適用は、動的リスク管理の観点と合致しない可能性があるからである。銀行は、複数のサブポートフォリオをリスク管理金融商品とともに包括的で統合された方法で管理していることが多い。このシナリオでは、PRA 適用の目的上、どのサブポートフォリオを選択すべきかの決定が恣意的となるおそれがある。究極的なリスク管理の焦点は、選択したサブポートフォリオではなく、管理されているリスク全体にあるからである。サブポートフォリオの選択の相違が、会計上の結果に重大な影響を生じる可能性がある。一部の人は、PRA が特定の会計上の結果を達成するために使用される可能性についても懸念している。
- 5.2.22 他方で、動的リスク管理は通常は連続的に更新されるため、例えば、サブポートフォリオ・アプローチを適用する際に実務上の問題が生じるとの指摘もある。これは、選択されたサブポートフォリオが頻繁に変動する可能性があり、PRA が「スイッチのオン・オフ」の仕組みに対応することが必要となるからである。同様に、比例的アプローチでは、ヘッジされる比例部分も頻繁に変動する可能性がある。全体としてのヘッジされる比例部分は、時とともに変動する可能性が高く、さらに、すべての純額オープン・リスク・ポジションをある時点で同じ比率でヘッジすることは望ましくない可能性がある。運用面での複雑性が增大することになる。
- 5.2.23 他の人々が懸念しているのは、PRA 適用の目的上、具体的なポートフォリオを選択できる選択肢を利用可能にするとした場合には、企業が PRA を IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号における現行のヘッジ会計の要求事項の中でヘッジ会計を認めることが困難なオープン・ポートフォリオについてだけ使用することになることである。これは、動的リスク管理についての情報を包括的な方法で提供できないことになる。
- 5.2.24 IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項と PRA との間での選択は、どちらも使用しないという選択肢と相まって、企業が純損益に報告されるボラティリティを低減するためのより豊富な「道具立て」を与えられることを意味するという主張も考えられる。これは、ヘッジ会計と PRA を会計上のミスマッチから生じる純損益のボラティリティを管理する手段と見ている人々には魅力あるものとなり得る。しかし、こうしたアプローチが、ヘッジ会計の継ぎはぎの要求事項から生じている既存の難問を悪化させる可能性がある。どのアプローチを使用すべきかについての企業の決定が、基礎となっている経済実態をより忠実に表現することよりも、純損益におけるボラティリティを低減するという目標に導かれることになる可能性がある。

- 5.2.25 一般に、ヘッジ会計との比較での PRA の予想される利点は、いったん導入した後における運用面での実行可能性であろう³¹。しかし、リスク軽減に焦点を当てた PRA の適用の範囲を検討する場合には、現行のヘッジ会計の要求事項に関連した実務上の負担が、ヘッジをする決定とヘッジをしない決定とを区別する必要性のために残る可能性がある。

動的风险管理に焦点を当てた適用範囲とリスク軽減に焦点を当てた適用範囲との比較

- 5.2.26 以下の各項は、会計上の結果が適用範囲に応じてどのように相違することになるのかを示している。
- 5.2.27 ある銀行が 3 つの固定金利ローンのサブポートフォリオ (A1、A2 及び A3) を有しており、すべてを動的に管理している。これらのサブポートフォリオのそれぞれにおける純額オープン・リスク・ポジションは、CU20 である。3 つのサブポートフォリオはすべて、変動金利の預金で資金を得ている。A1 と A2 における金利リスクを管理する責任を負うリスク管理者は、固定払・変動受の IRS (それぞれ CU20 の Y1 と Y2) を、これら 2 つのサブポートフォリオの金利リスク・エクスポージャーを解消する意図で行う。Y1 と Y2 は A1 と A2 にそれぞれ対応する。A3 に責任を負うリスク管理者は、ヘッジしないことを決定し、A3 における純額金利リスク・ポジションをオープンのままとする。PRA の適用の範囲を動的风险管理に焦点を当てたものとするならば、A1、A2 及び A3 (並びに Y1 及び Y2) は、すべて PRA を使用して会計処理することが必要となる。PRA の適用時に、管理対象サブポートフォリオの金利リスクについての再評価には、それらのすべてが含まれることになる。純額オープン・リスク・ポジションがヘッジされているポートフォリオ (A1 及び A2) と、純額オープン・リスク・ポジションをヘッジしないままとしているポートフォリオ (A3) の両方である。
- 5.2.28 これと対照的に、PRA の適用の範囲をリスク軽減に基づくものとした場合には、企業は PRA をヘッジされている 2 つのポートフォリオ (A1 及び A2) に適用する (サブポートフォリオ・アプローチ) か、ポートフォリオ全体の 66.6% に適用する (比例的アプローチ) かのいずれかとなる。これら 2 つのアプローチのいずれを使用しても、再評価調整はヘッジされているエクスポージャーに限定されることになり、したがって、純損益におけるボラティリティは A1 及び A2 のヘッジの非有効部分又はポートフォリオ全体の 66.6% だけを反映することになる。A3 又はポートフォリオ全体のうちヘッジされていない 33.3% の部分は、再評価されないことになる。

³¹ 企業が PRA を当初に適用する際に適用上の課題に直面するであろうことは認識されている。ただし、現在はリスク管理目的だけに使用されている既存の情報システムが、PRA を適用する際には会計処理の目的でも有用となるという期待がある。

質問 15——適用範囲

- (a) PRA は企業の動的リスク管理に含まれている管理対象ポートフォリオのすべてに適用すべき（すなわち、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲）と考えるか、それとも企業がヘッジを通じてのリスク軽減を行っている状況に限定すべき（すなわち、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲）と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。これらの代替案にいずれにも賛成しない場合には、どのようなことを提案するか、理由は何か。
- (b) 適用範囲の代替案のそれぞれにおける PRA の適用から生じる情報の有用性についてコメントを提供されたい。リスク軽減に限定した PRA と IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項との組合せが、動的リスク管理の忠実な表現を提供することになると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 適用範囲の代替案のそれぞれについての PRA の適用の運用面での実行可能性についてコメントを提供されたい。リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の場合には、識別したヘッジ対象サブポートフォリオないしは比例部分の頻繁な変更の必要性にどのように対応することが考えられるか。
- (d) 質問(a)から(c)で提供した回答は、金利リスク以外のリスク（例えば、商品価格リスク、為替リスクなど）を考慮した場合には変わるか。変わるとした場合、回答がどのように変わるのか、理由は何か。変わらないとした場合、理由は何か。

5.3 PRA の適用は強制とすべきか任意とすべきか

- 5.3.1 追加的な考慮事項は、PRA を強制とすべきか任意とすべきかである。適用範囲の代替案（動的リスク管理に焦点を当てるかリスク軽減に焦点を当てるか）が、この問題に影響がある。
- 5.3.2 強制的な要求をしない場合には、動的リスク管理を行っている企業は、下記の表に示す 4 つの会計処理の代替案のいずれかを選択することができる。

IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に従ったヘッジ会計の要求事項も PRA も適用しない	個々の項目をリスク管理活動を考慮せずに会計処理（すなわち、企業は単純に IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項に従う）
IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に従ったヘッジ会計の要求事項だけを適用する	会計情報が、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ指定を通じて作成される情報を反映する。
PRA だけを適用する	会計情報が、動的リスク管理が行われているエクスポージャーの一部又は全部についてのリスク別のポートフォリオ再評価を反映する。

<p>IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に従ったヘッジ会計の要求事項と PRA を適用する（適用の範囲をリスク軽減に焦点を当てたものとする場合）</p>	<p>会計情報が、PRA が適用される動的リスク管理が行われている一部のエクスポージャーについてはリスク別のポートフォリオ再評価を反映し、他のエクスポージャーについては IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に基づくヘッジ指定を通じて作成される情報を反映する。</p>
---	--

- 5.3.3 企業がこれらの代替案のうち自らの活動を最も適切に反映するものを考慮する場合でも、自由選択であることを考えると、多くの企業が、純損益におけるボラティリティを最も小さく表示する代替案を選択するであろう。選択肢を利用可能とする場合には、比較可能性も低下する。
- 5.3.4 したがって、一部の人々は、PRA の適用を強制とすべきだと主張するであろう。しかし、これには次のような実務上及び概念上の困難が伴う。
- (a) ヘッジ会計の要求事項との相互関係： 動的リスク管理に焦点を当てた PRA の強制適用は、PRA と IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項との相互関係に関する疑問を生じさせる。ある銀行が固定金利の資産と変動金利の負債を有しているとする。金利リスクをグリッド・ポイント・センシティブアプローチを使用して動的に管理している。動的リスク管理に焦点を当てた PRA の適用を強制とした場合、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の要求事項を適用するという代替案は、この銀行には利用可能ではなくなる。しかし、PRA の適用を任意とし、PRA の適用範囲をリスク軽減に焦点を当てたものとした場合には、この論点は生じないことになる。しかし、これは、こうした選択肢が、ヘッジ会計の継ぎはぎを減少させるのではなく、さらに増大させ、運用面での複雑性を低減できないことになるという問題も生じさせる。
- (b) 範囲の明確化： PRA を強制とするには、動的リスク管理を精密に定義することが必要となる。これは、同一業種内の企業間でさえ動的リスク管理のアプローチに多様性があることから、困難となる可能性がある。
- 5.3.5 リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の代替案では、企業の純損益は「ヘッジ活動がどのくらい成功しているのか」を示すことになる。しかし、この適用範囲の代替案の適用を強制とする場合であっても、どのサブポートフォリオ又は比例部分を含めるのかの選択は、PRA に選択の要素を組み込むことを認めることになる。さらに、PRA はサブポートフォリオ又は比例部分が時とともに変化するにつれて指定及び指定解除のさまざまな側面を考慮しなければならない。
- 5.3.6 任意適用は、ヘッジ会計と PRA の両方を純損益におけるボラティリティを主に管理するツールとして見ている人々にとって魅力のあるものであろう。さらに、PRA の運用面での複雑性の可能性は一部の状況でしか正当化できないと考える人々は、

任意適用を支持すると予想される。

- 5.3.7 PRA の任意適用は、強制適用で生じる問題のいくつかを解決するが、いくつかの独自の問題を生じさせる。適用範囲の代替案の両方について、PRA の適用を任意とする場合には、企業が PRA の適用を、どのような場合に、また、どのように、開始あるいは停止することができるのかを検討することが必要となる。さらに、PRA の任意適用は、償却及び追跡調査の要求事項を持ち込む可能性があり、運用面での単純性が損なわれるおそれがある。

質問 16——PRA の強制適用又は任意適用

- (a) PRA の適用は、適用範囲が動的リスク管理に焦点を当てるとした場合には、強制とする必要があると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) PRA の適用は、適用範囲がリスク軽減に焦点を当てるとした場合には、強制とする必要があると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

5.4 その他の適格要件

- 5.4.1 本 DP では、リスクが動的に管理されているという要求以外には PRA の適用のための具体的な適格要件を考慮していない。既存の動的リスク管理プロセスを超えた有効性テストについての要求事項は議論していない。しかし、適用範囲の代替案を考えると、どちらの代替案を選択するのかに応じて、追加的な要求事項が必要となるかもしれない。
- 5.4.2 例えば、一方で、PRA を強制とし適用範囲は動的リスク管理に焦点を当てるとした場合には、何が動的リスク管理であるのかの明確化以外には、PRA の適用についての追加的な適格要件は必要とされないことがあり得る。あるいは、適用の範囲がリスク軽減に焦点を当てるとした場合には、追加的な要因を導入することになり、何を動的リスク管理におけるリスク軽減又はヘッジと考えるのかに関して追加的な要件の開発が必要となることがあり得る。さらに、前述のように、PRA の適用を任意とするとした場合には、PRA の適用の停止及び開始に関する要件（会計処理の仕組みを含む）を決定することが必要となる。

質問 17——その他の適格要件

- (a) PRA の適用の範囲が動的リスク管理に焦点を当てるとした場合には、PRA の適用に適格となるための追加の要件は必要ないかと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (i) PRA の適用を強制とすることによって、回答は変わるか。理由を説明されたい。
- (ii) PRA の適用を任意とするが、動的リスク管理に焦点を当てるとした場合、PRA の適用の開始及び停止についてどのような要件を提案するか。

理由を説明されたい。

- (b) PRA の適用の範囲がリスク軽減に焦点を当てるとした場合には、何を動的リスク管理におけるヘッジを通じてのリスク軽減と考えるのかに関して追加の適格要件が必要となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合は、どのような適格要件を提案するのか及びその理由を説明されたい。
 - (i) PRA の適用を強制とするかどうかによって、回答は変わるか。理由を説明されたい。
 - (ii) PRA の適用を任意とするが、リスク軽減に焦点を当てるとした場合、PRA の適用の停止及び開始についてどのような要件を提案するか。理由を説明されたい。

セクション 6 表示及び開示

6.1 表 示

- 6.1.1 本 DP の目的上、IASB は財政状態計算書及び包括利益計算書における表示の代替案を動的金利リスク管理の文脈でだけ検討してきた。IASB は、基準設定プロセスの一環として、利害関係者からのフィードバックを得た後に、他のリスクについての追加的な表示の代替案を検討する。
- 6.1.2 PRA を適用する際に、管理対象ポートフォリオに含めたエクスポージャーは、IFRS 第 9 号に従って財政状態計算書に認識される。本 DP は、財政状態計算書における PRA から生じる再評価調整の表示について 3 つの代替案を検討している。検討した各代替案の間の主要な相違点は、再評価調整の表示が純額となるのか総額となるのかである。表示の代替案は、本 DP で検討した異なる適用範囲の代替案（動的リスク管理に焦点を当てたもの及びリスク軽減に焦点を当てたもの）において同様に適用可能である。
- 6.1.3 本 DP では、包括利益計算書における再評価調整の表示についての 2 つの代替案も検討している。両方の代替案の目的は、企業の動的リスク管理目的（すなわち、正味金利収益の特性を管理対象リスクに関して改変すること）を包括利益計算書に反映することである。さらに、正味の再評価の影響（すなわち、管理対象ポートフォリオの再評価から生じる変動とリスク管理金融商品から生じる公正価値変動の純額）が、包括利益計算書における独立の損益科目に表示されることになる。

財政状態計算書における取扱い

- 6.1.4 本 DP では、PRA から生じる再評価調整の財政状態計算書における表示についての 3 つの代替案を扱っている。その代替案とは次のものである。
- (a) 科目ごとのグロスアップ——管理対象ポートフォリオに含めたエクスポージャーの帳簿価額を、管理対象リスクについての再評価を反映するように修正する。
 - (b) 資産と負債に対する調整の合計額についての独立科目——再評価したエクスポージャーについての再評価調整のうち資産であるものと負債であるものの両方について、独立科目を表示する。
 - (c) 単一の純額表示科目——PRA の対象となるすべてのエクスポージャーについての正味の再評価調整を、財政状態計算書における単一の科目に表示する。
- 6.1.5 下記の表における例は、財政状態計算書上の表示の代替案を例示している。

借方／（貸方）				財政状態計算書上の表示の代替案		
	償却原価	再評価調整	公正価値	科目ごとの グロスアッ プ	集約した 調整	単一の純 額表示科 目
資 産						
小口ローン	1,000	11		1,011	1,000	1,000
商業ローン	750	30		780	750	750
債券	500	(20)		480	500	500
動的リスク管理再評価					21	
デリバティブ			25	25	25	25
負 債						
預金	(400)	5		(395)	(400)	(400)
発行した債券	(1,500)	(40)		(1,540)	(1,500)	(1,500)
確定約定		(15)		(15)		
動的リスク管理再評価					(50)	(29)
		(29)	25			
動的リスク管理活動 からの純損益	4					

- 6.1.6 以下の各項では、これらの表示の代替案が、企業の動的リスク管理活動についての有用な情報を提供するのかどうかを議論する。
- 6.1.7 財政状態計算書における再評価調整の科目ごとのグロスアップ表示は、動的リスク管理がエクスポージャーに与えた影響を定量化するものとなり、管理対象リスクが管理対象ポートフォリオに与えた影響に関する有用な情報を提供することになる。しかし、再評価調整を財政状態計算書に科目ごとに表示することは、動的リスク管理が純額ポジションに焦点を当てていることと不整合であるという見方があり得る。さらに、金利変動による科目ごとの表示のボラティリティは、銀行が基礎となる資産及び負債から正味金利収益を生み出す能力についての有用な情報を提供しない可能性がある。再評価を科目ごとに反映することは、運用面で最も負担の多いアプローチともなる。集約した調整及び単一の純額表示科目の代替案の方が、動的リスク管理の観点との整合性が高くなる可能性がある。
- 6.1.8 管理対象エクスポージャーのすべてが金融資産及び金融負債として認識されるわけではない。例えば、未認識の確定約定などがある。さらに、最終的に PRA に含めることを検討するエクスポージャーによっては、パイプライン取引や EMB などの他のエクスポージャーの再評価を財政状態計算書に認識することも、検討が必要となる可能性がある。

- 6.1.9 確定約定は認識されないが、資産又は負債の定義を満たすので、関連する再評価調整を財政状態計算書に認識することに概念上の困難はない。したがって、確定約定の再評価を財政状態計算書における新たな表示科目に表示することができる。しかし、パイプライン取引又は EMB のいずれかについての再評価調整を資産又は負債として認識することを主張するのは、それより困難である（セクション A1 から A2 参照）。
- 6.1.10 リスク管理金融商品の会計処理は変わらない。それらは引き続き財政状態計算書において公正価値で測定されることになる。

包括利益計算書における管理対象リスク以外のリスクの影響の取扱い

- 6.1.11 前述のとおり、PRA が管理対象エクスポージャーを再評価するのは、企業が関連する IFRS の分類及び測定の要求事項を適用した後の管理対象リスクについてだけである。例えば、ベンチマーク金利の変動について管理されているローンのポートフォリオの場合、PRA は当該ローンをベンチマーク金利についてだけ再評価する。ローンの残りの構成部分（信用マージンなど）は、適用可能な IFRS に従って金利収益として認識されることになる。

包括利益計算書におけるリスク・ポジション及びリスク管理金融商品の取扱い

- 6.1.12 銀行の中でのリスク管理者の目的は、銀行の金利リスクに対するエクスポージャーの特性を改変して、正味金利収益に対する目標とする影響を達成することであることが多い。管理対象ポートフォリオの中で、この動的リスク管理目的は、通常、固定金利エクスポージャー（例えば、ベンチマーク金利の変動による）から生じるリスクに焦点を当てることによって達成される。PRA の目的は、正味金利収益の表示がこの動的リスク管理の観点を財務諸表利用者に提供することである。さらに、管理対象リスクについての再評価の影響に関する情報を提供することは、企業のエクスポージャーと、企業が当該エクスポージャーをどのように管理しているのかを反映することになる。これは、動的リスク管理活動が将来の正味金利収益に与える影響を捕捉する手段ともなる。
- 6.1.13 本 DP では、この動的リスク管理への焦点を包括利益計算書に反映するための 2 つの表示の代替案を検討している。代替案は両方とも、動的リスク管理の影響について調整した正味金利収益と、管理対象ポートフォリオ及びリスク管理金融商品から生じた正味の再評価の影響とを表示することになる。この 2 つの代替案は、次のものである。
- (a) 実際正味金利収益表示——実際の金利収益及び金利費用を、リスク管理金融商品からの正味金利収益を表示するための追加の金利の科目とともに表示する。動的リスク管理活動からの再評価の影響（これも独立科目に表示される）は、予想される将来の正味金利収益におけるミスマッチに関する情報を提供することになる。

(b) 安定的正味金利収益表示——正味金利収益は、銀行の動的リスク管理目的が正味金利収益を安定させることであると仮定して報告される。動的リスク管理活動からの再評価の影響は、銀行が実現した正味金利収益と将来の正味金利収益の両方について目的の達成にどのくらい成功したのかに関する情報を提供することになる。

- 6.1.14 実際正味金利収益を表示する代替案には、いくつかの明確な便益がある。この代替案は、正味金利収益についての動的リスク管理の前後での見方を提供する。将来の正味金利収益に関して純額オープン・リスク・ポジションから生じる再評価の影響についての情報を提供することになる。また、実務上の適用がより容易となる。管理対象ポートフォリオにおける管理対象エクスポージャーからの金利収益又は金利費用の会計処理に変更がないからである。
- 6.1.15 安定的正味金利収益を表示する代替案は、正味金利収益を安定させるという銀行の目的に基づいた安定的な正味金利収益特性を、銀行がこうした安定的な特性を動的リスク管理活動を通じて達成できたのかどうかに関係なく、表示することになる。銀行の動的リスク管理活動の結果が目標とは異なることがあり得る。この表示の代替案は、この乖離を反映することができないので、実際の動的リスク管理についての情報を提供しないと一部の人は主張している。
- 6.1.16 以下の例は、包括利益計算書における表示の代替案の両方を例示している。ある銀行が、変動金利の負債のポートフォリオで資金を調達している 6 年の固定金利ローンのポートフォリオだけを有していると仮定する。銀行は、純額オープン・リスク・ポジションに基づいて、金利リスクを動的に管理している（単純化のため、この例では、エクスポージャーの満期到来又は追加から生じるポートフォリオの変動は考慮しない）。銀行の動的リスク管理目的の一部として、銀行は、既存の金利ミスマッチのうち 80%を、6年の IRS を使用して除去することを選択した。PRA の適用の範囲が動的リスク管理に焦点を当てたものであると仮定すると、銀行は PRA をこのポートフォリオに適用する。単純化のため、固定金利ローンについてのベンチマーク価格設定指標とそれに関連する資金調達指標とが同一であると仮定する（すなわち、両者とも 6 か月 LIBOR カーブを基礎とする）。したがって、管理対象リスクは 6 か月 LIBOR である。顧客マージンは、PRA に含めない。

金融商品	名目	金利の基礎	金利	PRA に含める金利リスク
ローン	CU100m	毎年 12 月 31 日に固定金利を受け取る(当初の市場金利+顧客マージン)	4% (= 3% + 1%)	3% (すなわち、6 か月 LIBOR カーブに基づく当初の金利)
預金	CU100m	12 月 31 日と 6 月 30 日に 6 か月 LIBOR を支払う	6 か月 LIBOR	6 か月 LIBOR
IRS	CU80m	12 月 31 日と 6 月 30 日に 6 か月 LIBOR を受け取る 毎年 12 月 31 日に固定金利を支払う	6 か月 LIBOR 3%	6 か月 LIBOR 3%

6.1.17 銀行は、正味金利収益を目標とした程度(すなわち、80%)まで安定化させている。

市場金利 ^(a)	20X0 年 12 月 31 日	20X1 年 6 月 30 日	20X1 年 12 月 31 日	20X2 年 6 月 30 日	20X2 年 12 月 31 日
年換算 LIBOR 金利 (固定金利の現在価値 計算の分母に使用)	3%	2.8%	2.5%	3.3%	4%
6 か月の期間に係る LIBOR (変動金利の現 在価値計算の分子及び 分母に使用)	1.49%	1.37%	1.24%	1.61%	1.98%

(a) 各期間においてフラットなイールドカーブを仮定

実際正味金利収益表示

		20X1 年 6 月 30 日	20X1 年 12 月 31 日	20X2 年 6 月 30 日	20X2 年 12 月 31 日
金利収益	(a)	2.0	2.0	2.0	2.0
金利費用	(b)	(1.49)	(1.37)	(1.24)	(1.61)
動的リスク管理からの正味金利	(c)	(0.01)	(0.10)	(0.21)	0.09
正味金利収益	(d)	0.5	0.53	0.55	0.48
動的リスク管理からの再評価の 影響	(e)	0.25	0.21	(0.67)	(0.52)
6 か月の期間に係る純損益合計	(f)	0.75	0.74	(0.12)	(0.04)

- 6.1.18 以下の分析は、実際正味金利収益表示におけるさまざまな損益科目を説明している。
- (a) ローンのポートフォリオについて発生計上した実際の金利収益（すなわち、年 4%）は、現行の金利収益認識の要求事項から変更がない。
 - (b) 預金ポートフォリオについて発生計上した実際の金利費用（すなわち、6 か月 LIBOR）は、現行の金利費用認識の要求事項から変更がない。
 - (c) リスク管理金融商品からの正味金利の発生計上（すなわち、この事実関係では、CU80 百万について 6 か月 LIBOR を受け取り、年 3%を支払う）。
 - (d) 報告される正味金利収益は、銀行の実際の動的リスク管理目的と整合的となる。安定的な正味金利収益をポートフォリオの 80%について達成しているが、ヘッジしていない 20%について達成した正味金利収益は、6 か月 LIBOR が変動するに従って変動している。
 - (e) デリバティブからのクリーン公正価値変動及び管理対象ポートフォリオから生じるクリーン再評価の変動。これは、この事実関係では、20%のヘッジしていないポジションを含むすべての動的リスク管理対象エクスポージャーの再評価と、リスクを管理するために使用したリスク管理金融商品の再評価との差額を表すことになる。
 - (f) 純損益は、表示の両方の代替案で同じとなる。
- 6.1.19 例から見るように、実際正味金利収益を表示する代替案は、リスク管理金融商品からの金利の発生計上を正味金利収益の一部として表示することを要求することになる。この表示は、動的リスク管理活動がどのように報告期間における正味金利収益を改変したのかに関する目的適合性のある情報を提供することになる。

安定的正味金利収益表示

CU		20X1 年	20X1 年	20X2 年	20X2 年
		6 月 30 日	12 月 31 日	6 月 30 日	12 月 31 日
金利収益	(a)	1.99 ^(a)	1.87	1.74	2.11
金利費用	(b)	(1.49)	(1.37)	(1.24)	(1.61)
正味金利収益	(c)	0.5	0.5	0.5	0.5
動的リスク管理からの再評価の影響	(d)	0.25	0.24	(0.62)	(0.54)
6 か月の期間に係る純損益合計	(e)	0.75	0.74	(0.12)	(0.04)

- (a) 6 か月の期間に係る金利収益は、年 1%の顧客マージン（6 か月について 0.5%）に、6 か月の期間に係る LIBOR（1.49%）を加算したものとして計算されている。

6.1.20 以下の分析は、安定的正味金利収益表示において表示されるさまざまな損益科目の内訳に関する追加的な洞察を提供する。

- (a) 金利収益は、管理対象リスクに含まれていない顧客マージン（すなわち、年1%）に、管理されているリスクを反映するエクスポージャーについての金利の発生計上（すなわち、6か月 LIBOR）を加算したものを表すことになる。言い換えると、発生計上は、この例での動的リスク管理における管理対象リスク（6か月 LIBOR）に変換される。この表示の代替案では、管理されている金利が、ヘッジされている構成部分とヘッジされていない構成部分の両方に適用され、それにより動的リスク管理目的の望ましい性質を表す。
- (b) この事実関係では、預金ポートフォリオについて発生計上される実際の金利費用（6か月 LIBOR）は、既存の金利費用の認識の要求事項から変更がない。
- (c) 正味金利収益は、正味金利収益を完全に安定化するという動的リスク管理目的と整合的となる。この事実関係では、正味金利収益は、1%（6か月の報告期間については0.5%）の固定された正味年間マージンを反映している。この表示は、ポートフォリオの金利 mismatches の80%だけを軽減するという銀行の実際の動的リスク管理目的と整合しない。
- (d) デリバティブからの公正価値変動と管理対象ポートフォリオからの再評価の変動による正味の影響は、ヘッジしていないポジション（この事実関係では20%）の再評価から、動的リスク管理を通じて実際に達成されなかった正味金利収益の安定化の効果を控除したものを反映することになる。
- (e) 純損益は、表示の両方の代替案で同じとなる。

6.1.21 安定的正味金利収益表示は、銀行が実際には達成しなかった正味金利収益を表示することになる。しかし、銀行が動的リスク管理活動を通じて維持した顧客マージンについての追加的な情報を提供することになる。実際の正味金利収益と安定的な正味金利収益を達成するための再評価の影響との間の調整の額は、財務諸表利用者に、銀行の純損益の源泉及びその持続可能性についての目的適合性のある情報を提供することになる。これにより、財務諸表利用者は、こうしたさまざまな利益の源泉を性質に従って理解できるようになる。

質問 18——表示の代替案

- (a) どの表示の代替案を財政状態計算書において選好するか。理由は何か。
- (b) どの表示の代替案を包括利益計算書において選好するか。理由は何か。
- (c) 動的リスク管理活動のより適切な表現をもたらすと考える財政状態計算書あるいは包括利益計算書における代替的な表示の詳細を示していただきたい。なぜこの表示を選好するのかを、情報の有用性及び運用面での実行可能性を考慮に入れて、説明されたい。

6.2 内部デリバティブの表示

- 6.2.1 銀行において、ALM がオープン・ポートフォリオからの金利リスク・ポジションの管理を、内部デリバティブを用いてトレーディング・ユニットにリスクを移転することによって行うことは一般的である。トレーダーは、全体的なエクスポージャーを考慮して、他のデリバティブからの相殺ポジションを有する場合がある。したがって、状況によっては、トレーダーは、内部デリバティブを通じて移転されるリスクを完全に除去する外部デリバティブの取引をしない場合もあるが、する場合もある。
- 6.2.2 PRA の 1 つの目的は、動的リスク管理に関して提供される情報を改善することである。動的リスク管理とトレーディング活動を財務諸表に別々に反映するためには、相殺となる内部デリバティブを包括利益計算書においてグロスアップすることが必要となる。しかし、すべての内部デリバティブからの損益は、やはり相殺されて、純損益に正味の影響が生じないことになる（すなわち、リスク管理とトレーディング・ユニットは、内部デリバティブからの完全に相殺する損益を有することになる）。下記の表は、内部デリバティブが包括利益計算書においてグロスアップされる場合の実際の正味金利収益の表示の適用を例示している。

	リスク管理／バンキング勘定	トレーディング
正味金利収益	管理対象ポートフォリオに含めた外部顧客エクスポージャーからの発生計上（例えば、ローンに対する金利収益及び預金に対する金利費用） 現行の取扱いに変更はなく、リスク管理金融商品（内部デリバティブを含む場合がある）からの正味金利発生計上を加算	ゼロ
PRA 適用の結果として生じる再評価の影響	管理対象ポートフォリオに含めたエクスポージャーのクリーン再評価の変動及びすべてのリスク管理金融商品のクリーン公正価値変動 ^(a) 内部と外部の両方のデリバティブを含む場合がある。	ゼロ
トレーディング損益	ゼロ	すべてのトレーディング金融商品の公正価値の変動 ^(b) 外部と内部の両方デリバティブを含む場合がある。

純損益	リスク管理及びトレーディング活動からの純損益。リスク管理として報告される内部デリバティブからのすべての損益は、トレーディングとして報告される内部デリバティブからの損益と完全に相殺される。したがって、内部デリバティブからの損益は、包括利益計算書においては常にゼロとなる。
財政状態計算書	外部デリバティブだけが、連結財政状態計算書に認識される。

(a) リスク管理金融商品は、通常、銀行の正式な勘定構造を通じて識別される。
(b) トレーディング金融商品は、通常、銀行の正式な勘定構造を通じて識別される。

6.2.3 リスク管理（バンキング勘定）とトレーディング勘定との間の内部デリバティブは、リスク管理からトレーディングへのリスクの移転を表す。こうした移転に対する統制の一環として、企業は、リスク管理とトレーディングの領域間でのすべての内部デリバティブが相殺されるようにすべきである。それらは両方の内部当事者の視点からは同一の取引を表すものだからである。

6.2.4 内部デリバティブからの正味の純損益の影響は、連結財務諸表においてはゼロとなるが、バンキング勘定とトレーディング勘定との間の内部デリバティブの存在は、エクスポージャーからの損益の認識の変動を管理対象ポートフォリオに含めることを容易にすることによって、動的リスク管理が行われていることを示す。これは、当該エクスポージャーの再評価が連結純損益に影響を与えるからである。これは、内部デリバティブを通じてトレーディング勘定に移転されたリスクが、トレーディング勘定から外部の相手方に渡されたかどうかには無関係である。内部取引が外部化されたことを証明するという要求を、本 DP において PRA を適用するために検討することはしていない。

6.2.5 リスク管理金融商品として識別される内部デリバティブを考慮する際に生じる表示の課題に関する詳細は、セクション A4.2 で議論している。

質問 19——内部デリバティブの表示

(a) 企業が内部デリバティブを動的リスク管理の一部として使用する場合には、本 DP は、それらが PRA の適用に含める要件を満たすものとするべきかどうかを検討している。これは包括利益計算書での内部デリバティブの総額表示につながる。総額表示は、企業の動的リスク管理及びトレーディング活動について提供される情報の有用性を高めると考えられるか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 内部デリバティブについて記述した取扱いは、PRA の運用面での実行可能性を高めると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(c) 内部デリバティブを PRA の適用に含めるために、追加的な条件を要求すべきだと考えるか。要求する場合、どの条件か、また、理由は何か。

6.3 開 示

- 6.3.1 PRA に付随する開示は、企業の動的リスク管理及び PRA が財務諸表においてどのように適用されたのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つものとするべきである。IASB は、財務諸表の利用者及び作成者から、この目的を満たす開示についてのインプットを求めている。この情報を得ることの実行可能性及びコストについての作成者からのインプットは重要である。IASB が財務諸表利用者のニーズを作成者の商業的秘保持と比較考量できるようにするためである。
- 6.3.2 財務諸表利用者は、これまで財務諸表に企業のリスク管理に関する情報を記載することの重要性を強調してきた。彼らは、有用となるためには、開示は記述的で企業固有である必要があり、単なる一般的な記述とすべきではないと述べてきた。したがって、4つの考え得る開示テーマが PRA について開発された。

動的リスク管理についての目的及び方針に関する定性的情報（エクスポージャーの中のリスクの識別を含む）

- 6.3.3 これらの開示の目的は、次のことを理解できるようにする情報を財務諸表利用者に提供することであろう。管理対象リスク、当該リスクについての企業の動的リスク管理の目的、企業がリスク管理をどのように行っているのか、及びこうした活動の財務上の結果についてである。これらの開示は、動的リスク管理が正味金利収益に与えた影響及び事業に伴うリスクを財務諸表利用者がより適切に理解することも可能にすべきである。
- 6.3.4 動的リスク管理の中で考慮されたさまざまな種類のエクスポージャーと、企業がこうしたエクスポージャーから生じるリスクをどのように察知しているのかについて、定性的な記述が提供される。管理対象エクスポージャーがどのように決定され、それを企業の動的リスク管理目的とどのように関連付けているのかを財務諸表利用者が理解する助けとするための情報が提供される。
- 6.3.5 管理対象エクスポージャーの種類ごとに、リスクが測定され分析される基礎を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報が提供される。これには、管理対象リスクがエクスポージャーの契約条件に基づいて監視されているのかどうかや、リスクが行動予測の観点などの別の方法で考慮されているのかどうかに関する情報が含まれる可能性がある。
- 6.3.6 定性的情報は、企業の動的リスク管理の方針及び運用目的についても開示される。これには、企業の動的リスク管理プロセスのハイレベルの記述や、リスク管理金融商品が外部又は内部の相手方（例えば、トレーディング・ユニット）と取引されている程度などが含まれる。

純額オープン・リスク・ポジションとそれが PRA の適用に与える影響に関する定性的情報及び定量的情報

- 6.3.7 これらの開示の論拠は、PRA 適用の目的上、管理対象ポートフォリオからの純額オープン・リスク・ポジションが測定される方法について、財務諸表利用者の理解を高める情報を提供することであろう。さらに、財務諸表利用者は、企業の純額オープン・リスク・ポジション（自然に発生するリスクがどこで生じ、どの程度までヘッジされている（又はされていない）のか）についての洞察も得るはずである。
- 6.3.8 定性的開示が、純額オープン・リスク・ポジションがどのように決定されるのかについて提供され、これは動的リスク管理アプローチと整合的なものとすべきである。これには、管理対象ポートフォリオ中のリスクの測定に使用した方法の記述や、PRA 適用時の再評価調整の計算に使用した方法論の説明（当期中の技法の変更や変更の理由の説明を含む）が含まれる。さらに、動的リスク管理及び会計処理の目的で使用している見積技法について情報が提供される。特に、主観的又は判断によるインプットに対する依拠に関する情報は重要となる（例えば、期限前償還カーブや他の非市場的な決定要因の役割など）。
- 6.3.9 定量的情報が、純額オープン・リスク・ポジション及び報告日に認識されたポートフォリオ再評価調整について提供される。企業のリスク・ポジションについての一部の情報は、商業的に慎重な取扱いを要する場合がある。したがって、作成者には、企業の商業的秘保持を損なわずに財務諸表利用者に有用となる情報に関する提案を示すことを要請している³²。
- 6.3.10 純額オープン・リスク・ポジションについての定量的開示は、純額オープン・リスク・ポジションが管理対象エクスポージャーの契約上の期間ではなく予想される期間に基づいている程度を財務諸表利用者が理解するのに役立つために要求される。理想としては、これには、PRA に含めたエクスポージャーの契約上の特性と行動予測上の特性の比較を含めることが考えられる。
- 6.3.11 財政状態計算書における適切な表示を決定する際の主要な要因は、ポートフォリオ再評価調整の内訳分析を金融商品のクラス別に行うことが有用かどうか、また、その場合に、これを財政状態計算書と注記のどちらで提供すべきかである。動的リスク管理は通常は純額ベースで行われるので、金融商品のクラス別の総額情報は目的適合性があるとは考えられない可能性がある。代替的な見解は、財務諸表利用者は、源泉別の金利リスクの集中を知ることに関心がある可能性が高いであろうというものである（特に、より主観的な要素（例えば、顧客行動のモデル化）を含んだリスク・エクスポージャーからの重大なリスクの集中がある場合）。

³² 一部の人々の考えでは、モデル化技法を使用する際（例えば、住宅ローン及びコア要求払預金について）に、純額オープン・リスク・ポジションの計算、実際の再評価あるいは感応度（金利リスクの場合には、デュレーション）についての詳細な開示を提供することが必要となる。これは、主観的な要因を含んだ主要なインプット（例えば、住宅ローンの予想デュレーション）の小さな変動が、再評価に重大な影響を有し、したがって、会計上の結果に重大な影響を与える可能性があるからである。最低限、計算に重要な影響を有する仮定の変更があった場合には、これらの仮定への依拠を理解することが有用となる。また、仮定が変更された理由を知ることが有用であろう。

- 6.3.12 この情報は通常、報告日現在の純額オープン・リスク・ポジションを基礎とする。しかし、報告日現在の純額オープン・リスク・ポジションが当年度全体を通じてのポジションを代表していない場合には、より代表的なポジションの指標を提供する追加的な開示が、当期中の企業の動的リスク管理活動についての目的適合性のある洞察を提供するかもしれない。
- 6.3.13 開示の多く（全部ではないが）が、企業が財務報告目的で現在使用している既存のリスク情報を基礎とすることになるが、この情報を提供する結果としての運用面での影響があり得る。したがって、IASB はこれらの開示の運用面での実行可能性についての情報を求めている。

PRA の適用

- 6.3.14 これらの開示の目的は、会計処理が動的リスク管理をどの程度表現しているのかや、動的リスク管理が財務諸表にどのように反映されているのかを説明する情報を財務諸表利用者に提供することであろう。したがって、開示は、適用している会計処理と動的リスク管理との間でのアプローチの相違点を理解することを可能にする情報も財務諸表利用者に提供することになる。
- 6.3.15 PRA の適用に関する企業の会計方針の十分な記述が、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」により要求されることになる。この記述は、PRA が財務諸表にどのように、また、どの程度、影響を与えたのかを財務諸表利用者が理解するための十分な詳細を提供すべきである。
- 6.3.16 最終基準に、動的リスク管理の中のどのエクスポージャーに PRA を適用するののかに関する選択の要素を含める場合には、定性的開示が必要となる可能性がある（セクション 5 参照）。これらの開示は、以下のことについての理解を財務諸表利用者に提供することになる。含めるポートフォリオがどのように選択されているのか、動的に管理しているエクスポージャーのすべてに当該アプローチを適用していない理由、どのエクスポージャーを企業が PRA の範囲に含めるものとして選択しなかったのかについてである。
- 6.3.17 さらに、動的リスク管理の何らかの要素が最終的に PRA の範囲に含めるのに適格でないとされる場合には、企業の動的リスク管理活動に関する情報を提供するために、それらの活動又はエクスポージャーについての追加的な開示が適切となる可能性がある。

動的リスク管理が企業の現在及び将来の業績に与える影響に関する定性的情報及び定量的情報

- 6.3.18 これらの開示の目的は、動的リスク管理が企業の報告する当期及び将来の期間の業績に与える影響についてのより適切な理解を財務諸表利用者が得る助けとなることであろう。

- 6.3.19 セクション6.1では、包括利益計算書における2つの代替的な表示を議論している。実際の正味金利収益の表示のいくつかの便益を強調した。動的リスク管理の前後両方での当報告期間に係る正味金利収益に関する情報が包括利益計算書の本体で提供されることなどである。これは、正味金利収益の内訳項目の詳細な開示の必要を減少させることになる。
- 6.3.20 例えば、財務諸表利用者は、動的リスク管理後における企業の将来の正味金利収益の金利変動への感応度（報告日現在の企業の純額オープン・リスク・ポジションに基づく）に関する情報に関心がある可能性が高い。しかし、この情報は商業的機密と考えられる可能性が高いので、こうした考慮事項に留意しつつ財務諸表利用者には有用となる情報を提供する方法の提案は有用であろう。
- 6.3.21 財務諸表利用者は、PRAからの損益の決定要因を理解するためにも有用と考える可能性がある。当期に報告した正味金利収益と再評価の影響の両方の感応度に関する開示などである。これには、管理対象リスク及び主要な仮定の変更についての感応度が含まれる可能性がある。

質問 20——開示

- (a) 識別した4つのテーマのそれぞれが動的リスク管理についての有用な情報を提供すると考えるか。各テーマについて、見解の理由を説明されたい。
- (b) 識別したテーマが有用な情報を提供しないと考える場合には、そのテーマを特定するとともに、理由を説明されたい。
- (c) どのような追加の開示（もしあれば）が企業の動的リスク管理についての有用な情報をもたらすと考えるか。こうした開示が有用となると考える理由を説明されたい。

開示の範囲

- 6.3.22 適切となる開示の種類を検討とともに、それらの開示の範囲を検討することが必要である。通常、開示の範囲は、関連するIFRSの適用の範囲に従う。しかし、企業の動的に管理しているリスクに対するエクスポージャーの全体に関する開示は、企業のPRA適用の範囲に関係なく、財務諸表において動的リスク管理に関する有意義な情報を提供する上で目的適合性のあるものとなる可能性がある。これは、PRAの適用の範囲がより狭い場合（すなわち、適用の範囲が、動的リスク管理に焦点を当ててではなく、リスク軽減に焦点を当てた場合）であっても、目的適合性のあるものとなる。このセクションでは、範囲をリスク軽減に焦点を当てたものとする場合に、開示がPRAの適用の範囲に従うべきか、それとも、動的リスク管理の存在に基づいて開示をより幅広く拡張すべきかを議論している。
- 6.3.23 動的に管理されているリスクに対する企業のエクスポージャー全体の開示は、会計処理の選択が利用可能とされる場合には、PRAを適用する企業間での比較可能

性を改善する可能性がある。そうしないと、動的リスク管理に対するアプローチが同様である企業が、異なる会計処理の選択をしている場合には、異なる開示をする可能性がある。しかし、開示の範囲を PRA の適用と一致させないとすると、他の基準で要求している開示との重複の可能性がある。さらに、動的リスク管理をより精密に定義することが必要となるが、幅広い動的リスク管理の実務が存在していることから、困難となる可能性がある。

- 6.3.24 以下の例は、動的リスク管理の開示の範囲について識別された考え得る代替案を示している。ある銀行グループが 2 つの銀行子会社を有していて、その一方（子会社 A）はすべての金利リスクを動的に管理し、他方（子会社 B）は金利リスクをより静的に管理している。子会社 A が動的に管理している金利リスクは、いくつかのサブポートフォリオ（A1、A2 及び A3）で構成されている。A1 には、EMB からのみなし金利リスクが含まれている。子会社 A は A2 だけをヘッジしている。

	PRA の適用の想定される範囲 ^(a)	動的リスク管理に関する開示の範囲についての代替案
1	動的リスク管理に焦点。子会社 A における A1、A2、A3 を含める（EMB も含め、すべてのエクスポージャーが適格と仮定）。	(a) PRA の適用に合わせる（子会社 A のみ）。又は、 (b) 子会社 A と子会社 B のすべてのエクスポージャー。したがって、管理対象リスクが存在する場合は常に、子会社 A だけが金利リスクを動的に管理しているが、子会社 B に管理対象リスクが存在するという事実により、それらのエクスポージャーも開示要求に含めることになる。
2	動的リスク管理に焦点。すべての適格な動的に管理されているエクスポージャーを含める（EMB は適格でないとは仮定）。PRA は子会社の A1、A2、A3 に適用されるが、EMB からのみなしリスクは除外。	(a) PRA の適用に合わせる（EMB を除外した子会社 A）。 (b) すべての適格なエクスポージャー（子会社 A のみ）に、EMB からの金利リスクに関する開示を追加。又は、 (c) 子会社 A 及び子会社 B のすべてのエクスポージャー（1(b)と同じ）。
3	リスク軽減に焦点（サブポートフォリオ・アプローチ）。銀行は A2 だけに PRA を適用することを選択（すべてのエクスポージャーが適格と仮定）。	(a) PRA の適用に合わせる（A2 のみ）。 (b) 動的リスク管理に焦点。会計処理の適用に関係なく、動的リスク管理の事例に関連付け。 (c) 子会社 A 及び子会社 B のすべてのエクスポージャー（1(b)及び 2(c)と同じ）。
	(d) セクション 5.2 では、さまざまな適用範囲の代替案を議論している。	

- 6.3.25 何らかの動的リスク管理のあるリスクに対する企業のエクスポージャーについて開示を包括的に適用すべき（1(b)、2(c)及び3(c)参照）であると主張することは困難である可能性がある。一部の状況又は事業の一部分において、当該リスクが発生するからである。これは実際には企業の動的リスク管理に関しての有用な情報を全く提供しないおそれがある。動的に管理されていないエクスポージャーを含んでいるからである。
- 6.3.26 より適切な論点は、動的リスク管理が行われているポートフォリオに関して（1(a)、2(b)及び3(b)で記述しているように）又は PRA が適用されているエクスポージャーに関して（1(a)、2(a)及び3(a)で記述しているように）提供される開示のいずれが、動的リスク管理に関して最も重要な情報を財務諸表において提供するのかである。

質問 21——開示の範囲
<p>(a) 開示の範囲は PRA の適用の範囲と同じにすべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>(b) 開示の範囲を PRA の適用の範囲と同じにすべきだとは考えない場合には、開示の適切な範囲はどのようになると考えるか、理由は何か。</p>

セクション7 その他の考慮事項

7.1 エクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含める日

- 7.1.1 エクスポージャーが管理対象ポートフォリオに含まれていて、管理対象リスクに関しての再評価調整はゼロ（すなわち、推定額面）である場合には、増分的な初日の再評価調整は要求されない。これは通常、企業が最初に契約の当事者となる場合に当てはまる。
- 7.1.2 しかし、エクスポージャーをリスク水準の変更後に最初に管理対象ポートフォリオに含める場合には、複雑性が生じる。現時点での再評価と企業が契約の当事者となった時点での再評価との差額は、初日の損益として認識するか又は一定期間にわたり純損益に償却していくかのいずれかを行う必要がある。初日に純損益に認識して、エクスポージャーが動的に管理されていなかった期間におけるベンチマーク指標の変動を反映すると、動的リスク管理活動を反映しない純損益への影響を生じることになるとともに、事後判断の適用の余地が生じるおそれがある。初日の再評価を償却することは、運用面での複雑性を大幅に増大させることになり、報告される純損益の有用性を低下させるおそれがある。
- 7.1.3 本 DP で検討している PRA は、管理対象エクスポージャーが、企業が最初に契約の当事者となった時に追加された場合には、管理対象ポートフォリオの適格な一部と考える³³。IASB は、エクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めることを制限すると、会計処理と動的リスク管理活動との間の乖離の可能性を生じることがを認識しており、この論点についてコメント提出者の意見を求めている。

質問 22——エクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含める日

PRA は、企業が最初に契約の当事者となった後にエクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めることを認めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

- (a) 賛成の場合には、どのような状況で適切となると考えるか。理由は何か。
- (b) ゼロでない初日の再評価をどのように会計処理することを提案するか。理由を説明し、運用面での影響についてコメントされたい。

7.2 管理対象ポートフォリオからのエクスポージャーの除去

- 7.2.1 管理対象エクスポージャーが期限前返済又は売却される場合には、認識の中止が行われ、再評価調整を財政状態計算書から除去して純損益に認識することが必要となる。

³³ これに対する例外はパイプライン取引であり、これは企業が契約の当事者となる前に再評価リスクを生じさせるものとみなされる（セクション2参照）。

- 7.2.2 しかし、管理対象エクスポージャーを満期又は認識の中止（いずれか早い方）の前に管理対象ポートフォリオから除去することを認めるとすると、その時点までに認識した再評価調整の償却を要求する（これは運用面で煩雑となる）か、あるいは再評価調整を直ちに純損益に認識する（これは動的风险管理活動の結果を反映する可能性が低い）かのいずれかとなる。

質問 23——管理対象ポートフォリオからのエクスポージャーの除去

- (a) いったんエクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めた後は、認識の中止までそこに残すという要件に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 本 DP で考慮した状況以外で、エクスポージャーを管理対象ポートフォリオから除去することが適切となると考える状況があるか。あるとした場合、それはどのような状況か、また、管理対象ポートフォリオから除外することが適切となる理由は何か。
- (c) エクスポージャーを満期前に管理対象ポートフォリオから除外する場合に、認識した再評価調整をどのように会計処理することを提案するか、また、理由は何か。理由について、財務諸表利用者に提供される情報の有用性についてのコメントも含めて説明されたい。

7.3 外貨金融商品のリスク管理

- 7.3.1 本 DP は、銀行の金利リスクの動的风险管理への PRA の適用に焦点を当てている。しかし、銀行が資金調達と貸付けを自らの機能通貨以外の通貨で行うことは一般的なもので、これらのポートフォリオからの金利リスクとともに為替リスクに晒される可能性が高い。このセクションでは、PRA を為替リスクと金利リスクの両方の動的风险管理の会計処理にどのように適用できるのかを検討する。
- 7.3.2 銀行が為替リスクの管理に向けて取る可能性のあるさまざまなアプローチがある。したがって、PRA はこうした種々のアプローチを反映するために種々の方法で適用することが必要となる可能性がある。銀行が外貨での資金調達源へのアクセスを有していて、それを融資ポートフォリオの資金に使用すると仮定する。この資金調達源からの為替リスクのリスク管理は、外貨資金調達で資金を賄う融資及びこのリスクに対する銀行のアプローチに応じて、さまざまな方法で行うことが出来る。3 つの考え得る代替的なリスク管理アプローチを以下で考慮するが、他の変化形も可能である。
- 7.3.3 シナリオ A——銀行は自らの事業を機能通貨で管理する。したがって、すべての外貨エクスポージャーは、デリバティブを使用して一対一で機能通貨エクスポージャーに変換される（例えば、外貨建社債の発行のそれぞれについて通貨スワップ取引を行うことによって）。これにより生じる純額オープン機能通貨金利リス

ク・ポジションは、銀行の金利リスクの動的リスク管理に含まれる。

- 7.3.4 シナリオ B——銀行は外貨での資金調達を顧客に同じ通貨で融資するためだけに行う。それぞれの外貨ポートフォリオにおける金利リスクは当該外貨で動的に管理される。
- 7.3.5 シナリオ C——銀行は外貨での融資と資金調達を通常の事業の過程で行う。これは通貨デリバティブを使用してポートフォリオ・ベースで管理される。それぞれの外貨ポートフォリオに係る金利リスクは、当該外貨で動的に管理される。
- 7.3.6 シナリオ A についての分析——外貨建借入及び関連する通貨デリバティブに係る為替エクスポージャーは、集約されたエクスポージャーとして扱われ、動的リスク管理の目的上、機能通貨金利ポートフォリオ（管理対象ポートフォリオ）に含まれる。外貨建借入に関する動的リスク管理活動の会計処理について、2 つの考え得るアプローチが生じる。
- (a) 集約されたエクスポージャーについての IFRS 第 9 号のガイダンスと同様に、PRA 適用の目的上の管理対象エクスポージャーは、債務とデリバティブの組み合わせとなる（IFRS 第 9 号の 6.3.4 項参照）。外貨建債務と通貨デリバティブの会計処理は、IFRS に従う。それから PRA を「集約後の」機能通貨エクスポージャーに係る金利リスクの動的リスク管理を反映するために適用することになる。このアプローチは、為替リスクと金利リスクを別個に異なる方法で、おそらく異なるチームが管理するリスク管理の組織と整合的である。また、PRA が基礎とすべきなのは動的に管理されているリスクであり、管理対象エクスポージャーに存在しているすべてのリスクではないという見方とも整合的である。
- (b) 外貨建借入は PRA の目的上の管理対象エクスポージャーの一部となる。リスク管理金融商品には、外貨建借入の動的リスク管理に関連する金利スワップと通貨スワップが含まれ、これらは関連する基準に従って会計処理されることになる。金利及び通貨デリバティブの公正価値変動は、PRA の一部として外貨建債務の再評価へのある程度の相殺を、経済的な相殺が存在する範囲で、提供することになる。
- 7.3.7 シナリオ B についての分析——PRA は外貨建の融資及び資金調達のエクスポージャーに適用されることになる。外貨ポートフォリオの金利リスクを軽減するリスク管理金融商品からの公正価値変動は、当該ポートフォリオの金利リスクについての再評価の影響について純損益における相殺を提供するはずである。
- 7.3.8 しかし、PRA と IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」との相互関係について追加的な分析を要するかもしれない。これは、為替リスクと金利リスクについての相殺となる再評価の影響が、同一の損益科目に表示され、経済的な相殺が反映されるようにすることを確保するためである。例えば、外貨エクスポージャー

の調整後の帳簿価額に係る IAS 第 21 号による換算の純損益への影響が、デリバティブの公正価値変動と同じ科目に表示されない場合には、相殺の範囲の全部が包括利益計算書の本体に表現されないことになる。この問題は、その他の包括利益 (OCI) を通じての PRA という代替的アプローチが適用される場合には、悪化する。

- 7.3.9 シナリオ C についての分析——為替リスクと金利リスクについてのリスク管理の性質により、為替リスクと金利リスクの両方についての PRA の適用は、動的リスク管理の忠実な表現を提供するはずである。このアプローチは、シナリオ A におけるアプローチ(b)に類似している。

質問 24——外貨金融商品の動的リスク管理

- | |
|---|
| <p>(a) 動的に管理されている金利リスクとともに為替リスクの動的リスク管理に PRA を適用することは可能と考えるか。</p> <p>(b) そうした動的リスク管理アプローチの概要と、PRA がどのように適用できるのか又は適用できない理由を提示されたい。</p> |
|---|

セクション 8 他のリスクへの PRA の適用

- 8.1 本 DP において、IASB はさまざまな種類のリスクの管理に対応する（すなわち、動的リスク管理活動についてのアプローチを金利又は銀行に限定しない）動的リスク管理活動の会計処理アプローチの開発を採求している。IASB は、動的リスク管理活動が他の業界で金利以外のリスクについて行われていることを承知している。例えば、IASB は、為替リスクと商品価格リスクもオープン・ポートフォリオのベースで動的に管理される場合があると理解している³⁴。
- 8.2 それでも、動的リスク管理活動についての PRA の開発は、銀行セクターにおける動的金利リスク管理を中心としてきた。よく知られていて文書化されている例だからである。
- 8.3 IASB は、本 DP を次のことについての具体的なインプットを得るために利用しようとしている。PRA を銀行が金利リスクについて行っている以外の動的リスク管理に適用できるのかどうか、また、その場合、どのようにどのような場合に適用できるのか、及び動的リスク管理の他の適用を扱うためのモデルの必要性があるかどうかについてである。
- 8.4 金利リスクについて動的リスク管理活動を行う論拠の 1 つは、管理対象ポートフォリオからの（正味）金利収益を、市場金利の変動に対して目標とする感応度を有する方法で変更することである。これは通常、ポートフォリオ中のエクスポージャーの将来の市場金利設定の時期及び基礎をバランスさせ、残りの金利のミスマッチを軽減するためのデリバティブの使用と組み合わせることにより達成される。
- 8.5 この論拠は、他のリスクについての動的リスク管理の説明に適用することができる。ここでは、経営者は取引の特定のポートフォリオからの正味マージン又は利回りを具体的な市場リスクに関して管理したいと考えている。例えば、正味の商品価格リスクが購入と販売（及び棚卸資産）から生じる場合がある³⁵。購入と販売の両方の契約の価格設定が商品の市場価格に基づいている場合には、動的リスク管理活動は購入と販売（及び棚卸資産）の価格設定のミスマッチの識別に焦点を当てるかもしれない。別の一例は、商品を購入したが、最終的な販売価格を確定していないため、当該商品の市場価格に敏感なままとなっている企業（例えば、顧客に供給するためにガスを購入するエネルギー会社）であろう。動的リスク管理活動（ガスの販売価格を保護するための）がない場合には、これは不安定な正味マージンを生じることになる。この商品価格リスクを純額の固定価格ポジションから除去するために、リスク管理者は商品デリバティブを使用して正味マージン

³⁴ 本 DP の文脈での商品価格リスクは、企業を商品価格の変動に晒す固定価格エクスポージャーである。

³⁵ 一部の商品については、棚卸資産のポジションは純額オープン・リスク・ポジションに含められる。棚卸資産は固定価格ポジションとみなされる。

ンの変動可能性のリスクを低減する場合がある。

- 8.6 銀行及び他の業界が動的リスク管理活動を行う方法には、他にも類似点がある。
- (a) 新たなエクスポージャーが追加され、既存のエクスポージャーが時とともに満期となり、リスク管理が正味の残余リスクについて行われる。
 - (b) 価格リスクが期間帯で考慮されることが多い。
 - (c) 動的リスク管理活動がほとんどはリスクごとに行われ、販売及び購入の価格全体に焦点を当てることはしない。
 - (d) リスクがおそらくは移転価格取引を通じて集中化されたリスク管理単位に移転される場合がある。
 - (e) 一部の業界では、リスクのモデリングが行動予測又は他の要因（例えば、利用される電力量、又は既存の顧客に置き換わる新規顧客契約の見積り）に基づいて行われる場合がある。
 - (f) ヘッジ戦略が、識別されたリスクを完全には除去しない場合がある。これは、適当なリスク管理金融商品の利用可能性又はコスト、あるいはポジションをヘッジしないままとするという戦略的決定による場合がある。
- 8.7 これらの類似性を考えると、銀行の動的リスク管理について記述した PRA が、商品その他のリスクの動的リスク管理に関して有用な情報を提供する可能性がある。

商品価格リスク及び為替リスクの動的リスク管理活動への PRA の適用

- 8.8 PRA を商品価格リスクの動的リスク管理に適用するとした場合には、管理対象ポートフォリオの中のすべてのエクスポージャー（すなわち、商品を売買する確定約定に、棚卸資産を加えたもの）が管理対象リスク（すなわち、他の価格設定要因を除いた商品価格）に関して再評価されることになる。管理対象ポートフォリオの管理対象リスクに関しての再評価の変動は、OCI の代替案を考慮しないとすると（セクション 9 参照）、純損益に認識されることになる。管理対象ポートフォリオのこの再評価は、リスク管理金融商品から生じる公正価値変動の純損益における相殺効果を、経済的相殺が存在する範囲で、提供することになる。
- 8.9 しかし、PRA は一部の状況では適切でない場合があり、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号における一般ヘッジ会計の要求事項及び公正価値オプションが適切な代替案を提供する場合がある³⁶。
- 8.10 以下は、リスクが動的に管理されている追加的なシナリオへの PRA の適合可能性についての若干の初期的な検討である。

³⁶ これには、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計（IFRS 第 9 号の 6.5.11 項参照）、項目グループのヘッジ（IFRS 第 9 号の 6.6 項参照）及び企業の予想される購入又は販売に係る契約についての公正価値オプション（いわゆる「自己使用」契約；IAS 第 39 号の第 5 項及び第 5A 項参照）が含まれる。

- (a) 企業は、購入と販売の価格の決定要因が同じではない場合には、購入と販売のポートフォリオからの価格リスクを別々に管理する場合がある。これは、価格規制、顧客の期待（価格の非弾力性）、又は購入か販売のいずれかにだけ明確な他の価格設定要因によるものである可能性がある。このシナリオに基づくとさまざまなリスク管理戦略がある。
- (i) 企業が安定的なマージンを達成したいと考える場合には、戦略は、購入と販売のポートフォリオにおける固定価格を別々に、しかし同様の期間枠にわたり達成することであるかもしれない。しかし、PRAが購入又は販売のいずれかにおける固定価格を別々に達成するためのリスク管理戦略に適用される場合には、有用な情報をもたらす可能性は低い。IFRS 第9号及びIAS 第39報に従ったキャッシュ・フロー・ヘッジの要求事項を適用する方が、実際のリスク管理の忠実な表現を生み出す可能性が高い。
- (ii) 企業は特定の市場価格の変動に参加したいと望む場合がある。したがって、戦略は、デリバティブの取引によって変動価格設定を再び導入することであるかもしれない。例えば、鉱山会社が商品価格リスクに関連しない固定コスト（例えば、採掘コスト）を有しているが、販売価格は商品価格に敏感であるとする。販売の大部分が固定価格の契約からのものである場合には、鉱山会社は、固定価格販売契約の価格設定効果を解消するために固定価格での商品先渡契約を行い、企業が商品価格の将来の変動に参加できるようにする場合がある。販売契約のポートフォリオの商品価格リスクの変動についての再評価は、商品価格リスク管理金融商品の公正価値に対する相殺を提供する場合がある。
- (b) 企業は、確定した取引（確定約定販売及び購入契約）からの為替リスクを、ポートフォリオ・ベースで動的に管理し、確定した購入及び販売からの正味の為替リスクを先物為替予約でヘッジする場合がある。正味の為替リスクの再評価と為替デリバティブの公正価値変動は、リスク管理活動に関する有用な情報を提供する可能性がある³⁷。

8.11 しかし、銀行と他の企業の動的リスク管理のアプローチに類似点がある場合でも、PRAの適合性を仮定することはできない。銀行について知られているいくつかの問題が、他の業界についてはもっと重大となる可能性があるからである。

8.12 適用の範囲が動的リスク管理に焦点を当てたものである場合には、管理対象ポートフォリオの中にデリバティブの使用を通じてのリスク軽減が行われていないエクスポージャーが存在することになる。したがって、これにより、こうしたヘッジされていないオープン・ポジションの再評価の影響から生じる純損益におけるボラティリティが生じることになる。

³⁷ 他のヘッジ会計のアプローチも、この事実関係の適切な表現を提供する可能性がある。

- 8.13 多くの企業にとってのリスク管理目的は、達成される正味マージンを管理することであり、完全に安定化することではない。これは、正味マージンの特性を、委任されたリスク限度の中での予想される価格動向に基づいて改変しようとする動的リスク管理の決定を伴う可能性がある。その結果、さまざまな時間軸についての動的リスク管理戦略の変化形があり得る（例えば、価格ボラティリティの現時点の水準によれば、より近いエクスポージャーについては、確実性が目的となる場合がある）。したがって、企業がヘッジ戦略を一定期間にわたり構築していく方針を有していることは珍しくない。エクスポージャーの発生が予想される日が近づくにつれて、エクスポージャーのうちヘッジされる比率が高くなる。例えば、リスク管理方針が、2年から3年の期間帯のエクスポージャーの40%、1年から2年の期間帯は70%、今後12か月は100%をヘッジすることを目標とするかもしれない。動的に管理されている識別されたエクスポージャーのすべてを管理対象ポートフォリオに含めるとした場合には、PRAの適用は、こうしたオープン・ポジションから生じる純損益における重大なボラティリティを生じる可能性がある。この影響は、PRAの適用の範囲によって決まる（PRAの適用の範囲は、セクション5における銀行の金利リスクの管理の文脈で検討されている）。
- 8.14 ここまで議論したリスク管理活動の大半は、確定約定の販売及び購入契約又は認識された棚卸資産に関するものであった。しかし、企業が予定取引を管理対象リスク・ポジションの中にも含めることは一般的である。予定取引の再評価の影響を会計処理目的で認識することには、たとえこうしたエクスポージャーが非常に可能性が高いと考えられる場合でも、概念上の困難がある（セクションA3参照）。
- 8.15 他にいくつか、銀行の金利リスクの動的リスク管理と他のリスクの動的管理との間の主要な相違点のうち追加的な考慮を要するものを挙げる。
- (a) 貨幣性項目のポートフォリオから生じる為替リスクをヘッジする際に、こうしたエクスポージャーを再換算するというIAS第21号の要求事項により、こうした動的リスク管理についての追加的な会計処理アプローチが不要となる可能性がある。
 - (b) 商品価格リスクの計算には棚卸資産を含めることが多い（固定価格の資産として扱われる）。この場合、棚卸資産はPRAの適用時に動的リスク管理を反映するために再評価することが必要となる³⁸。そうしないと、リスク・ポジションの不可欠の要素が含められないことになり、これはおそらくリスク・ポジションに関して有用な情報の提供をもたらさない。
 - (c) 動的リスク管理は、特定の商品価格の変動に対して正味マージンを安定化するために行われることが多い。正味マージンを構成する購入契約と販売契約

³⁸ これは棚卸資産を公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として含めることの可否と同様である（IAS第39号の適用ガイダンスのF3.6で例示している）。

の価格設定が、特定の商品価格に対して大きく異なる感応度を有している状況があり得る。これは、地理的所在の相違、精製のレベル、品質又は純度のほか、規制の影響や価格設定に関しての顧客の行動に起因している可能性がある。こうした状況では、そうしたエクスポージャーの同一の商品価格に関しての再評価が、そうした動的リスク管理活動についての有用な情報を提供するのかどうかについて疑問が生じる。

- (d) 動的リスク管理が、全面的に公正価値ベースで行われ、管理対象エクスポージャーの特定の価格設定への感応度（すなわち、リスクごと）に焦点を当てていない場合がある。エクスポージャーが、「自己使用」契約とみなされる非金融商品を売買する契約（特定のコモディティを売買する契約など）である場合には、企業は、公正価値オプションが動的リスク管理活動の最善の表現を提供し得るかどうかを検討すべきである^{39, 40}。しかし、公正価値オプションが利用可能なのは、自己使用の定義を満たす契約だけであり、契約の開始時にだけ利用可能で、かつ、取消不能である。
- (e) 一緒にリスク管理されている契約のすべてが自己使用の要件を満たすわけではない状況が生じる場合がある。このシナリオでは、公正価値オプションがそれらの契約すべてに利用可能なわけではないので、PRA が好まれる可能性がある。一緒に管理されているすべての契約に適用できるからである。
- (f) PRA は、管理対象ポートフォリオをリスク別に再評価できることが必要となる。評価は銀行のプロセス及びシステムに統合されていることが多いが、銀行以外の企業における既存の評価能力は、堅牢とは言えない場合がある。したがって、PRA の導入の当初の運用面での影響は、銀行セクター以外では大きくなるかもしれない。

質問 25——他のリスクへの PRA の適用

- (a) PRA を銀行の動的リスク管理以外の動的リスク管理について利用可能とすべきか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合には、他にどのような事実パターンについて適切となると考えるか。その事実パターンを説明されたい。
- (b) (a)における事実パターンのそれぞれについて、PRA が適用できるかどうか及びどのように適用できるのか、また、動的リスク管理に関する有用な情報を企業の財務諸表において提供することになるのかどうかを説明されたい。

³⁹ 「自己使用」契約は、IAS 第 39 号の第 5 項で定義されている。

⁴⁰ IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号の第 5A 項の結果的修正を導入して、「自己使用」契約の定義を満たす契約について、会計上のミスマッチの解消又は大きな低減となる場合には、取消不能の公正価値オプションを認めることとした。

セクション 9 代替的アプローチ——その他の包括利益を通じての PRA

- 9.1 PRA の適用の範囲が動的リスク管理に焦点を当てる場合には、ヘッジを通じてのリスク軽減が行われていない純額オープン・リスク・ポジションの再評価から生じる純損益におけるボラティリティにつながる可能性がある。この情報は潜在的には有用であるが、IASB は、これによる純損益におけるボラティリティが、この情報を最も目的適合性の高い方法で表示するのかどうかを検討した。多くの作成者が、動的リスク管理は、再評価リスクではなく正味金利収益キャッシュ・フローの管理に焦点を当てることが多いと指摘している。その結果、これらの作成者は、再評価に基づく会計処理アプローチが動的リスク管理を適切に描写しないおそれがあることを懸念している。また、動的リスク管理を行わないことを選択する企業との比較可能性の欠如に関して一部の人々が表明している懸念もある。
- 9.2 このセクションでは、PRA に対する代替的アプローチを検討する。この代替案では、再評価は本 DP で示されているとおりに発生するが、管理対象ポートフォリオの再評価の影響とリスク管理金融商品の公正価値の変動は、純損益ではなく OCI に認識されることになる。PRA を OCI を通じて適用することを考慮する場合、実際正味金利収益表示アプローチだけが適用できる（セクション 6.1 参照）。OCI を通じての PRA の適用は、安定的正味金利収益表示の代替案とは両立しない。この表示代替案では、純損益は常に完全にヘッジされているポジションを表示することになるが、必ずしもそうではない場合があるからである。
- 9.3 OCI アプローチを使用すると、管理対象ポートフォリオからの将来キャッシュ・フローの管理対象リスクについての再評価と、リスク管理金融商品の再評価との正味の影響が、OCI に認識されることになる。当期の正味金利収益は、動的リスク管理の後に表示されることになる。財政状態計算書には、リスク管理金融商品の全部の公正価値と管理対象ポートフォリオの管理対象リスクについての再評価が認識されることになる。リスク管理金融商品と管理対象エクスポージャーが満期となるにつれて、OCI に認識される動的リスク管理活動からの再評価は、時とともにゼロに向かう傾向となるであろう。
- 9.4 OCI を通じての PRA は、やはり同じ情報を財務諸表において提供することになる。しかし、純損益は、動的リスク管理活動が当報告期間に認識された正味金利収益に与えた影響だけを反映することになり、将来の正味金利収益に対する影響は OCI に認識されることになる（すなわち、動的リスク管理からの再評価の影響は、純損益ではなく OCI に認識される）。仕訳は次のようになる。

管理対象ポートフォリオ

借方／貸方 ^(a)	再評価	SFP ^(b)	X+Y
貸方／借方	利息発生計上	NII ^(c)	(X)
貸方／借方	クリーン再評価	OCI	(Y)

リスク管理金融商品

借方／貸方	公正価値の変動	SFP	(A+B)
貸方／借方	正味利息発生計上	NII	A
貸方／借方	クリーン公正価値変動	OCI	B

(a) この仕訳は借方又は貸方のいずれの可能性もあるので、両方を反映している。

(b) SFP とは財政状態計算書を指す。

(c) 正味金利収益 (NII) の一部として純損益に認識される。

- 9.5 主要な考慮事項は、この代替的アプローチが、将来の正味金利収益に関連する動的リスク管理活動に関して、純損益を通じての PRA に比べて幅広い情報を維持しつつ、銀行が当期の正味金利収益特性をどのくらい改変したのかに関して提供される情報の有用性を向上させるのかどうかである。OCI を通じての PRA は、OCI の使用により PRA のより広い範囲の項目への適用が容易となるのならば、目的適合性がある可能性がある（例えば、適用がリスク軽減への焦点ではなく動的リスク管理への焦点に基づくとした場合）。この論点についての財務諸表利用者からのフィードバックは、IASB にとって特に価値が高いであろう。
- 9.6 DP 「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（『概念フレームワーク』に関する DP）は、項目を OCI に分類すべきかどうか、また、どのような場合にそれが企業が当期に達成したリターンに関する純損益における情報の有用性を高めるのかを探求した。OCI を通じての PRA は、企業の動的リスク管理活動について同じ情報を伝えることになるが、将来に向かっての動的リスク管理の考え方との整合性がより高い方法で表示することになる。例えば、再評価の影響は、将来の正味金利収益についての純額オープン・リスク・ポジションに関する情報を提供するので、企業の当期における資源からのリターンには関連性がないと考えられるが、企業の将来のリスク特性を適切に示すので有用となるであろう。
- 9.7 このアプローチを追求できるようになる前に、いくつかの重要な考慮すべき実務上及び概念上の論点がある。これには以下のものが含まれる。
- (a) この代替案は、PRA を開発した際に適用された仮定（すなわち、すべてのリスク管理金融商品が公正価値で測定され、公正価値の変動が純損益に認識される）と不整合である。
- (b) 内部デリバティブの取扱いの変更又は再検討が必要となる可能性がある。内部デリバティブの総額表示が、純損益において純額でゼロとはならなくなる

からである⁴¹。

- (c) OCI から純損益へのリサイクルは、管理対象エクスポージャーが売却されたりリスク管理金融商品が終了したりした場合には行われない。
- (d) このアプローチが、「概念フレームワーク」に関する DP における OCI の目的での提案と整合的かどうか。

9.8 セクション A5 では、この代替案をさらに詳細に検討している。

質問 26——OCI を通じての PRA

<p>9.1 項から 9.8 項に記述した方法での OCI の使用を織り込んだアプローチを検討すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。OCI の使用を PRA に組み込むべきだと考える場合には、この代替案について識別されている概念上及び実務上の困難をどのように克服できるのか。</p>

⁴¹ 内部デリバティブの総額表示は、財政状態計算書においては純額でゼロとなる（すなわち、純損益に認識される公正価値変動と OCI に認識される変動の両方を考慮した場合）。

付 録

セクション A1 から A5 は、本 DP の本文の各セクションで導入した議論への補足的な分析を提供している。セクション A6 は、IASB がコメント提出者からのフィードバックを求めている質問のすべてを編集している。セクション A7 は用語集である。

A1 エクイティ・モデル・ブック

A1.1 セクション 3.3 で述べたように、一部の銀行は、自己の資本性金融商品から生じる金利リスク・エクスポージャーを、リターンを次の 2 つに分解することによって管理している。

- (a) 金利に類似した基準リターン（持分保有者の資金提供に対する報酬）
- (b) 持分保有者に発生する合計の正味収益から生じる残余リターン

自己資本に対するリターンをこの方法で分解する際に、動的金利リスク管理は、通常、稼得される正味金利収益が少なくとも持分保有者にとっての目標とする「基準リターン」を満たすことを確保するために行われる。目標とする基準リターンを、例えば、複製ポートフォリオを使用した金利リスク特性として設定し、この金利リスク特性を管理対象ポートフォリオに含めることによって、リスク管理者はこの目的を反映するようにリターンを管理することができる⁴²。

A1.2 下記の例を考えて見る。

資産	CU 百万	負債	CU 百万
5 年の固定金利資産	60	5 年の固定金利負債	60
1 か月の変動金利資産	40	1 か月の変動金利負債	15
		自己資本（みなし固定 金利エクスポージャー）	25
	100		100

A1.3 この例では、銀行がエクイティ・モデル・ブック（EMB）に対するリターンを動的リスク管理活動の中で考慮しないとした場合には、リスク管理金融商品の取引を行う必要はないことになる。ポートフォリオからの金利リスクがほとんど相殺されるからである（すなわち、CU60 百万の資産及び負債に係る 5 年の固定金利エクスポージャーが対応している）。しかし、持分保有者へのリターンは、変動金利資産ポートフォリオからの変動金利収益であるため、金利の変動に敏感となる。

⁴² この文脈において、複製ポートフォリオとは、コア要求払預金の複製ポートフォリオと同様の一連のみなし固定金利負債である。

ベンチマーク金利が低下した場合、銀行には変動金利資産のうちの CU25 百万についての正味金利収益の悪化が生じる。したがって、持分保有者が投資に対する安定的なリターンを期待している場合、これは達成されないことになる。

- A1.4 これに代えて、銀行は、CU25 百万の自己資本についての望ましい固定金利リターンを反映するために、みなし固定金利負債を管理対象ポートフォリオに含めることもできる。リスク管理金融商品を金利のミスマッチを除去するために使用して、持分保有者の目標とする基準リターンを保護するかもしれない。この例での財政状態計算書については、リスク管理金融商品が、金利リスクのミスマッチを除去するために、CU25 百万のみなし固定金利ポジション（目標自己資本リターンにより生じている）を変動金利にスワップすることになる。そうすると、正味金利収益がベンチマーク金利の変動に対応して変動することがない。
- A1.5 EMB 複製ポートフォリオについては、実際の金利費用の支払（あるいは包括利益計算書への認識）がないが、EMB を管理対象ポートフォリオに含めることにより、銀行は、持分保有者に対する目標基準リターンを保護するような方法で金利リスクを管理することができる。
- A1.6 この例は単純である。実務では、EMB からのみなし金利リスクを移転価格設定の仕組みを通じて管理対象ポートフォリオに含めて、金利リスクの動的リスク管理の一部として他のエクスポージャーとともに管理する場合がある。
- A1.7 すべての銀行が EMB を金利リスク管理に含めているわけではない。しかし、含めている銀行は、他のアプローチ（特にヘッジ会計）を、EMB に基づいた実際のリスク管理を表現する「間接的な」方法として使用することが多い。A1.2 項の例で、銀行が変動金利を支払って固定金利を受け取るスワップを想定元本 CU25 百万で締結すると仮定する。この動的リスク管理行動の目的は、EMB 特性についての「金利ミスマッチ」を除去することである。しかし、EMB は IFRS 第 9 号でも IAS 第 39 号でも適格なヘッジ対象ではないため、ヘッジ会計は禁じられている。銀行は、スワップを金利の変動可能性に関してのヘッジ手段として指定することによって、変動金利資産に係るキャッシュ・フロー・リスクにキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用することができる。したがって、このヘッジ会計の適用は、動的リスク管理を表現するための間接的な方法であり、2つの含意がある。
- A1.8 第 1 に、この例でのキャッシュ・フロー・ヘッジの適用は、リスク管理の動的要素を反映しない。資産、負債及び EMB のすべてが ALM によって一緒に管理されている場合には、その資産の一部を取り出して、それらとスワップとの間の多対一の関係を見出すことは困難かつ人工的である。
- A1.9 第 2 に、間接的な会計処理アプローチは、実際の動的リスク管理活動と整合的でないため、運用面で負担が重くなる傾向がある。したがって、適用は会計処理の目的で行われるだけである。現実には、銀行の財政状態計算書の構造は複雑かつ多様である。さらに、動的な性質を反映して頻繁に変化する。これは、銀行が適

切なヘッジ関係を見つけるのに苦勞する場合があることを意味する。たとえ見つけることができた場合でも、頻繁な中止と再指定が必要となることが多い。

- A1.10 EMB を管理対象エクスポージャーに含めるのを認めることは PRA の適用の必須条件ではないことに留意することが重要である。実際に、EMB を動的リスク管理のために考慮しない場合には、自己資本に金利リスクを帰属させない管理対象ポートフォリオへの PRA の適用でも、やはり実際のリスク管理活動の有用な表現を提供することができる。
- A1.11 EMB を PRA に含めるのを認めることは、一部の銀行での実際のリスク管理を反映することになる。これは、すべての動的に管理されているエクスポージャーを考慮する場合に当てはまる。これは、他の間接的な会計処理アプローチの継ぎはぎの適用を回避できることも意味する。PRA の適用範囲を実際の動的リスク管理活動に合わせることも、運用面ではより単純となるはずである。また、変動リターンを動的リスク管理を通じて望ましい固定リターンに変換する方が、動的リスク管理の経済実態のより適切な反映であるという主張も考えられる。したがって、PRA の目的が、動的リスク管理を財務諸表に反映することである場合には、EMB を動的リスク管理に含めている企業は、PRA を適用する際に EMB も考慮すべきである。
- A1.12 しかし、EMB に係る再評価調整は、「財務報告に関する概念フレームワーク」における資産又は負債の定義を満たさない項目から生じる。多くの財務諸表利用者（特に自己資本の損失吸収機能を重要と考える利用者）にとっては、自己資本は、財務諸表に認識される再評価損益を生じるべきではない。彼らは、既存のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の要求事項が、金利リスクの影響について自己資本を再評価する必要なしに適切であるとも主張する。
- A1.13 代替的な見解は、EMB を再評価する間接的な方法が、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を通じて、すでに認められているので、動的リスク管理のこの側面を表現することを、間接的に行うのは認めながら、直接的に行うことは禁止するというのは不整合となるという見解である。

A2 パイプライン取引

- A2.1 パイプライン取引とは、広告した金利での固定金利商品の予想引出し量を記述するために使用される口語的表現である。動的リスク管理の目的上、多くの銀行は、自由なオプションにより引き出される顧客残高の予想される量を、行動予測ベースで見積り、これに関連して発生する固定金利リスクを管理する。例えば、ある銀行が 3 年の固定金利住宅ローン商品を広告した場合、銀行は予想される引出し量の見積りを、過去の顧客行動、提示した金利の競争力及び他の経済的要因に基づいて行うことになる。見積りが CU500 百万であったとした場合、CU500 百万の 3 年の先日付の固定金利ローンを管理対象ポートフォリオに（実質的には引出しの予想に）含めることができる。銀行が、法的には要求されていない場合であ

っても、提示した金利を守るつもりである場合には、先日付スワップにより、見積られた水準の資金調達のコストを固定し、それにより当該パイプライン取引に係る正味金利収益を固定することができる。現行のヘッジ会計の要求事項では、代替的な（場合によっては関連のない）ヘッジ対象を、パイプライン取引のための資金調達を固定するために取引された IRS についてのヘッジ会計を間接的に達成するために、識別することがある。

A2.2 パイプライン取引を PRA に含める可能性を考慮する場合に、概念上いくつかの課題が生じる。特に、将来の取引又は将来の事業機会からの利得又は損失を認識する結果となる可能性があり、これは自己創設のれんを認識することと概念的には違いがないことになる。

A2.3 一部の人々は、パイプライン取引を推定的義務に類似するものと考えている。「概念フレームワーク」に関する DP の 3.62 項では次のように述べている。

IASB の予備的見解としては、「概念フレームワーク」は負債の定義を法的手段又は同等的手段により強制可能な義務に限定すべきではない。IASB は、負債の現行の定義（法的義務と推定的義務の両方を含んでいる）を維持し、推定的義務を経済的強制と区別するのに役立つためのガイダンスを追加することを暫定的に支持している。

A2.4 IASB が「概念フレームワーク」に関する DP で示した予備的見解は、IASB が経済的強制と推定的義務との区別をどのように考えているのかを示している。A2.3 項での引用は、推定的義務が負債の定義を満たすかどうかを検討し、経済的強制の存在だけでは負債の定義を満たすのに十分ではないと述べている。しかし、推定的義務と経済的強制との間の境界線は、一部のパイプライン取引に関する場合も含めて、常に明確というわけではない。これらの検討は、パイプライン取引が推定的義務の定義を満たすかどうか、事実及び状況によって決まることを示している。銀行の過去の行動や、いったん広告を提供した後は適用を認める以外の選択肢がないと銀行が考えている程度などである。

A3 パイプライン取引ではない予定取引

A3.1 銀行は、将来における固定及び変動の金利エクスポージャーの可能性の高い水準も、セクション A2 で議論したパイプライン取引からの量の見積りに加えて、予測する場合がある。しかし、固定金利での取引を行う契約上の根拠も推定的な根拠もない予定エクスポージャーは、金利の変動に関する再評価リスクを生じない。

A3.2 予定取引に付されている金利について確実性が要求される場合、リスク管理者は、デリバティブを使用して先渡金利を固定することがある。リスク管理目的は、固定金利フローを固定することである。したがって、ヘッジ会計を希望するのであれば、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計のアプローチの方がより適当であろう。

A3.3 したがって、本 DP では、パイプライン取引ではない予定取引を PRA に含めることを検討すべきではないと提案している。

A4 エクスポージャー

A4.1 非デリバティブ金融商品

- A4.1.1 固定金利債券などの非デリバティブ金融商品のうち、純損益を通じて公正価値 (FVTPL) で会計処理されるものが、管理対象ポートフォリオに含まれる場合がある。ここまで PRA の適用に関して議論してきた包括利益計算書上の表示は、包括利益計算書において「動的リスク管理からの再評価の影響」と呼ばれる新たな科目で表示すべき公正価値変動についてのものであった (セクション 6.1 参照)。IFRS 第 9 号「金融商品」も IAS 第 1 号「財務諸表の表示」も、FVTPL に分類された金融商品についての公正価値の変動を、純損益においてどこに表示すべきかは定めていない。したがって、PRA の適用に関して管理対象エクスポージャーと考えられていて、FVTPL で会計処理されている非デリバティブ金融商品のすべての公正価値変動を、動的リスク管理からの再評価の影響として表示すべきなのかどうかという疑問が生じる。あるいは、この表示は、管理対象リスクに起因する公正価値変動についてだけ要求すべきなのであろうか。
- A4.1.2 例えば、ある銀行が契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で社債を購入するが、キャッシュ・フローの性質により当該債券が IFRS 第 9 号では FVTPL に分類されるとする。当該債券を購入した事業単位は、当該契約上のキャッシュ・フローを回収し信用リスクを管理する責任があるが、金利リスクは動的リスク管理のために ALM に移転される。ALM は、当該債券を含む管理対象ポートフォリオからの金利リスクを管理する。当該債券の信用リスクに大きな変動 (その影響は、当該金融商品が FVTPL で測定されるので、認識されることになる) があつたと仮定すると、問題は、信用リスクによる公正価値の変動について、どの表示が動的リスク管理活動に関する最も有用な情報を提供するのかがである。
- A4.1.3 第 1 の代替案は、信用リスクに起因する公正価値の変動を「動的リスク管理からの再評価の影響」の科目に含めることである。しかし、おそらくは、こうした表示は財務諸表利用者にとって混乱を招くことになる。再評価の影響の決定要因は、管理対象リスクの動的リスク管理とは関連がないからである。
- A4.1.4 第 2 の代替案は、管理対象リスクに起因する公正価値変動を分離して別個に表示することであり、これはリスク管理をより適切に表す情報をもたらすはずであるが、運用面での影響がある。これは、別個の計算が必要となることを意味する。
- A4.1.5 多少類似したプロセスが IFRS 第 9 号に含まれており、自己の信用リスクの変動に起因する一部の金融負債の公正価値の変動を、純損益ではなく OCI に認識することを要求している⁴³。したがって、公正価値変動の分解についての前例がある。しかし、自己の信用の適切な会計処理について決定した際には、IASB はこの信

⁴³ IFRS 第 9 号の 5.7.7 項は、金融負債を公正価値オプションにより FVTPL に指定した場合には、自己の信用に起因する公正価値の変動を通常は OCI に認識することを要求している (限定的な例外あり)。

用の影響を分離することの複雑性に留意し、したがって、狭い対象にだけ適用可能とすることを図った。議論している PRA における公正価値変動の分解は、純損益への正味の影響はない⁴⁴。むしろ、純損益の中での表示を変更するものである。

A4.2 内部デリバティブ

- A4.2.1 このセクションでは、PRA の中でリスク管理目的に使用される内部デリバティブの役割を議論する（セクション 6.2 参照）。
- A4.2.2 銀行は通常、リスク管理（又は ALM）とトレーディングを区分している。同様の金融商品を使用する場合もあるが、これら 2 種類の業務は、事業目的が非常に異なっている。銀行の動的金利リスク管理の主要な目的は、銀行の融資及び資金調達（バンキング勘定）活動からの正味金利収益を管理して、マージンを望ましい程度まで金利の変動に対応させることである。これと対照的に、トレーディング・ユニットはトレーディング利益目的を有している。
- A4.2.3 セクション 6.2 で議論したように、PRA を適用する際の内部デリバティブの純損益での総額表示は、動的リスク管理とトレーディングの活動に関する情報を別々に表示することになる。トレーディング勘定ポジションの性質により、内部デリバティブを通じて ALM に移転されたリスクの結果として生じるトレーディング・ユニットが行う具体的な外部活動を分離することは、実行可能でないと予想される。したがって、企業が内部デリバティブ取引の実際の外部化を立証することは運用面で実行可能ではないと考えられる。
- A4.2.4 PRA の適用は、内部デリバティブの純損益への影響を変化させない。すべての内部デリバティブの影響は、連結純損益では完全に相殺され、財政状態計算書では消去されることになる⁴⁵。
- A4.2.5 トレーディング・ユニットが移転されたリスクを外部の相手方と完全に相殺しない場合でも、以下の例で示すとおり、内部デリバティブの存在により PRA の適用を通じての動的リスク管理活動の表現が容易となる。
- A4.2.6 ある銀行の PRA の適用の範囲が、動的リスク管理に焦点を当てたものである（そのため、すべての動的に管理されているエクスポージャーが PRA に含まれる）と仮定する。ある事業単位が、CU100 を 3 年間にわたり 5%の金利で外部顧客に貸し付けた。ALM はこの事業単位に固定金利の資金を提供し（銀行の資金調達コストに基づいて価格設定）、これにより当該事業単位は貸付マージンを固定することができる。ALM は変動金利で資金を調達しているため、トレーディング・ユニ

⁴⁴ これは、セクション 9 で記述した代替的アプローチ（OCI を通じての PRA）を考える場合には当てはまらない。このアプローチにおいて公正価値変動を分解して、管理対象リスクに起因する公正価値変動を OCI に認識する場合には、純損益に正味の影響があることになる。

⁴⁵ 代替的アプローチ（OCI を通じての PRA）を適用する場合には、前に明らかにしたとおり、内部デリバティブの影響が連結純損益において消去されなくなる。

ットと内部 IRS を行い、想定元本 CU100 について 3 年間にわたり固定金利を支払い変動金利を受け取る。トレーディング・ユニットは、内部スワップをトレーディングのポジションに含め、追加的な外部との金融商品の取引はしないことを選択する。このリスク・ポジション（3 年の固定金利を受け取る）を、トレーディング利益を生み出す目的でオープンにしておきたいと考えるからである。企業の全体的なポジションはオープンの 3 年の固定金利である（変動金利負債から資金を受けた 3 年の固定金利資産を有している）。

- A4.2.7 ALM は、事業単位に提供した 3 年の固定金利資金調達からの金利リスクは解消されていると考える。当該リスクを内部デリバティブを通じてトレーディング・ユニットに渡しているからである。したがって、ALM はこの動的リスク管理活動を PRA の適用により財務諸表に反映する。これは、外部の 3 年固定金利の顧客融資に係る金利リスクの再評価調整が純損益に認識され（場合によっては移転価格取引で表される）、ALM が取引した内部デリバティブの公正価値変動と相殺して動的リスク管理活動からの再評価の影響として報告される結果となる。内部デリバティブからの発生計上は、動的リスク管理活動からの正味金利収益に表示されることになる。したがって、財務諸表利用者には、バンキング勘定における正味金利収益が安定化されていることが分かる。
- A4.2.8 トレーディング・ユニットにおける相殺する内部デリバティブの公正価値変動は、オープン金利トレーディング・ポジションを反映して、「トレーディング損益」として報告されることになる。
- A4.2.9 相殺し合う内部デリバティブのトレーディング・ユニットと ALM の両方における影響は相殺され、外部貸付けに係る再評価調整だけが連結純損益に残ることになる。さらに、企業の報告する実際の正味金利収益は、管理対象となる正味金利収益を反映することになる。
- A4.2.10 こうした表示は、企業の金利リスクがどのように管理されているのかを表す目的の適合性のある情報と見ることができる。トレーディング・ユニットが固定金利受取リスクを保持することを選択し、ALM が正味金利収益を管理していることを示すものである。
- A4.2.11 別の企業が、バンキング勘定における当初の金利特性は同じであるが、その金利リスクを動的に管理していないことがあり得る。この企業は、外部取引と全体的な金利リスク・ポジションは同じとなるが、表示は非常に異なり、この代替的企業は単純に IFRS 第 9 号の要求どおりに正味金利収益を発生計上する。おそらく、記述されるモデルの相違により、財務諸表利用者は、リスクを動的に管理して別個にトレーディング・ポジションを取っている企業と、リスクを動的に管理していないもう 1 つの企業とを区別できるようにしたいと考える場合があろう。PRA の適用により、財務諸表利用者にはこの情報が提供されることになる。代替的な見解として、これら 2 つの企業の間には経済的な相違がないため、財務諸表利用者

は同様の会計上の結果を期待するであろうという見解も考えられる。さらに、自らのリスク・エクスポージャーを管理している企業が、純損益におけるより大きなボラティリティを反映することが適切かどうかを疑問視する人々がいるかもしれない。

- A4.2.12** 外部のリスク管理金融商品の取引が行われていない状況では PRA の使用を禁止するとした場合には、財務諸表は、ヘッジされていないマーヅンを、一定期間にわたる正味金利収益の変動性を通じて反映することになるが、金利リスクに関して純額オープン・リスク・ポジションを取るというトレーディングの意思決定にかかわらず、公正価値ボラティリティは反映しない。これは、A4.2.11 項に記述した、動的リスク管理活動を行わないことを選択したが同一の純額オープン・リスク・ポジションを有している企業と、同じ描像を提供することになる。

外部化要求の影響

- A4.2.13** 本 DP で示している PRA は、内部のリスク管理金融商品を通じて移転された管理対象リスクの外部化を証明することを企業に要求しない。それでも、純損益に生じ得る影響に関する懸念があることから、このセクションでは、こうした外部化の要求事項がないことによる考え得る帰結を検討する。
- A4.2.14** IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の前提条件は、ヘッジ手段としての外部デリバティブの存在を証明する必要性である。内部デリバティブがリスク管理目的に使用されている状況において、銀行は現在、ヘッジ会計の適用を達成するためにさまざまな実務を適用している。こうした実務には、トレーディング・ユニットが内部取引を対一で外部化するよう要求することや、トレーディング・ポートフォリオの中で最もよく一致する（しかし場合によっては関連のない）外部デリバティブを事後的に識別して指定することが含まれる。これらのアプローチは、トレーディング・ユニットの通常の活動を制限すること又は追加的な識別と追跡の手続を要求することにより、運用面での課題を生じる。PRA においてリスク管理金融商品の外部化を要求することは、同じ会計処理目的の手続の多くを課すことになる。
- A4.2.15** 代替的なアプローチは、PRA の適用時に内部デリバティブの損益のグロスアップを適用するためには、ALM から内部デリバティブを通じて移転されたリスクが実質的に外部の相手方に移転されていることの証明を企業に要求することであろう。主要な考慮事項は、トレーディング・ユニットに移転された企業が実質的に外部化されているのかどうかの判定方法であろう。これを判定し解釈することのできるさまざまな方法がある。
- A4.2.16** 外部化要件は、金融商品単位のアプローチに基づく場合（すなわち、内部デリバティブのそれぞれに対応する外部デリバティブを特定する）もある。しかし、トレーディング・ユニットが外部との取引を行うのは、通常、内部取引を通じて積み上げられたリスク・ポジションが、外部取引が望ましくかつ経済的となる規模

に達した段階で、他の取引の相殺効果を考慮した後である。さらに、厳格な金融商品単位のアプローチは、「往復」の外部化を隠さないことになる⁴⁶。

- A4.2.17 もう 1 つの代替案は、事前に定めたリスク限度（トレーディングの限度など）を超えていない限り、内部デリバティブを通じて移転されたリスクが実質的に外部化されたものとみなすというものであろう。これは実際のリスク管理活動をより適切に反映する可能性があるが、そうした事前に定める限度をどのようにすべきかについて銀行間での首尾一貫性はないことになる。
- A4.2.18 この文脈で「実質的に」が何を意味するのかについてガイダンスを示すことが考えられる。しかし、これは明確な境界線への依存のリスクを生じるであろう。
- A4.2.19 さらに、適切な水準の外部化を証明するための特定の要件を要求するとすれば、特定の期間について当該要件が満たされない場合にどのような結果となるのかについて疑問が生じる。この問題への対処は、会計処理をさらに複雑化する可能性が高い。再評価調整が PRA 適用後の特定の期間について認められない場合には、償却の問題が生じることになり、運用面での複雑性を増すことになる（ヘッジ会計について現在そうになっているのと同様に）。
- A4.2.20 リスク管理デリバティブの取引が外部又は内部の相手方とどの程度行われているのかに関する情報の開示を要求することは、財務諸表利用者が当該情報を有用と考える場合には、考慮の余地がある。

A5 代替的アプローチ——OCI を通じての PRA

- A5.1 セクション 9 は、PRA の適用についての代替的アプローチを導入している。この代替的アプローチの含意のいくつかについての詳細を以下の各項に示している。
- A5.2 この考え得る代替的アプローチは、本 DP 全体を通じて議論している PRA に基づいている。議論している PRA との相違点は、管理対象リスクについての管理対象ポートフォリオの再評価と、リスク管理金融商品の公正価値の両方が、純損益ではなく OCI に認識されることであろう。
- A5.3 この OCI の使用が動的リスク管理活動についての有用な情報を提供すると考えられる場合であっても、それは単純な変更ではない。むしろ、いくつかの実務上及び概念上の問題が生じる。
- A5.4 OCI を通じての PRA は、リスク管理金融商品の会計処理を変えないままとするという主要な前提を崩すものである。さらに、表示の目的上、OCI を通じての PRA は、安定的な正味金利収益の表示とは両立しないので、実際の正味金利収益のアプローチだけが考慮する余地がある。これは、安定的な正味金利収益の表示では、純損益は完全にヘッジされたポジションを常に表示することになるが、実際は必

⁴⁶ この文脈における往復の外部化が創出されるのは、外部化を証明するために外部デリバティブの取引を行うが、相殺効果を有する追加的な外部デリバティブの取引も行う場合である。

ずしもそうではないからである。

A5.1 実務上の困難

内部デリバティブと OCI を通じての PRA

- A5.1.1 セクション 6.2 では、ALM からトレーディング・ユニットへのリスクの移転を表す内部デリバティブを、PRA の適用時に純損益においてグロスアップすべきかどうかを検討している。こうした取扱いは、2 つの内部の事業単位（すなわち、ALM とトレーディング）の異なる活動についての有用な情報を提供するものと見られるかもしれない。主要な考慮事項は、内部デリバティブのグロスアップは純損益には影響がないということであった。しかし、動的リスク管理活動からの再評価の影響を OCI に認識するとした場合には、この主要な考慮事項はもはや有効ではなくなる（すなわち、内部デリバティブが報告利益に影響を与えることになる）。これは、トレーディング・ユニットにおける内部デリバティブは依然として FVTPL で会計処理されるのに対し、これに対応する ALM における内部デリバティブの公正価値は OCI に認識されることになるからである。内部デリバティブからの包括利益合計への正味の影響はないが、純損益と OCI の両方への影響がある。
- A5.1.2 内部デリバティブ及び OCI を通じての PRA の問題に対処するためのいくつかの考え得るアプローチは、次のとおりである。
- A5.1.3 アプローチ 1——OCI を通じての PRA の適用時に、内部デリバティブを包括利益計算書においてグロスアップすることを認める。ただし、次のいずれかの場合に限る。
- (a) トレーディング・ユニットによる内部デリバティブの外部化が行われている。
 - (b) 「十分な」リスクが外部化され外部化のレベルが財務諸表注記で開示される。
- A5.1.4 このアプローチでは、トレーディング・ユニットによる何らかの形での追跡あるいは要求事項の充足が必要となる。IASB が内部デリバティブの総額処理を議論した際に、これらの提案が取り上げられ、結局は、運用面で煩雑すぎるか又は意味がないかのいずれかとして棄却された。この結論を変更するには、アプローチのいずれかの実行可能性についての強い証拠が必要となる。あるいは、情報の有用性の点での OCI 適用の便益が、運用面でのコストを上回るほど大きく、純損益を使用する PRA よりも優れた正味の便益をもたらすことが必要となる。
- A5.1.5 アプローチ 2——制限を含めず、したがって、内部デリバティブが純損益に影響を与えることを認める。
- A5.1.6 OCI を通じての PRA では、内部デリバティブからの再評価の影響に含められる情報は、包括利益合計においては純額でゼロとなるが、純損益及び OCI に対する影響を別々に見るとゼロにはならない。このアプローチを批判する人々は、純損益における情報は重大なものであり、OCI における同額の反対方向の相殺に関係

なく、内部取引の影響を受けるべきではないと考えるであろう。

- A5.1.7 アプローチ 3——OCI を通じての PRA の適用時に、内部デリバティブを純損益及び OCI においてグロスアップすることを認めない。
- A5.1.8 このアプローチの帰結は、OCI を外部デリバティブを通じて管理されているリスクに限定することになる。これは、トレーディング勘定の中の外部デリバティブの部分集合を、動的リスク管理活動に関連するものとして識別することが必要となることを意味する。当該部分集合における識別された外部デリバティブは、他のデリバティブとは異なり、OCI を通じて公正価値で再測定されることになる。ALM から内部デリバティブを通じて移転されたリスクがトレーディング勘定において完全に外部化されている場合を除き、外部デリバティブだけを考慮して測定した動的リスク管理からの再評価の影響は、実際の動的リスク管理活動を表さない。これはおそらく、それによる動的リスク管理活動に関する財務諸表における情報の有用性を低下させる。(外部化に焦点を当てることに関連した困難は全般的にセクション A4.2 に示しており、この議論に関連性がある。)

管理対象エクスポージャーの売却又はリスク管理金融商品の手仕舞

- A5.1.9 管理対象エクスポージャーの再評価とリスク管理金融商品の公正価値変動を OCI に認識する場合には、満期前に認識の中止を行う場合に困難が生じる可能性がある。管理対象ポートフォリオの中に含めたエクスポージャー又はリスク管理金融商品の認識の中止を満期前に行う場合には、帳簿価額（管理対象エクスポージャーについての再評価調整を含む）の認識の中止が財政状態計算書から行われ、認識の中止の計算に係る利得又は損失を通じて包括利益計算書に含められる。しかし、再評価の影響（認識の中止を行う金融商品についての現在までの再評価金額を含む）が純損益ではなく OCI に認識された場合には、リサイクリングの必要が生じ、それにより動的リスク管理の会計処理の運用面での複雑性が増大する。さらに、IASB が、リサイクリングの最も適切なパターンとそれが純損益に与えるであろう影響を検討することが必要となる。

管理対象ポートフォリオに含めた非デリバティブ・エクスポージャー

- A5.10 FVTPL で会計処理されるエクスポージャーが管理対象ポートフォリオに含まれる場合がある。動的リスク管理活動からの再評価の影響を OCI に認識する場合には、IASB は、非デリバティブ金融商品について公正価値変動の全部を OCI に認識すべきか、それとも管理対象リスク（例えば、金利リスク）に起因する価値の変動だけを OCI に認識すべきかを検討することが必要となる。
- A5.11 識別された実務上の問題が解決できたとした場合でも、OCI を通じての PRA の運用面での複雑性は大きく増大する可能性が高い。したがって、この追加的な複雑性を正当化するのに十分な便益の証拠が必要となるであろう。

A6 コメント提出者への質問の要約

A6.1 参照の便宜のため、本 DP に示した質問を以下に再掲する。

A6.2 セクション 1—背景及びポートフォリオ再評価アプローチへの導入 (PRA)

質問 1—動的リスク管理についての会計処理アプローチの必要性

動的リスク管理を企業の財務諸表に表現するための会計処理アプローチの必要性はあると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 2—動的リスク管理を企業の財務諸表に表現する際の現状での困難

- (a) 現行のヘッジ会計の要求事項を動的リスク管理に適用する際に企業が現在直面している主要な論点を、本 DP が正確に識別していると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。識別していないと考える場合には、IASB が動的リスク管理に対する会計処理アプローチを開発する際に、どのような追加の論点を検討することが必要となるか。
- (b) PRA は識別された論点に対処するものとなると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

A6.3 セクション 2—概要

質問 3—動的リスク管理

2.1.1 項から 2.1.2 項における動的リスク管理の記述は、正確かつ完全だと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。そう考えない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。

A6.4 セクション 3—管理対象ポートフォリオ

質問 4—パイプライン取引、EMB 及び行動予測

パイプライン取引

- (a) パイプライン取引を企業が動的リスク管理の一部と考えている場合には、PRA に含めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい (運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」) との整合性を考慮に入れて)。

EMB

- (b) EMB を企業が動的リスク管理の一部と考えている場合には、PRA に含めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい (運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「概念フレームワー

ク」との整合性を考慮に入れて)。

行動予測

- (c) PRA を適用する目的上、リスクが行動予測ベースで管理されている場合には、キャッシュ・フローは契約ベースではなく行動予測ベース（例えば、期限前償還の予想を考慮後）を基礎とすべきか。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「概念フレームワーク」との整合性を考慮に入れて）。

質問 5——期限前償還リスク

オプション性のあるリスク管理金融商品が、動的リスク管理の一部として期限前償還リスクの管理に使用されている場合、PRA はこのリスク管理活動を考慮すべきだと考えるか。理由を説明されたい。

質問 6——顧客行動の変化の認識

行動予測したポートフォリオのキャッシュ・フロー特性で捕捉される顧客行動の過去の仮定の変更の影響は、PRA の適用を通じて、変更が生じた時点で、かつ、その範囲で、純損益に認識すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 7——管理対象エクスポージャーの底溜り階層と比例部分

底溜り階層又は比例部分アプローチがリスク管理目的で採用されている場合に、それを PRA の中で許容又は要求すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、識別された概念上及び運用面での困難をどのように克服することを提案するか。理由を説明されたい。

質問 8——リスク限度

リスク限度を PRA の適用に反映すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 9——コア要求払預金

- (a) PRA を適用する際に、コア要求払預金を、予想される行動に基づいて管理対象ポートフォリオに含めるべきだと考えるか（企業が動的リスク管理の目的上、コア要求払預金をそのように考えている場合）。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業がコア要求払預金の行動予測特性を決定するためにガイダンスが必要となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 10—サブベンチマーク管理対象リスク金融商品

- (a) 企業の動的リスク管理アプローチと整合的である場合には、サブベンチマーク金融商品をベンチマーク金融商品として管理対象ポートフォリオに含めるべきだと考えるか（すなわち、セクション 3.10 におけるアプローチ 3）。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、サブベンチマーク金融商品に係る再評価調整の計算について DP で示している代替案（すなわち、セクション 3.10 におけるアプローチ 1 及び 2）の方が、サブベンチマーク金融商品に付随しているリスクのより適切な反映を提供すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) サブベンチマーク変動金利金融商品に、事業単位に残されているために動的リスク管理に含められていない組み込まれたフロアーがある場合、このフロアーを管理対象ポートフォリオの中に反映しないことが適切と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

A6.5 セクション 4—管理対象ポートフォリオの再評価

質問 11—エクスポージャーの再評価

- (a) このセクションで示した再評価の計算は、動的リスク管理の忠実な表現を提供するものとするか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) リスク管理目的が、正味金利収益を銀行の資金調達カーブに関して管理することである場合、管理対象リスクを資金調達金利とすることは適切と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。理由は何か。

質問 12—移転価格取引

- (a) 移転価格設定プロセスは、PRA を適用する目的上、管理対象リスクの適切な表現を提供すると考えるか。移転価格設定を通じて ALM に移転されたリスクは、どの程度まで、管理対象ポートフォリオに存在しているリスクを表していると考えるか（4.2.23 項から 4.2.24 項参照）。
- (b) 管理対象リスクが資金調達金利であり、移転価格取引を通じて表現されている場合、4.2.21 項で議論している代替案のどれが、動的リスク管理の最も忠実な表現を提供すると考えるか。代替案がどれも適切でないと考えられる場合には、どのような代替案を提案するか。回答では、表現の忠実性と運用面での実行可能性の両方を考慮されたい。
- (c) 移転価格設定に使用される可能性のあるスプレッド及び指標の、PRA 適用の基礎としての適格性について、制限が必要と考えるか。賛成又は反対の理

由は何か。必要と考えない場合、どのような変更を提案するか、理由は何か。

- (d) 移転価格設定を実務上の便法として使用とした場合、継続的な関連付けに関して 4.3.1 項から 4.3.4 項で識別した問題をどのように解決するのか。

質問 13——資金調達金利の選択

- (a) 資金調達が複数の資金調達指標に基づいている場合に、すべての管理対象ポートフォリオについて単一の資金調達指標を識別することは容認可能と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、これが適切となる状況を説明されたい。
- (b) 適切な資金調達指標を選択するための要件は必要と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、そうした要件はどのようなものか、理由は何か。

質問 14——価格設定金利

- (a) ポートフォリオに関して価格設定指標について行われている動的リスク管理の例を示していただきたい。
- (b) これらのポートフォリオについて価格決定指標はどのように決定されているか。この価格設定指標は、動的リスク管理に使用した場合に PRA の適用のための適切な基礎となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような要件を要求すべきか。理由を説明されたい。
- (c) 価格設定指標が動的リスク管理に使用されている場合に、PRA の適用は、これらの動的リスク管理活動に関する有用な情報を提供すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい。

A6.6 セクション 5——適用範囲

質問 15——適用範囲

- (a) PRA は企業の動的リスク管理に含まれている管理対象ポートフォリオのすべてに適用すべき（すなわち、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲）と考えるか、それとも企業がヘッジを通じてのリスク軽減を行っている状況に限定すべき（すなわち、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲）と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。これらの代替案にいずれにも賛成しない場合には、どのようなことを提案するか、理由は何か。
- (b) 適用範囲の代替案のそれぞれにおける PRA の適用から生じる情報の有用性についてコメントを提供されたい。リスク軽減に限定した PRA と IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項との組合せが、動的リスク管理の忠実な表現を提供することになると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

- (c) 適用範囲の代替案のそれぞれについての PRA の適用の運用面での実行可能性についてコメントを提供されたい。リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の場合には、識別したヘッジ対象サブポートフォリオないしは比例部分の頻繁な変更の必要性にどのように対応することが考えられるか。
- (d) 質問(a)から(c)で提供した回答は、金利リスク以外のリスク（例えば、商品価格リスク、為替リスクなど）を考慮した場合には変わるか。変わるとした場合、回答がどのように変わるのか、理由は何か。変わらないとした場合、理由は何か。

質問 16——PRA の強制適用又は任意適用

- (a) PRA の適用は、適用範囲が動的リスク管理に焦点を当てるとした場合には、強制とする必要があると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) PRA の適用は、適用範囲がリスク軽減に焦点を当てるとした場合には、強制とする必要があると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 17——その他の適格要件

- (a) PRA の適用の範囲が動的リスク管理に焦点を当てるとした場合には、PRA の適用に適格となるための追加の要件は必要ないと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (i) PRA の適用を強制とすることがどうかによって、回答は変わるか。理由を説明されたい。
- (ii) PRA の適用を任意とするが、動的リスク管理に焦点を当てるとした場合、PRA の適用の開始及び停止についてどのような要件を提案するか。理由を説明されたい。
- (b) PRA の適用の範囲がリスク軽減に焦点を当てるとした場合には、何を動的リスク管理におけるヘッジを通じてのリスク軽減と考えるのかに関して追加の適格要件が必要となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合は、どのような適格要件を提案するのか及びその理由を説明されたい。
- (i) PRA の適用を強制とすることがどうかによって、回答は変わるか。理由を説明されたい。
- (ii) PRA の適用を任意とするが、リスク軽減に焦点を当てるとした場合、PRA の適用の停止及び開始についてどのような要件を提案するか。理由を説明されたい。

A6.7 セクション 6——表示及び開示

質問 18——表示の代替案

- (a) どの表示の代替案を財政状態計算書において選好するか。理由は何か。
- (b) どの表示の代替案を包括利益計算書において選好するか。理由は何か。
- (c) 動的リスク管理活動のより適切な表現をもたらすと考える財政状態計算書あるいは包括利益計算書における代替的な表示の詳細を示していただきたい。なぜこの表示を選好するのかを、情報の有用性及び運用面での実行可能性を考慮に入れて、説明されたい。

質問 19——内部デリバティブの表示

- (a) 企業が内部デリバティブを動的リスク管理の一部として使用する場合には、本 DP は、それらが PRA の適用に含める要件を満たすものとするべきかどうかを検討している。これは包括利益計算書での内部デリバティブの総額表示につながる。総額表示は、企業の動的リスク管理及びトレーディング活動について提供される情報の有用性を高めると考えられるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 内部デリバティブについて記述した取扱いは、PRA の運用面での実行可能性を高めると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 内部デリバティブを PRA の適用に含めるために、追加的な条件を要求すべきだと考えるか。要求する場合、どの条件か、また、理由は何か。

質問 20——開示

- (a) 識別した 4 つのテーマのそれぞれが動的リスク管理についての有用な情報を提供すると考えるか。各テーマについて、見解の理由を説明されたい。
- (b) 識別したテーマが有用な情報を提供しないと考える場合には、そのテーマを特定するとともに、理由を説明されたい。
- (c) どのような追加の開示（もしあれば）が企業の動的リスク管理についての有用な情報をもたらすと考えるか。こうした開示が有用となると考える理由を説明されたい。

質問 21——開示の範囲

- (a) 開示の範囲は PRA の適用の範囲と同じにすべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 開示の範囲を PRA の適用の範囲と同じにすべきだとは考えない場合には、開示の適切な範囲はどのようになると考えるか、理由は何か。

A6.8 セクション7—その他の考慮事項

質問 22—エクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含める日

PRA は、企業が最初に契約の当事者となった後にエクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めることを認めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

- (a) 賛成の場合には、どのような状況で適切となると考えるか。理由は何か。
- (b) ゼロでない初日の再評価をどのように会計処理することを提案するか。理由を説明し、運用面での影響についてコメントされたい。

質問 23—管理対象ポートフォリオからのエクスポージャーの除去

- (a) いったんエクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めた後は、認識の中止までそこに残すという要件に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 本 DP で考慮した状況以外で、エクスポージャーを管理対象ポートフォリオから除去することが適切となると考える状況があるか。あるとした場合、それはどのような状況か、また、管理対象ポートフォリオから除外することが適切となる理由は何か。
- (c) エクスポージャーを満期前に管理対象ポートフォリオから除外する場合に、認識した再評価調整をどのように会計処理することを提案するか、また、理由は何か。理由について、財務諸表利用者に提供される情報の有用性についてのコメントも含めて説明されたい。

質問 24—外貨建金融商品の動的リスク管理

- (a) 動的に管理されている金利リスクとともに為替リスクの動的リスク管理に PRA を適用することは可能と考えるか。
- (b) こうした動的リスク管理アプローチの概観と、PRA がどのように適用できるのか又はできない理由を提示されたい。

A6.9 セクション8—他のリスクへの PRA の適用

質問 25—他のリスクへの PRA の適用

- (a) PRA を銀行の動的リスク管理以外の動的リスク管理について利用可能とすべきか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合には、他にどのような事実パターンについて適切となると考えるか。その事実パターンを説明されたい。

(b) (a)における事実パターンのそれぞれについて、PRA が適用できるかどうか及びどのように適用できるのか、また、動的リスク管理に関する有用な情報を企業の財務諸表において提供することになるのかどうかを説明されたい。

A6.10 セクション 9——代替的アプローチ——その他の包括利益を通じての PRA

質問 26——OCI を通じての PRA

9.1 項から 9.8 項に記述した方法での OCI の使用を織り込んだアプローチを考慮すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。OCI の使用を PRA に組み込むべきだと考える場合には、この代替案について識別されている概念上及び実務上の困難をどのように克服できるのか。

A7 用語集

クリーン公正価値 (Clean fair value)	リスク管理金融商品の公正価値から、直近の金利改定に係る金利発生計上を除いたもの
クリーン再評価 (Clean revaluations)	PRA の適用から生じた再評価調整から、直近の金利改定に係る金利発生計上を除いたもの
コア要求払預金 (Core demand deposits)	預金者が相当期間にわたり銀行に要求払預金口座を維持することが一般的である。この顧客行動の粘着性の性質を承知して、銀行は通常、要求払預金の一部分を固定金利リスクを生じるものとみなすものとして識別し、動的リスク管理の目的上、それを期間のある負債として複製する。これらは コア要求払預金 と呼ばれる。
エクイティ・モデル・ブック (Equity model book (EMB))	一部の銀行は、株式に対するリターンを、金利に類似した基準リターン（すなわち、持分保有者の資金提供に対する報酬）と基準リターンを超える正味の収益についての残余リターンとに分解し、それらの全体的な動的リスク管理に自己資本管理目的を組み込んでいる。金利リスクの文脈では、これは エクイティ・モデル・ブック と通称される。このアプローチを適用する際には、自己資本の基本リターン要素は通常、固定金利リスク特性として複製され、それから動的リスク管理に含められる。
内部デリバティブ (Internal derivatives)	連結企業集団内の事業単位間で締結されるデリバティブ
管理対象エクスポージャー (Managed exposure)	企業が動的に管理している具体的なリスク（例えば、金利リスク）に対するエクスポージャー。本 DP では、金融資産、金融負債及び確定約定を、動的金利リスク管理の文脈での適格な 管理対象エクスポージャー と考えている。本 DP では、 パイプライン取引 と EMB を管理対象エクスポージャーと考えることができるかどうかを議論している。
管理対象ポートフォリオ (Managed portfolio)	ポートフォリオのベースでリスク管理されている複数の管理対象エクスポージャー。 管理対象ポートフォリオ は通常は オープン・ポートフォリオ である。
管理対象リスク (Managed risk)	企業が動的リスク管理活動を通じて管理している具体的なリスク。
純額オープン・リスク・ポジション (Net open risk position)	管理対象ポートフォリオ の中のロングとショート の管理対象エクスポージャー から生じる純額ポジション

オープン・ポートフォリオ (Open portfolio)	管理対象エクスポージャーの追加及び除去により時とともに変化する 管理対象エクスポージャー で構成されているポートフォリオ。一例は、銀行の貸付金のポートフォリオで、新規の貸付が追加され既存の貸付が時とともに満期となるか又は期限前返済されるものである。
パイプライン取引 (Pipeline transactions)	広告した金利での固定金利商品の発行予定を指す口語的表現。
複製ポートフォリオ (Replication portfolio)	金融商品又は資本のポートフォリオの具体的な特徴を、契約上の期間ではなく行動予測による期間に基づいて捕捉するために作成されるみなしポートフォリオ。例として、 コア要求払預金 と EMB がある。
リスク限度 (Risk limits)	リスク限度 とは、企業（例えば、銀行）が進んで許容するリスク水準について設定される閾値である。すなわち、企業がヘッジを通じてのリスク軽減を図ることなしに受け入れることのできる水準である。
リスク管理金融商品 (Risk management instruments)	純額オープン・リスク・ポジション から生じる 管理対象リスク を軽減するために使用されるデリバティブ金融商品
感応度分析 (Sensitivity analysis)	リスク・エクスポージャー（例えば、金利エクスポージャー）についての評価の変動を測定するリスク管理技法。例えば、銀行は 感応度分析 を、ベンチマーク金利イールドカーブが 10 ベーシスポイント (= 0.1%) 移動した場合に実現する、資産（貸付金及び証券）、負債（預金）及びデリバティブの価値変動を測定するために適用する。
サブベンチマーク金利 (Sub-benchmark rate)	ベンチマーク指標を下回る金利。例えば、市場がある銀行を他行よりも信用度が高いと考えている場合には、当該銀行は、ベンチマーク指標からマージンを控除した利率で資金を調達できる可能性がある。LIBOR 環境では、これは「サブ LIBOR」と呼ばれる。
スワップション (Swaptions)	事前に合意した金利で事前に合意した日にスワップを開始するオプション。銀行は、金融商品に組み込まれた期限前償還オプション（顧客による住宅ローンの期限前返済など）に対してヘッジするために スワップション を使用する場合がある。
移転価格 (Transfer prices)	企業（例えば、銀行）が、別々の事業単位が資金及びリスクを移転する場合に内部的に使用する価格。